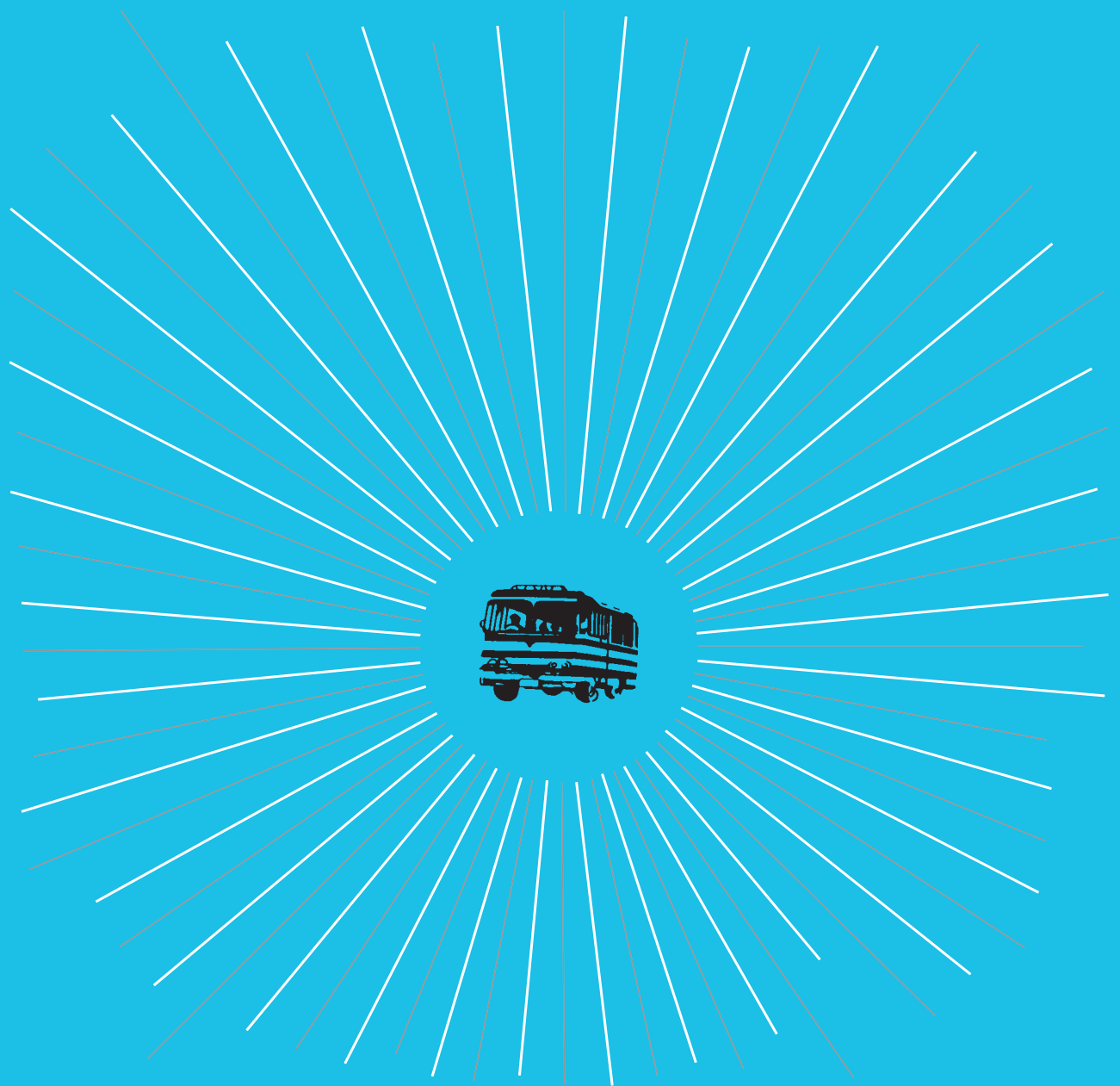


2013年版（平成25年）  
**日本のバス事業**



公益社団法人 **日本バス協会**

**52**

# 日本のバス事業・目次

I. バス事業の現状	1
1. 概況	1
(1) 国内輸送	1
(2) バス事業の現状	1
2. 乗合バス輸送状況推移表	2
3. 貸切バス輸送状況推移表	4
4. 国内輸送の現状	6
5. 業態別保有自動車数の推移	8
6. 高速バスの運行状況	10
II. バス事業	11
1. 交通政策基本法	11
2. 「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」フォローアップ会議	11
3. 乗合バス事業	20
(1) 平成24年度乗合バス事業の収支状況について	20
4. 都市交通	27
(1) 概要	27
(2) 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業（国土交通省）	27
(3) PTPS、バス専用通行帯、バス優先通行帯等	29
5. 地方交通	30
(1) 概要	30
(2) 地域公共交通確保維持改善事業～生活交通サバイバル戦略～	30
(3) 生活交通確保対策を講じる地方公共団体に対する地方財政措置	33
6. 乗合バス運賃	37
(1) ICカードの導入および営業政策的な割引について	37
(2) 地方自治体の補助による敬老乗車券	48
7. 貸切バス事業の収支状況について	50
III. 安全輸送の取組み	56
1. 安全輸送体制の確立	56
(1) 運輸安全マネジメントの推進	56
(2) バス事業における総合安全プラン2009	56
2. 大規模災害への対応	57
3. 飲酒運転防止対策	57
(1) 飲酒運転防止対策会議の設置と各種対策	57
(2) 飲酒運転防止対策の推進	58
(3) アルコール検知器の使用義務化	58
4. 車内事故防止対策	58
(1) 実施期間 平成25年7月1日～7月31日（1ヶ月間）	58
(2) 重点項目	58
(3) 実施事項	58
5. 改正道路交通法への対応	59
6. バスジャック・テロ対策	60
(1) バスジャック対策の推進	60
(2) テロ対策の徹底	61

7. 平成23・24年の交通事故	62
(1) 全国の交通事故の現状	62
(2) バス（事業用）に係る交通事故情報	63
(3) 事業用自動車の事故	66
8. 中央技術委員会の活動	68
(1) 第55回中央技術委員会バス改善要望全国会議	68
(2) 第61回中央技術委員会全国大会	68
<b>IV. 環境対策と交通バリアフリー法への対応</b>	<b>70</b>
1. 環境対策	70
(1) バス事業における低炭素社会実行計画	70
(2) 平成24年度の日本バス協会の対応	70
(3) NO <sub>x</sub> ・PM 対策	70
(4) グリーン経営の推進	71
(5) 環境対応車及び電気自動車の普及促進対策の予算概要（国土交通省）	72
2. 交通バリアフリー法への対応	74
(1) 交通バリアフリー法の概要	74
(2) ノンステップバスの普及方策	74
(3) 平成24年度の日本バス協会の対応	74
<b>V 労務関係</b>	<b>80</b>
1. 平成24年度バス事業賃金、労働時間等実態調査結果	80
(1) 年間総労働時間の実態（回答数 乗合354、貸切447）	80
(2) 女性運転者雇用状況（回答数290）	80
(3) 高齢運転者の雇用状況（回答数678）	81
(4) バスガイドの雇用状況（回答数258）	81
(5) 障害者の雇用状況（回答数232）	81
(6) 退職金算定基礎不算入率状況（回答数98）	81
(7) 中小企業退職金共済制度の活用状況（回答数172）	82
2. 平成25年度春季労使交渉	83
(1) 各労働組合の春闘に関する動向	83
(2) バス事業における春季労使交渉妥結結果（公営を除く。）	83
3. 平成25年度産業別最低賃金	85
<b>VI 交付金及び税制関係</b>	<b>88</b>
1. 運輸事業振興助成交付金	88
(1) 制度の創設	88
(2) 最近の交付金制度について	88
(3) 交付金の額	89
(4) 交付金事業	91
2. 税制改正	97
(1) 平成25年度税制改正要望について	97
(2) 平成26年度税制改正要望について	98
<b>資料</b>	<b>99</b>
1. 自動車関係諸税一覧表	100
2. 地域別旅行業者数	102
3. 日本のバス事業略年表（18. 4. 1～）	103
4. 都道府県バス協会名簿	106

# I. バス事業の現状

## 1. 概況

### (1) 国内輸送

平成23年度の国内輸送機関別の旅客輸送人員をみると、総輸送人員は287億77百万人（前年290億77百万人）と対前年1.0%減と前年から3億人減少した。内訳をみるとJRは88億37百万人（前年88億18百万人）と対前年0.2%増、民鉄は137億95百万人（前年138億51百万人）と対前年0.4%減、バスは44億14百万人（前年44億58百万人）と対前年0.1%減、ハイタクは16億59百万人（前年17億83百万人）と対前年7.0%減、航空は71百万人（前年82百万人）と対前年13.4%減となっており、JRの輸送人員が増加している。

次に輸送人員の分担率をみると民鉄47.9%に次いで、JRが30.7%、バスは15.3%と第3位、第4位はハイタクの5.8%、第5位は航空の0.2%の順になっている。<sup>※1)</sup>

また、自動車保有台数の推移をみると昭和51年央3,000万台、56年9月4,000万台、61年11月5,000万台、平成2年10月6,000万台、平成25年3月7,911万台となり、昭和51年央から平成25年3月まで37年間で2.6倍の伸びとなっており、このうち軽自動車は昭和51年に600万台であったが、平成25年3月では2,957万台と4.9倍の伸びを示している。<sup>※2)</sup>

従って、バス事業は益々陸上交通において自家用車にその領域を侵され、特に、軽自動車の伸びにより悪戦苦闘を続けている状況である。

### (2) バス事業の現状

乗合バスの輸送人員は昭和42年前後の100億人台から年々減少傾向を辿っていたが、平成23年度は41億1,770万人（前年41億5,818万人）、平成22年度対比1.0%減少（前年度0.5%減）した。輸送人キロは293億人キロ（前年286億人キロ）と対前年2.4%増（前年0.3%減）となっており、平成11年度を底に微増傾向にある。

営業収入をみると平成4年度をピークに減収になっており、平成22年度は9,297億6,200万円（前年9,737億4,200万円）と対前年4.5%減（前年1.9%減）となった。

貸切バスの輸送人員は長期的には増加傾向にあるが、平成23年度は2億9,605万人（前年3億人）と対前年0.1%減（前年は0.5%増）となっており、輸送人キロは374億人キロ（前年413億人キロ）と対前年9.4%減（2.8%減）となっている。

また、営業収入は4,334億2,200万円（前年4,219億9,900万円）と対前年2.7%増（前年5.7%減）となった。実働率は平成2年度をピークに減少傾向にあり、また、実働一日一車当り営業収入は平成4年度をピークに減少傾向にある。

---

※1) 資料6頁 ※2) 資料8頁

(表1)

## 2. 乗 合 バ ス 輸

項 目 年 度	事業者数	車 両 数 両	実 働 率 %	許可キロ キロ	総走行キロ 千キロ	輸送人員 千人	営業収入 百万円
昭和22	237	12,532		84,095	229,302	735,175	2,570
23	25	13,490		85,054	274,662	804,497	7,809
24	276	16,532		85,339	361,994	1,024,961	14,450
25	303	17,741	80.0	89,688	491,240	1,376,000	19,922
26	316	19,394	80.0	95,975	616,392	1,789,153	31,448
27	326	21,771	84.0	101,299	761,858	2,021,367	39,216
28	331	24,293	87.0	110,637	856,228	2,497,396	49,361
29	341	26,681	85.0	118,894	973,727	3,013,121	57,114
30	346	28,932	84.0	125,741	1,103,937	3,461,000	64,117
31	344	32,193	86.0	131,912	1,223,268	4,008,000	72,946
32	344	35,908	86.0	138,060	1,377,857	4,642,000	84,994
33	349	39,014	86.0	140,938	1,524,800	5,094,000	94,560
34	344	41,932	86.0	147,128	1,673,068	5,767,000	107,074
35	347	44,912	83.7	152,475	1,680,671	6,044,498	118,578
36	342	48,457	86.0	156,770	1,837,869	6,913,597	129,638
37	354	50,575	85.9	162,877	1,980,675	7,583,269	147,348
38	354	56,893	83.9	165,004	2,149,524	8,052,227	184,403
39	362	59,827	85.9	173,301	2,502,315	8,793,067	203,600
40	362	62,923	87.9	177,390	2,636,126	9,862,056	233,500
41	361	64,716	85.8	185,319	2,770,647	9,938,061	268,741
42	360	66,888	91.1	187,890	2,857,427	10,116,590	288,065
43	361	67,694	85.2	191,165	2,906,389	10,143,807	309,280
44	362	66,891	84.8	193,703	2,910,987	10,133,880	323,079
45	359	67,911	84.7	190,040	2,935,122	10,073,704	368,914
46	352	66,250	85.0	191,348	2,897,130	9,946,964	381,502
47	368	66,377	85.0	193,852	2,886,363	9,941,805	427,333
48	359	67,336	83.8	192,362	2,858,792	9,607,238	502,345
49	363	67,694	84.5	191,226	2,831,276	9,506,234	600,951
50	364	68,435	84.8	180,879	2,878,520	9,118,868	713,266
51	359	68,037	85.1	180,187	2,894,431	8,772,854	806,006
52	358	67,660	85.6	178,805	2,893,703	8,588,962	834,572
53	356	67,620	85.6	177,104	2,897,740	8,307,541	878,969
54	354	67,309	85.8	177,340	2,910,665	8,176,373	920,987
55	355	67,142	85.6	177,310	2,909,759	8,096,622	971,369
56	358	66,897	86.4	178,074	2,917,489	7,902,624	1,017,640
57	358	66,843	86.4	179,521	2,917,514	7,654,324	1,059,905
58	351	66,222	86.4	177,709	2,909,086	7,432,056	1,074,326
59	349	65,636	86.5	176,972	2,886,305	7,179,130	1,085,948
60	350	65,258	86.2	176,532	2,879,928	6,997,602	1,124,663
61	349	65,093	85.9	177,007	2,878,784	6,847,944	1,129,206
62	362	65,081	86.1	181,052	2,907,885	6,698,574	1,128,354
63	370	65,121	86.2	210,080	2,939,657	6,629,258	1,151,416
平成元	372	65,278	86.2	258,488	3,000,772	6,552,089	1,156,362
2	377	64,972	85.7	282,841	3,038,390	6,500,489	1,193,909
3	390	64,469	85.7	293,701	3,039,816	6,496,094	1,216,663
4	393	63,857	85.4	296,414	3,018,431	6,358,294	1,233,184
5	398	63,263	85.1	299,700	2,992,589	6,195,844	1,216,118
6	405	62,568	84.8	297,576	2,969,970	5,938,505	1,205,256
7	404	61,861	84.4	298,886	2,955,635	5,756,231	1,189,332
8	404	61,171	84.7	296,140	2,935,727	5,599,617	1,170,042
9	406	60,354	84.5	298,054	2,916,750	5,399,848	1,133,086
10	414	59,426	84.5	297,998	2,904,569	5,171,516	1,109,413
11	430	58,689	84.0	300,368	2,900,487	4,937,130	1,069,592
12	444	58,348	83.9	304,931	2,896,959	4,803,141	1,050,944
13	451	58,273	83.6	314,376	2,924,444	4,633,010	1,020,818
14	485	58,801	83.4	330,465	2,951,699	4,502,726	992,755
15	511	58,335	83.6	340,898	3,008,903	4,447,859	990,574
16	516	58,119	83.6	352,687	3,028,566	4,335,453	974,281
17	513	58,430	83.7	357,103	3,015,339	4,243,854	968,320
18	1,087	58,252	83.6	372,654	3,013,347	4,241,284	971,999
19	1,185	59,313	83.0	396,955	3,034,001	4,264,106	980,863
20	1,347	58,944	82.6	423,701	3,046,438	4,303,817	992,414
21	1,453	58,793	82.0	417,285	3,042,916	4,177,722	973,742
22	1,640	59,195	82.0	417,394	3,034,289	4,158,180	929,762
23	1,836	59,100	81.2	420,757	3,017,914	4,117,704	-

# 送 状 況 推 移 表

従業員総数 人	運転者 人	乗車密度 人	実働一日一車当り			項 目 年 度
			走行キロ キロ	輸送人員 人	営業収入 円	
		20.3	80			昭和22
		21.0	83			23
		19.0	86			24
		17.7	100	274		25
		17.8	110	324		26
		16.2	117	328		27
		18.7	121	346		28
		17.5	122	384	7,079	29
		17.5	127	405	7,403	30
		18.2	127	423	7,768	31
		18.0	128	438	7,922	32
		17.7	129	439	8,043	33
		18.3	131	459	8,437	34
		20.1	124	444	8,894	35
		20.1	124	467	8,758	36
		19.8	124	477	9,261	37
		20.9	128	480	11,206	38
		22.2	140	548	11,097	39
240,312	89,118	21.2	137	514	11,858	40
241,023	92,673	20.2	141	507	13,342	41
235,255	94,573	21.9	140	495	13,266	42
226,245	96,966	18.4	142	497	14,665	43
217,416	98,958	19.6	142	493	15,511	44
207,675	100,312	19.1	142	488	17,704	45
197,797	101,004	19.6	141	483	18,531	46
187,398	101,600	20.2	141	486	20,887	47
181,785	103,347	18.4	140	470	24,579	48
179,016	105,675	18.5	139	465	29,427	49
176,137	107,225	17.7	138	437	34,161	50
172,376	107,282	15.6	138	418	38,405	51
167,731	106,764	15.4	138	408	39,667	52
163,517	106,103	15.6	138	396	42,408	53
158,525	104,826	15.2	138	389	43,793	54
155,191	104,145	15.4	139	386	46,263	55
151,865	103,638	14.7	139	377	48,498	56
147,097	101,953	14.0	140	366	50,683	57
142,662	100,285	13.4	140	358	51,734	58
137,764	98,170	13.1	141	350	52,997	59
134,116	96,564	12.7	142	345	55,402	60
131,243	95,362	12.4	143	339	55,923	61
127,896	93,345	11.7	144	332	55,935	62
126,191	92,761	11.8	146	329	57,139	63
124,540	92,261	12.0	149	325	57,353	平成元
123,134	91,501	12.1	152	324	59,534	2
120,542	90,094	12.5	152	325	60,896	3
119,382	89,344	12.5	153	322	62,356	4
117,890	88,417	12.1	153	317	62,221	5
114,732	86,576	11.7	154	308	62,456	6
111,866	84,847	11.3	154	300	62,046	7
109,028	83,017	11.0	155	296	61,819	8
106,487	81,439	10.7	156	290	60,759	9
103,604	79,409	10.6	157	279	59,882	10
100,464	77,046	10.1	158	269	58,291	11
97,006	74,420	10.1	160	265	57,993	12
97,455	74,883	10.1	162	257	56,638	13
98,123	74,720	10.4	165	252	55,564	14
96,853	73,926	10.2	167	246	54,861	15
94,512	72,303	10.1	168	241	54,138	16
93,868	72,883	10.3	170	240	54,715	17
93,231	72,978	10.5	171	240	59,134	18
94,915	74,316	10.6	171	243	55,847	19
99,826	75,784	11.1	171	242	64,115	20
97,363	74,644	10.7	172	235	52,838	21
103,299	80,073	-	171	235	52,822	22
106,499	81,811	-	170	231	53,620	23

(表2)

## 3. 貸切バス輸

項目 年度	事業者数	車両数 両	実働率 %	総走行キロ 千キロ	輸送人員 千人	営業収入 百万円
昭和25	312	1,112		20,197	12,284	
26	353	1,729		38,192	23,472	
27	373	2,321		60,539	38,475	4,356
28	401	3,233		81,359	47,026	6,364
29	416	3,842	72.0	205,237	64,522	8,839
30	428	4,153	73.0	122,695	73,082	10,364
31	431	4,854	70.0	152,276	88,268	13,222
32	440	5,517	72.0	170,575	94,014	15,908
33	431	6,424	70.0	190,129	105,161	17,141
34	428	6,853	68.0	219,392	117,246	20,182
35	442	8,256	66.5	265,175	134,307	24,858
36	448	10,232	58.5	306,431	116,551	30,943
37	491	11,682	58.8	362,381	137,607	36,327
38	520	13,345	62.4	468,393	168,050	43,459
39	526	14,585	61.5	506,225	189,907	50,300
40	529	14,587	59.1	511,633	166,927	55,700
41	530	14,918	61.2	574,437	173,457	63,029
42	527	15,056	63.6	630,479	177,619	70,278
43	531	13,483	64.5	675,258	180,728	75,406
44	534	17,978	64.1	691,312	176,768	94,001
45	559	17,017	63.1	739,061	180,989	115,416
46	568	18,029	62.9	732,221	176,803	112,427
47	604	17,662	65.1	783,985	183,750	124,032
48	623	17,851	63.7	766,128	178,097	169,050
49	636	18,090	61.6	744,775	171,911	202,931
50	661	18,352	60.8	744,177	174,609	241,925
51	682	18,701	63.0	800,784	176,107	257,645
52	695	19,394	63.6	835,633	181,657	290,613
53	714	19,650	65.0	888,350	186,549	318,984
54	732	20,308	65.3	952,541	203,146	345,656
55	755	21,326	64.8	980,422	203,692	391,040
56	778	21,883	65.3	1,037,006	209,165	411,533
57	809	22,383	64.9	1,063,590	205,856	442,946
58	829	23,110	65.3	1,116,812	210,059	459,850
59	862	24,186	66.5	1,179,836	216,893	496,722
60	904	24,842	66.8	1,235,135	232,192	538,825
61	974	25,610	65.7	1,257,107	219,709	531,439
62	1,032	26,726	66.0	1,343,838	224,916	555,541
63	1,074	27,707	67.0	1,451,941	237,111	605,061
平成元	1,137	28,682	67.3	1,500,700	246,355	639,369
2	1,205	29,858	67.3	1,571,311	255,762	702,876
3	1,259	31,099	66.0	1,579,837	252,781	739,302
4	1,325	32,334	63.5	1,542,921	249,049	744,547
5	1,401	32,934	61.4	1,553,674	247,655	705,623
6	1,456	33,194	61.2	1,549,207	248,120	612,933
7	1,537	33,357	61.6	1,575,352	248,941	592,304
8	1,663	33,804	62.1	1,584,471	247,835	587,430
9	1,905	35,327	61.4	1,583,394	247,384	580,175
10	2,122	36,508	59.8	1,589,543	247,861	544,400
11	2,336	37,661	59.0	1,614,264	251,614	543,354
12	2,864	36,815	58.0	1,628,838	254,714	509,908
13	3,281	39,806	56.8	1,649,602	260,958	477,407
14	3,521	41,115	56.0	1,668,243	272,295	468,354
15	3,581	42,718	54.8	1,674,217	278,375	473,796
16	3,743	44,685	54.6	1,698,226	290,595	454,051
17	3,923	45,625	54.6	1,729,257	301,563	389,896
18	4,110	45,170	54.3	1,708,699	296,401	429,945
19	4,159	44,832	53.5	1,699,166	296,040	477,851
20	4,196	44,617	52.4	1,704,464	303,363	409,999
21	4,392	46,676	50.2	1,677,422	298,582	447,378
22	4,492	47,452	50.1	1,651,699	300,049	421,999
23	4,533	47,693	50.0	1,544,059	296,053	433,422

# 送 状 況 推 移 表

従業員総数 人	運 転 者 人	乗車密度 人	実働一日一車当り			項 目 年 度
			走行キロ キロ	輸送人員 人	営業収入 円	
						昭和25
						26
						27
						28
			106	63	9,029	29
			111	66	8,716	30
			118	65	10,269	31
			12	68	11,672	32
			124	68	11,235	33
			133	71	12,247	34
		50.0	143	72	13,519	35
		48.4	153	58	15,676	36
		58.2	149	56	15,447	37
		44.7	157	56	15,247	38
		42.3	154	58	16,003	39
47,921	16,374	42.3	157	51	17,703	40
49,461	16,737	45.8	166	50	17,126	41
48,562	16,914	45.5	172	48	20,200	42
48,132	17,211	45.3	187	48	22,446	43
48,870	18,172	45.6	188	46	23,977	44
47,906	18,009	46.7	192	46	27,843	45
47,903	18,529	46.4	197	45	27,171	46
47,144	18,739	43.7	200	45	30,298	47
45,526	18,900	45.3	216	44	41,768	48
44,924	18,746	52.8	199	44	52,115	49
47,497	19,338	52.4	200	45	62,020	50
47,420	19,285	44.4	204	43	63,355	51
48,221	19,621	44.4	206	43	69,352	52
50,580	20,489	43.7	208	43	72,781	53
50,950	20,882	41.0	211	43	73,671	54
52,030	21,479	39.8	211	43	81,627	55
53,331	22,003	38.9	216	42	82,310	56
54,900	22,316	38.2	217	40	86,779	57
55,949	22,810	37.1	223	40	87,054	58
56,884	23,579	36.8	222	39	90,429	59
57,951	24,258	36.6	225	41	94,353	60
59,266	24,859	35.3	219	38	93,059	61
57,623	24,507	35.3	223	37	92,125	62
63,196	27,340	35.0	228	37	94,995	63
62,973	28,053	34.4	228	37	97,173	平成元
93,486	28,972	34.1	230	37	102,787	2
66,418	30,739	32.8	229	37	107,223	3
67,051	31,056	34.3	226	37	109,165	4
67,299	31,195	34.6	227	37	104,353	5
65,436	30,807	34.2	229	37	90,549	6
64,585	30,923	34.0	232	37	87,098	7
63,811	30,992	33.7	231	36	85,744	8
62,129	31,038	33.6	231	36	84,729	9
58,732	30,405	33.3	230	36	78,767	10
63,262	32,646	33.0	232	36	77,935	11
64,971	36,241	32.6	232	36	72,523	12
65,663	37,817	32.4	231	37	66,808	13
65,116	39,434	32.2	230	38	49,109	14
67,427	41,544	32.5	228	38	64,467	15
67,212	41,898	32.8	226	39	60,522	16
58,010	36,996	33.0	228	40	51,326	17
64,546	42,420	32.9	225	39	54,096	18
65,411	41,890	31.6	225	40	59,674	19
64,490	42,323	32.4	228	41	57,206	20
73,098	52,530	32.1	232	41	52,226	21
67,908	41,173	-	223	40	-	22
64,171	45,392	-	223	40	-	23



## 4. 国内輸送の現状

(表3) 国内輸送機関別旅客輸送人員の推移および分担率の推移

(単位：百万人)

年度	自動車						鉄道				旅客船		国内航空		計	
	乗合バス		貸切バス		ハイヤー タクシー		J R		民営		人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)
	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)	人員	分担率 (%)						
昭和25	1,376	(14.6)	12	(0.1)	73	(0.8)	3,001	(31.9)	4,961	(52.6)		(0.0)		(0.0)	9,423	(100.0)
30	3,461	(24.8)	73	(0.5)	562	(4.0)	3,849	(27.6)	5,932	(42.6)	74	(0.5)		(0.0)	13,951	(100.0)
35	6,044	(30.6)	134	(0.7)	1,205	(6.1)	5,124	(25.9)	7,166	(36.2)	101	(0.5)	1	(0.0)	19,775	(100.0)
40	9,862	(34.5)	167	(0.6)	2,627	(9.2)	6,722	(23.5)	9,076	(31.8)	119	(0.4)	5	(0.0)	28,578	(100.0)
45	10,074	(32.4)	181	(0.6)	4,288	(13.8)	6,534	(21.0)	9,850	(31.7)	137	(0.5)	15	(0.0)	31,079	(100.0)
46	9,947	(32.0)	171	(0.6)	4,251	(13.7)	6,659	(21.4)	9,836	(31.7)	178	(0.6)	16	(0.0)	31,064	(100.0)
47	9,942	(32.0)	184	(0.6)	3,919	(12.6)	6,724	(21.7)	10,061	(32.4)	188	(0.7)	19	(0.0)	31,037	(100.0)
48	9,607	(31.2)	178	(0.6)	3,737	(12.2)	6,871	(22.3)	10,185	(33.1)	171	(0.6)	24	(0.0)	30,773	(100.0)
49	9,506	(31.0)	172	(0.6)	3,222	(10.5)	7,113	(23.2)	10,476	(34.2)	178	(0.6)	25	(0.0)	30,692	(100.0)
50	9,119	(30.1)	175	(0.6)	3,220	(10.6)	7,048	(23.3)	10,540	(34.8)	170	(0.5)	25	(0.1)	30,297	(100.0)
51	8,773	(29.3)	176	(0.6)	3,269	(10.8)	7,180	(24.0)	10,402	(34.7)	164	(0.5)	28	(0.1)	29,992	(100.0)
52	8,589	(28.7)	182	(0.6)	3,249	(10.8)	7,068	(23.6)	10,699	(35.7)	162	(0.5)	33	(0.1)	29,982	(100.0)
53	8,308	(27.9)	187	(0.6)	3,373	(11.3)	6,997	(23.5)	10,763	(36.1)	162	(0.5)	37	(0.1)	29,827	(100.0)
54	8,176	(27.3)	203	(0.7)	3,515	(11.7)	6,931	(23.2)	10,907	(36.4)	166	(0.6)	41	(0.1)	29,939	(100.0)
55	8,097	(27.1)	204	(0.7)	3,427	(11.4)	6,825	(22.8)	11,180	(37.4)	160	(0.5)	40	(0.1)	29,932	(100.0)
56	7,903	(26.4)	209	(0.7)	3,408	(11.4)	6,793	(22.7)	11,425	(38.2)	161	(0.5)	42	(0.1)	29,940	(100.0)
57	7,654	(25.8)	207	(0.7)	3,323	(11.2)	6,742	(22.8)	11,527	(38.9)	156	(0.5)	40	(0.1)	29,648	(100.0)
58	7,432	(25.0)	210	(0.7)	3,315	(11.2)	6,797	(22.9)	11,741	(39.6)	153	(0.5)	41	(0.1)	29,689	(100.0)
59	7,179	(24.2)	217	(0.7)	3,284	(11.1)	6,884	(23.2)	11,868	(40.1)	155	(0.5)	45	(0.1)	29,633	(100.0)
60	6,998	(23.6)	232	(0.8)	3,257	(11.0)	6,941	(23.4)	12,048	(40.6)	154	(0.5)	44	(0.1)	29,674	(100.0)
61	6,848	(22.9)	220	(0.7)	3,267	(10.9)	7,104	(23.7)	12,310	(41.1)	154	(0.5)	46	(0.2)	29,949	(100.0)
62	6,699	(22.0)	225	(0.7)	3,342	(11.0)	7,356	(24.2)	12,616	(41.4)	165	(0.5)	50	(0.2)	30,453	(100.0)
63	6,629	(21.3)	237	(0.7)	3,326	(10.7)	7,761	(24.9)	12,981	(41.7)	157	(0.5)	53	(0.2)	31,144	(100.0)
平成元	6,552	(20.8)	246	(0.8)	3,301	(10.4)	7,980	(25.3)	13,231	(42.0)	160	(0.5)	60	(0.2)	31,530	(100.0)
2	6,500	(20.2)	256	(0.8)	3,223	(10.0)	8,358	(26.0)	13,581	(42.3)	163	(0.5)	65	(0.2)	32,146	(100.0)
3	6,496	(19.9)	253	(0.8)	3,177	(9.7)	8,676	(26.5)	13,884	(42.4)	162	(0.5)	69	(0.2)	32,717	(100.0)
4	6,358	(19.5)	249	(0.8)	3,041	(9.3)	8,818	(27.1)	13,876	(42.6)	158	(0.5)	70	(0.2)	32,570	(100.0)
5	6,196	(19.2)	248	(0.8)	2,922	(9.0)	8,906	(27.5)	13,853	(42.8)	157	(0.5)	70	(0.2)	32,352	(100.0)
6	5,939	(18.6)	248	(0.8)	2,822	(8.9)	8,884	(27.9)	13,714	(43.1)	151	(0.5)	75	(0.2)	31,833	(100.0)
7	5,756	(18.2)	249	(0.8)	2,758	(8.7)	8,982	(28.4)	13,648	(43.2)	149	(0.5)	78	(0.2)	31,620	(100.0)
8	5,600	(17.8)	248	(0.8)	2,684	(8.5)	8,997	(28.7)	13,596	(43.4)	148	(0.5)	82	(0.3)	31,355	(100.0)
9	5,400	(17.6)	247	(0.8)	2,615	(8.5)	8,859	(28.9)	13,339	(43.4)	145	(0.5)	86	(0.3)	30,691	(100.0)
10	5,172	(17.2)	248	(0.8)	2,515	(8.3)	8,764	(29.1)	13,249	(43.9)	128	(0.4)	88	(0.3)	30,164	(100.0)
11	4,937	(16.7)	252	(0.8)	2,466	(8.3)	8,718	(29.4)	13,033	(44.0)	120	(0.4)	91	(0.3)	29,617	(100.0)
12	4,803	(16.4)	255	(0.9)	2,433	(8.3)	8,671	(29.5)	12,976	(44.2)	110	(0.4)	93	(0.3)	29,341	(100.0)
13	4,633	(15.9)	261	(0.9)	2,344	(8.0)	8,650	(29.7)	13,070	(44.8)	111	(0.4)	95	(0.3)	29,165	(100.0)
14	4,503	(15.6)	272	(0.9)	2,366	(8.2)	8,585	(29.7)	12,976	(44.9)	109	(0.4)	97	(0.3)	28,908	(100.0)
15	4,448	(15.3)	278	(0.9)	2,352	(8.1)	8,642	(29.8)	13,116	(45.2)	107	(0.4)	95	(0.3)	29,038	(100.0)
16	4,335	(15.1)	291	(1.0)	2,244	(7.8)	8,618	(30.0)	13,068	(45.4)	101	(0.4)	94	(0.3)	28,751	(100.0)
17	4,244	(14.7)	302	(1.0)	2,217	(7.7)	8,683	(30.0)	13,271	(45.9)	103	(0.4)	94	(0.3)	28,914	(100.0)
18	4,241	(14.5)	296	(1.0)	2,209	(7.6)	8,778	(30.1)	13,465	(46.2)	99	(0.3)	97	(0.3)	29,185	(100.0)
19	4,264	(14.3)	296	(1.0)	2,137	(7.2)	8,988	(30.2)	13,853	(46.6)	100	(0.3)	95	(0.3)	29,733	(100.0)
20	4,303	(14.4)	303	(1.0)	2,025	(6.8)	8,984	(30.2)	13,992	(47.0)	99	(0.3)	91	(0.3)	29,797	(100.0)
21	4,178	(14.2)	299	(1.0)	1,948	(6.6)	8,841	(30.1)	13,883	(47.3)	93	(0.3)	84	(0.3)	29,326	(100.0)
22	4,158	(14.3)	300	(1.0)	1,783	(6.1)	8,818	(30.3)	13,851	(47.6)	85	(0.3)	82	(0.3)	29,077	(100.0)
23	4,118	(14.3)	296	(1.0)	1,659	(5.8)	8,837	(30.7)	13,795	(47.9)	-	-	71	(0.2)	28,777	(100.0)

※1. 平成22年度及び23年度のハイヤータクシーの数値には、東日本大震災の影響により北海道運輸局及び東北運輸局管内の23年3月、4月の数値を含まない。  
 なお、括弧内の数値は、参考までに、北海道運輸局及び東北運輸局のハイヤータクシーを含む数値を算出したものである。  
 ※2. 旅客船の数値については、直近年の数値が未詳のため、合計は当該数値を除いた暫定値である。

(注) 国土交通省資料による。

(表4) 国内輸送機関別旅客輸送人キロの推移および分担率の推移

(単位：億人キロ)

年度	自動車						鉄道				旅客船		国内航空		計	
	乗合バス		貸切バス		ハイヤー タクシー		J R		民営		人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)
	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)	人キロ	分担率 (%)						
昭和30	187	(11.4)	44	(2.7)	25	(1.5)	912	(55.7)	449	(27.4)	20	(1.2)	2	(0.1)	1,639	(100.0)
35	314	(13.3)	111	(4.7)	52	(2.2)	1,240	(52.6)	604	(25.7)	27	(1.2)	7	(0.3)	2,355	(100.0)
40	533	(15.4)	199	(5.8)	113	(3.3)	1,740	(50.3)	814	(23.5)	31	(0.9)	29	(0.8)	3,459	(100.0)
45	524	(13.0)	295	(7.3)	193	(4.8)	1,897	(46.9)	991	(24.5)	48	(1.2)	94	(2.3)	4,042	(100.0)
46	517	(12.8)	290	(7.2)	191	(4.7)	1,903	(47.0)	997	(24.6)	50	(1.2)	103	(2.5)	4,051	(100.0)
47	547	(13.0)	290	(6.9)	188	(4.5)	1,978	(46.8)	1,025	(24.2)	67	(1.6)	127	(3.0)	4,222	(100.0)
48	490	(11.3)	293	(6.8)	187	(4.3)	2,081	(48.0)	1,048	(24.2)	74	(1.7)	160	(3.7)	4,333	(100.0)
49	494	(11.1)	330	(7.4)	158	(3.5)	2,156	(48.4)	1,085	(24.3)	78	(1.7)	160	(3.6)	4,461	(100.0)
50	475	(11.0)	326	(7.0)	156	(4.0)	2,153	(48.0)	1,085	(24.0)	69	(2.0)	191	(4.0)	4,455	(100.0)
51	421	(10.0)	296	(7.0)	154	(3.5)	2,107	(49.0)	1,088	(25.0)	67	(1.5)	201	(4.0)	4,334	(100.0)
52	412	(10.0)	308	(7.0)	149	(3.0)	1,997	(47.0)	1,126	(26.0)	65	(1.0)	236	(6.0)	4,293	(100.0)
53	415	(10.0)	321	(7.0)	159	(4.0)	1,958	(45.0)	1,153	(27.0)	64	(1.0)	269	(6.0)	4,339	(100.0)
54	409	(9.0)	322	(7.0)	165	(4.0)	1,947	(44.0)	1,178	(27.0)	64	(2.0)	302	(7.0)	4,387	(100.0)
55	413	(9.0)	324	(7.0)	161	(4.0)	1,931	(44.0)	1,214	(28.0)	61	(1.0)	297	(7.0)	4,400	(100.0)
56	403	(9.0)	334	(8.0)	164	(4.0)	1,921	(43.0)	1,241	(28.0)	60	(1.0)	310	(7.0)	4,433	(100.0)
57	383	(9.0)	335	(8.0)	153	(3.0)	1,908	(43.0)	1,256	(29.0)	59	(1.0)	301	(7.0)	4,395	(100.0)
58	364	(8.0)	341	(8.0)	157	(4.0)	1,929	(43.0)	1,285	(29.0)	57	(1.0)	306	(7.0)	4,439	(100.0)
59	351	(8.0)	356	(8.0)	156	(4.0)	1,942	(43.0)	1,302	(29.0)	58	(1.0)	335	(7.0)	4,500	(100.0)
60	338	(8.0)	370	(8.0)	158	(4.0)	1,972	(43.0)	1,326	(29.0)	57	(1.0)	335	(7.0)	4,556	(100.0)
61	329	(7.0)	363	(8.0)	157	(3.0)	1,983	(43.0)	1,365	(30.0)	57	(1.0)	353	(8.0)	4,607	(100.0)
62	314	(7.0)	387	(8.0)	161	(3.0)	2,047	(43.0)	1,400	(30.0)	59	(1.0)	385	(8.0)	4,753	(100.0)
63	319	(7.0)	414	(8.0)	161	(3.0)	2,176	(44.0)	1,442	(29.0)	57	(1.0)	411	(8.0)	4,980	(100.0)
平成元	330	(7.0)	420	(8.0)	159	(3.0)	2,227	(43.0)	1,462	(29.0)	60	(1.0)	471	(9.0)	5,129	(100.0)
2	337	(6.0)	436	(8.0)	156	(3.0)	2,377	(44.0)	1,498	(28.0)	63	(1.0)	516	(10.0)	5,383	(100.0)
3	347	(6.0)	422	(8.0)	161	(3.0)	2,470	(44.0)	1,531	(28.0)	62	(1.0)	553	(10.0)	5,546	(100.0)
4	345	(6.2)	430	(7.7)	156	(2.8)	2,496	(44.7)	1,527	(27.4)	61	(1.1)	567	(10.2)	5,582	(100.0)
5	331	(5.9)	431	(7.7)	152	(2.7)	2,500	(44.9)	1,527	(27.4)	61	(1.1)	571	(10.2)	5,573	(100.0)
6	319	(5.8)	429	(7.8)	144	(2.6)	2,444	(44.2)	1,520	(27.5)	60	(1.1)	613	(11.1)	5,529	(100.0)
7	306	(5.5)	433	(7.8)	138	(2.5)	2,490	(44.6)	1,511	(27.1)	55	(1.0)	650	(11.6)	5,583	(100.0)
8	293	(5.2)	430	(7.6)	133	(2.4)	2,517	(44.8)	1,504	(26.7)	56	(1.0)	690	(12.3)	5,623	(100.0)
9	283	(5.1)	428	(7.7)	128	(2.3)	2,477	(44.4)	1,473	(26.4)	54	(1.0)	732	(13.1)	5,575	(100.0)
10	281	(5.1)	425	(7.7)	123	(2.2)	2,428	(44.0)	1,461	(26.4)	46	(0.8)	760	(13.8)	5,524	(100.0)
11	266	(4.8)	428	(7.8)	121	(2.2)	2,408	(43.8)	1,443	(26.2)	45	(0.8)	793	(14.4)	5,504	(100.0)
12	270	(4.9)	426	(7.7)	121	(2.2)	2,407	(43.7)	1,438	(26.1)	43	(0.8)	797	(14.5)	5,502	(100.0)
13	268	(4.9)	427	(7.7)	118	(2.1)	2,411	(43.7)	1,443	(26.1)	40	(0.7)	815	(14.8)	5,521	(100.0)
14	275	(5.0)	429	(7.8)	119	(2.2)	2,392	(43.3)	1,430	(25.9)	39	(0.7)	839	(15.2)	5,525	(100.0)
15	277	(5.0)	434	(7.8)	120	(2.2)	2,412	(43.4)	1,438	(25.9)	40	(0.7)	833	(15.0)	5,554	(100.0)
16	274	(4.9)	442	(8.0)	116	(2.1)	2,420	(43.7)	1,432	(25.8)	39	(0.7)	818	(14.8)	5,541	(100.0)
17	277	(4.9)	451	(8.0)	115	(2.1)	2,460	(43.7)	1,452	(25.8)	40	(0.7)	832	(14.8)	5,627	(100.0)
18	281	(4.9)	445	(7.8)	115	(2.0)	2,490	(43.8)	1,469	(25.8)	38	(0.7)	857	(15.0)	5,695	(100.0)
19	286	(5.0)	434	(7.5)	111	(1.9)	2,552	(44.2)	1,503	(26.0)	38	(0.7)	843	(14.7)	5,767	(100.0)
20	299	(5.2)	434	(7.6)	106	(1.9)	2,536	(44.3)	1,510	(26.3)	35	(0.6)	809	(14.1)	5,729	(100.0)
21	287	(5.2)	425	(7.7)	102	(1.8)	2,442	(44.1)	1,497	(27.0)	31	(0.6)	752	(13.6)	5,536	(100.0)
22	286	(5.2)	413	(7.5)	79	(1.4)	2,446	(44.6)	1,489	(27.2)	30	(0.5)	737	(13.4)	5,480	(100.0)
23	293	(5.4)	374	(6.9)	72	(1.3)	2,469	(45.7)	1,481	(27.4)	-	-	712	(13.2)	5,401	(100.0)

(注) 国土交通省資料による。

## 5. 業態別保有自動車数の推移

(表5)

年	合 計			バ ス									
	計	営業用	自家用	計	普 通 車			小 型 車					
					営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用	
昭和31	1,502			35	33	2							
36	3,404	306	3,098	58	53	5	57	53	4	0.6	0.1	0.5	
41	8,123	504	7,619	105	77	28	84	76	8	21	1.4	20	
42	9,639	539	9,100	117	79	38	88	78	10	29	1.4	28	
43	11,680	582	11,098	123	81	42	93	80	13	30	1.4	29	
44	14,024	630	13,394	154	84	70	99	82	17	55	1.5	53	
45	16,528	671	15,857	176	85	91	104	83	21	72	1.5	70	
46	18,919	709	18,210	190	85	105	104	83	21	86	1.7	84	
47	21,162	742	20,420	197	84	113	100	82	18	97	1.7	95	
48	23,870	776	23,094	206	84	122	96	82	14	110	1.7	108	
49	25,963	826	25,137	213	85	128	97	83	14	116	1.9	114	
50	27,868	848	27,020	219	86	133	102	84	18	117	1.9	115	
51	29,133	863	28,270	220	87	133	106	85	21	114	2.0	112	
52	31,048	887	30,161	222	87	135	103	85	18	119	2	117	
53	32,964	910	32,054	224	87	137	104	85	19	120	2	118	
54	35,181	945	34,236	227	88	139	105	85	20	122	3	119	
55	37,333	980	36,353	228	87	141	105	84	21	123	3	120	
56	38,992	1,008	37,984	230	89	141	107	85	22	123	4	119	
57	40,833	1,029	39,804	229	89	140	107	85	22	122	4	118	
58	42,688	1,047	41,641	230	89	141	108	85	23	122	4	118	
59	44,559	1,078	43,481	229	90	139	108	85	23	121	5	116	
60	46,363	1,114	45,249	230	90	140	109	85	24	121	5	116	
61	48,240	1,150	47,090	230	90	140	109	85	24	121	5	116	
62	50,223	1,184	49,039	232	91	141	110	85	25	122	6	116	
63	52,544	1,236	51,308	233	91	142	110	85	25	123	6	117	
平成元	55,137	1,300	53,837	239	93	146	112	86	26	127	7	120	
2	57,994	1,355	56,639	242	94	148	114	87	27	128	7	121	
3	60,499	1,410	59,089	246	95	151	115	87	28	131	8	123	
4	62,712	1,455	61,257	247	95	152	116	87	29	131	8	123	
5	64,498	1,484	63,014	248	96	152	116	87	29	132	9	123	
6	66,278	1,499	64,779	246	96	150	116	87	29	130	9	121	
7	68,104	1,545	66,559	245	96	149	115	86	29	130	10	120	
8	70,106	1,589	68,517	243	95	148	114	85	29	129	10	119	
9	71,776	1,632	70,144	242	95	147	113	84	29	129	11	118	
10	72,857	1,660	71,197	241	96	145	113	84	29	128	12	116	
11	73,688	1,661	72,027	237	96	141	111	83	28	126	13	113	
12	74,581	1,672	72,909	235	96	139	110	82	28	125	14	111	
13	75,524	1,698	73,826	236	99	137	110	83	27	126	16	110	
14	76,270	1,706	74,564	234	100	134	110	83	27	124	17	107	
15	76,892	1,711	75,181	233	102	131	110	84	26	123	18	105	
16	77,390	1,725	75,665	233	103	130	112	85	27	121	18	103	
17	78,278	1,757	76,521	232	105	127	110	85	25	122	20	102	
18	78,992	1,778	77,214	232	106	126	110	85	25	122	21	101	
19	79,236	1,791	77,445	231	107	124	110	86	24	121	21	100	
20	79,081	1,796	77,285	231	108	123	110	86	24	121	22	99	
21	78,801	1,768	77,033	230	108	122	110	86	24	120	22	98	
22	78,694	1,735	76,959	228	108	120	108	85	23	120	23	97	
23	78,661	1,953	76,708	227	108	119	108	85	23	119	23	96	
24	79,113	1,948	77,165	226	108	118	108	85	22	119	23	95	
25	79,625	1,928	77,697	226	109	117	108	85	22	119	24	95	
対前年度比	(100.6)	(99.0)	(100.7)	(100.0)	(100.9)	(99.2)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(104.3)	(100.0)	

- (注) 1. 上記数字は3月末現在である。  
2. 「その他」は特殊用途車・大型特殊車である。  
3. 千台未満は四捨五入した。よって合計と一致しない。  
4. 「小型二輪」及び「軽自動車」については、統計上、営業用・自家用の区別をしていないため、便宜上「自家用」区分としている。  
5. 国土交通省資料による。

(単位：千台)

乗用車			トラック			その他			小型二輪車	軽自動車	年
計	営業用	自家用	計	営業用	自家用	計	営業用	自家用			
158	47	111	693	93	600	34			51	531	昭和31
440	76	364	1,316	166	1,150	80	11	69	50	1,460	36
1,878	151	1,727	2,870	255	2,615	164	21	143	48	3,058	41
2,475	162	2,313	3,407	274	3,133	189	24	165	55	3,396	42
3,274	175	3,099	4,057	298	3,756	224	28	196	64	3,938	43
4,291	190	4,101	4,672	323	4,349	263	33	230	77	4,567	44
5,512	206	5,306	5,126	343	4,783	306	37	269	110	5,298	45
6,777	218	6,559	5,460	365	5,095	352	41	311	172	5,968	46
8,173	226	7,947	5,792	386	5,406	344	46	398	220	6,436	47
9,965	227	9,738	6,263	414	5,849	461	51	410	238	6,737	48
11,598	233	11,365	6,721	447	6,274	515	61	454	262	6,654	49
13,207	238	12,969	7,055	461	6,594	557	63	494	277	6,553	50
14,822	243	14,579	7,371	469	6,902	596	64	532	257	5,867	51
16,206	245	15,961	7,758	488	7,270	631	67	564	277	5,954	52
17,569	246	17,323	8,023	506	7,517	671	71	600	292	6,185	53
19,186	248	18,938	8,388	533	7,855	720	76	644	328	6,332	54
20,559	249	20,310	8,647	564	8,083	766	80	686	384	6,749	55
21,543	250	21,293	8,683	586	8,097	794	83	711	445	7,297	56
22,515	251	22,264	8,655	603	8,052	823	86	737	522	8,089	57
23,389	251	23,138	8,564	618	7,946	852	89	763	617	9,036	58
24,283	252	24,031	8,462	643	7,819	880	93	787	700	10,005	59
25,027	252	24,775	8,318	617	7,701	976	155	821	776	11,036	60
25,847	252	25,595	8,306	704	7,602	944	104	840	851	12,062	61
26,688	253	26,435	8,203	669	7,534	1,055	171	884	912	13,133	62
27,825	255	27,570	8,281	706	7,575	1,008	184	824	974	14,223	63
28,976	256	28,720	8,473	752	7,721	1,174	199	975	1,016	15,259	平成元
30,882	257	30,625	8,613	790	7,823	1,237	214	1,023	1,045	15,975	2
32,437	260	32,177	8,746	826	7,920	1,302	229	1,073	1,000	16,768	3
33,950	260	33,690	8,826	857	7,969	1,367	243	1,124	1,022	17,300	4
35,234	260	34,974	8,822	874	7,948	1,418	254	1,164	1,070	17,706	5
36,509	259	36,250	8,778	881	7,897	1,469	263	1,206	1,128	18,148	6
37,755	257	37,498	8,768	909	7,859	1,541	283	1,258	1,177	18,618	7
39,103	256	38,847	8,736	935	7,801	1,645	303	1,342	1,209	19,170	8
40,476	256	40,220	8,694	962	7,732	1,555	319	1,236	1,225	19,584	9
41,283	258	41,025	8,564	975	7,589	1,650	331	1,319	1,243	19,876	10
41,783	258	41,525	8,347	968	7,379	1,754	339	1,415	1,269	20,298	11
42,056	257	41,799	8,134	969	7,165	1,838	350	1,488	1,288	21,030	12
42,365	256	42,109	8,106	1,105	7,001	1,754	238	1,516	1,308	21,755	13
42,528	259	42,269	7,907	1,102	6,805	1,754	245	1,509	1,334	22,513	14
42,655	263	42,392	7,666	1,095	6,571	1,720	251	1,469	1,352	23,266	15
42,624	267	42,357	7,414	1,097	6,317	1,674	258	1,416	1,370	24,075	16
42,776	271	42,505	7,280	1,115	6,165	1,643	266	1,377	1,397	24,950	17
42,747	273	42,474	7,160	1,126	6,034	1,618	273	1,345	1,428	25,807	18
42,230	274	41,956	7,014	1,132	5,882	1,600	278	1,322	1,453	26,708	19
41,469	274	41,195	6,884	1,135	5,749	1,578	279	1,299	1,479	27,440	20
40,799	271	40,528	6,568	1,111	5,457	1,528	278	1,250	1,505	28,171	21
40,420	265	40,155	6,363	1,083	5,280	1,512	279	1,233	1,524	28,647	22
40,135	250	39,885	6,215	1,076	5,139	1,646	296	1,350	1,535	29,050	23
40,143	244	39,899	6,136	1,074	5,062	1,495	284	1,211	1,543	29,569	24
40,009	241	39,768	6,068	1,073	4,995	1,502	288	1,214	1,566	30,254	25
(99.7)	(98.8)	(99.7)	(98.9)	(98.9)	(98.7)	(100.5)	(101.4)	(100.2)	(101.5)	(102.3)	対前年度比

## 6. 高速バスの運行状況

年	事業者数	運行系統数 (延)	運行回数 (1日)	輸送人員 (年間)		高速自動車国道 供 用 キ ロ
				全乗合	高速バス	
	社	本	回	百万人	千人	km
昭和41	5	8	101	9,862	3,846	189.7
51	23	56	453	9,119	11,216	1,888.3
60	51	199	1,516	7,179	29,155	3,554.8
61	57	249	1,866	6,998	32,538	3,720.9
62	60	262	1,961	6,848	34,325	3,909.8
63	78	313	2,253	6,699	40,165	4,279.6
平成元	95	478	2,444	6,629	43,952	4,406.1
2	117	772	2,952	6,552	50,585	4,660.5
3	129	957	3,501	6,500	55,884	4,869.4
4	137	1,093	3,670	6,496	57,213	5,054.9
5	138	1,128	3,668	6,358	55,210	5,404.4
6	141	1,243	3,491	6,196	51,991	5,574.3
7	144	1,307	4,176	5,939	54,474	5,677.1
8	147	1,388	4,462	5,756	55,006	5,929.6
9	143	1,420	4,597	5,600	57,690	6,114.3
10	153	1,483	4,827	5,400	59,705	6,385.3
11	153	1,589	5,506	5,172	66,691	6,531.3
12	154	1,532	5,207	4,937	66,604	6,615.2
13	158	1,617	5,569	4,803	69,687	6,860.8
14	169	1,638	6,018	4,633	76,955	6,959.6
15	165	1,530	5,744	4,503	85,596	7,187.4
16	177	1,592	5,953	4,448	83,464	7,333.5
17	187	1,730	6,293	4,335	84,355	7,363.4
18	200	2,010	6,521	4,244	79,048	7,389.1
19	270	3,077	8,698	4,241	99,197	7,421.6
20	281	3,451	9,453	4,264	101,351	7,553.7
21	295	4,049	10,431	4,304	109,920	7,640.8
22	299	4,263	11,405	4,178	105,820	7,788.9
23	310	4,722	12,454	4,158	103,853	7,894.6

- (注) 1. 上記数字は、3月末現在である。ただし、61年度以前の実績のうち輸送人員(年間)及び高速自動車国道供用キロを除き、6月1日現在のものである。
2. 平成18年までは、当該系統距離の半分以上を高速自動車国道・都市高速道路及び本四連絡道路を利用して運行する乗合バスを高速バスとした。平成20年からは、1系統距離が50km以上のものを高速バスとした。(平成19年の数値については、一部補正した。)
3. 運行系統数は各事業者の運行系統数の合計で、共同運行事業者については重複計上されている。
4. 国土交通省資料による。

## Ⅱ バス事業

### 1. 交通政策基本法

交通基本法案は平成23年3月に閣議決定されたものの、直後に東日本大震災が発生。震災関連法案の審議を優先させるため継続審議を繰り返し、平成24年8月22日の衆議院国土交通委員会で、交通基本法について、高橋会長が意見陳述をするなど早期成立に向けて要望活動を行ってきたが、最終的には24年末の政権交代で廃案になった。新政権下において、かねてからの悲願であった交通政策基本法案が平成25年11月1日に閣議決定し、11月27日に成立、12月4日公布、施行になった。

今後は法律に基づき作成される交通政策基本計画が極めて重要で、現状においても既に大半の事業者は、赤字経営の状況にあり、交通基本法が法制化されることに伴い、地域公共交通を計画的に確保するためには財政措置の抜本的拡充が期待される。(資料P12参照)

○詳細は国土交通省 報道発表(平成25年11月1日)参照  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12\\_hh\\_000053.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000053.html)

### 2. 「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」フォローアップ会議

国土交通省では、「バス事業のあり方検討会」の報告書を踏まえ、平成25年4月に「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を公表し、これを受け高速バス委員会、貸切委員会を5月に開催し、ご当局から同プランの説明を受けた。

また、当該措置の実施状況についてフォローアップ・効果検証等を行うため、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」フォローアップ会議を開催することとした。

バス業界の念願であった高速ツアーバスが廃止されることが昨年7月をもって実現されることになった。国土交通省では新高速乗合バスへの移行した事業者に対して、移行後1年間を集中的なチェック期間として、安全管理体制や法令遵守状況等の確認を通じ、安全運行の徹底を図ることとなった。

一方、貸切バスについては、役員の法令試験の厳格化、所要資金額や賠償限度額に関する許可基準の強化、運輸安全マネジメント実施の義務づけ対象の中小事業者への拡大等規制が強化等、規制の見直しが進められているが、貸切バス業界から従前要望していた最低車両数の引上げ、車両台数に応じた人員確保の義務づけ、車齢規制の復活、緊急調整措置の導入等は継続協議になった。

これらの参入規制の見直しについて、昨年10月から開催されている「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」フォローアップ会議において業界の総意として要望していくこととなっている。

また、貸切バスの運賃料金制度の見直しについて、安全・安心回復プランでは、「安全コストが運賃・料金に反映される新たな制度に移行するとともに、時間・キロ併用制運賃への移行等を実施する。」ことを平成25年度中に実施することとなっている。(資料P13参照)

○詳細な資料は国土交通省 報道発表参照  
[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk3\\_000053.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000053.html)

## ●交通政策基本法案

我が国経済・社会活動を支える基盤である国際交通、幹線交通及び地域交通について、国際競争力の強化や地域の活力の向上、大規模災害時への対応等の観点から、国が自治体、事業者等と密接に連携しつつ総合的かつ計画的に必要な施策を推進していくため、交通に関する施策についての基本理念を定め、関係者の責務等を明らかにするとともに、政府に交通政策基本計画の閣議決定及び国会報告を義務づける。

国際競争の激化・我が国経済の低迷

災害に強い国土・地域づくり

人口減少・少子高齢化

我が国が抱える喫緊の課題に対し、交通政策に求められる役割は極めて大きい

例えば

- 我が国の国際競争力の強化のための国際交通ネットワークや港湾・空港等の強化
- 危機的状況にある地域の公共交通の確保・改善
- 大規模災害時における旅客・物流ネットワークの機能の確保と迅速な回復 等

これらの課題への対応には

- ・ 長期的視野に立った計画的な取組
- ・ 多様な主体の連携・協働(関係省庁、交通事業者、自治体、住民 等)が不可欠

### 「交通政策基本法案」の制定



(成田空港)

基本理念や関係者の責務等を明確化



(富山市のLRT)

### 交通政策基本計画の閣議決定・国会報告

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| ➤ 国際競争力の強化に必要な施策 | ➤ 地域の活力の向上に必要な施策       |
| ➤ 大規模災害時への対応     | ➤ 生活交通確保やバリアフリー化       |
| ➤ 環境負荷の低減に必要な施策  | ➤ まちづくりや観光立国の観点からの施策 等 |



(九州新幹線)

必要な支援措置(法制上、財政上等)

毎年国会に年次報告(「交通白書」)



(離島航路)

我が国が抱える喫緊の課題に対し、  
政府・関係者が一体となり強力に交通政策を推進するための枠組みを構築

(注) 国土交通省資料

# プランに定められた各措置の進捗状況について(一覧)

## 新高速乗合バス関係

措置名	実施時期 (予定)	スケジュール												
		平成25年						平成26年						
		4月・5月	6月・7月	8月・9月	10月	11月	12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	平成27年 1月～3月		
① 高速ツアーバスの新高速乗合バスへの移行・一本化	平成25年7月未まで	許可審査移行完了(7月末)	運輸開始後の現場確認 安全運行の点検 呼出確認等	新規許可を端緒とする監査 (11月から順次実施)										
② 委託者・受託者が一体となった安全管理体制の構築(運輸安全マネジメントの実施)	平成25年4月以降	管理の委託許可要件 (平成24年7月～)	省令公布 (8月)	省令施行 (10月)	届出期限 【施行から 3月以内】									
③ 業界団体を中心とした適正化事業(コンサルティング)の導入	平成25年5月以降	巡回指導開始 (5月～)			巡回指導完了 (11月末)									
④ 過労運転防止のための交替運転者の配置基準の明確化・厳格化とその適用	平成25年8月	通達改正 (5月)	全面適用 (8月)											適用(デジタル式運行記録計による運行管理体制の構築等) (1月)

※既に実施・着手した事項については青字、第1回会議以降に着手した事項については赤字にて記載している。  
 ※現時点(平成26年1月)の予定であり、今後変更される可能性がある。

(注) 国土交通省資料



# プランに定められた各措置の進捗状況について(一覧)

## 貸切バス関係

措置名	実施時期 (予定)	スケジュール											
		平成25年				平成26年				平成27年			
		4月・5月	6月・7月	8月・9月	10月	11月	12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
⑤役員への法令試験の厳格化 ⑥運行管理者・運転者の雇用契約等の確認 ⑦営業所等の現場確認の徹底	平成25年10月				通達改正 施行(10月)								
⑧所要資金額に関する許可基準の強化	平成25年10月				通達改正 施行(10月)								
⑧賠償限度額に関する許可基準の強化	平成25年10月				告示公布 (10月)			施行 (12月)					
⑨法令遵守に係る自己点検制度の導入・点検 結果の報告義務付け	平成25年10月			通達制定 (9月)	自己点検、個別指導の実施 (10月～)								
⑩業界団体を中心とした適正化事業(コンサル テインク)の導入	業界団体との調整 が完了次第実施			検討委員会 の立ち上げ (8月)	実施可能な地域から順次実施								
⑪悪質事業者への集中的監査と厳格な処分の 実施	平成25年10月			通達改正 (9月)	監査方針 施行 (10月)	処分基準 施行 (11月)							
⑫運輸安全マネジメント実施義務付け対象の 中小事業者への拡大	平成25年10月			省令公布 (8月)	省令施行 (10月)		届出期限 (施行から 3月以内)						
⑬運行管理制度の強化	平成25年10月			省令公布 (8月)				通達改正 (3月予定)	施行 (5月)				
⑭交替運転者の配置基準の策定	平成25年8月	通達改正 (5月)		全面適用 (8月)				適用(デジタル式運行記録計による運行管理体制の構築等)					
⑮デジタル式運行記録計・ドライブレコーダー による運行管理体制の構築	平成26年1月	補助制度の実施 (平成22年度より継続実施)											
⑯運賃・料金制度の改革 ⑰書面取引の徹底 ⑱円滑な移行のための環境整備	平成25年度末まで 実施済(以降、取扱い強化) 平成25年度末までに検討		要素別原価データの収集		データ集計作業 基準運賃額の算定		貸切バス運賃料 金制度WG 開催		通達改正 広報・ 周知普及	施行 (4月)			
⑲運送申込者による安全阻害行為等が疑わ れる場合の対応等	平成25年度末までに検討							制度の検討、観光庁等との調整					

※既に実施、着手した事項については赤字にて記載している。

※現時点(平成25年10月)の予定であり、今後変更される可能性がある。

(注) 国土交通省資料

# 「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に盛り込まれた措置の進捗状況(詳細)

## 1. 新高速乗合バスへの移行・一本化

措置名	具体的内容	実施時期(予定)	実施時期(実績及び見通し)	進捗状況及び見通し(平成25年9月末現在)
① 高速ツアーバスの新高速乗合バスへの移行・一本化	大都市圏のターミナル駅周辺等におけるバス停留所の確保や、道路運送法の手続の迅速処理等を通じて、確実かつ円滑な移行を図る。	平成25年7月末	平成25年7月末までに完了	高速ツアーバスについて、平成25年7月末をもって廃止し、新高速乗合バスへの移行・一本化を完了。 新高速乗合バス事業者に対する移行後のフォローアップとして、主要な停留所における現場チェック(安全運行の点検)、各地方運輸局等における呼び出し確認等を実施。
② 委託者・受託者が一体となった安全管理体制の構築(運輸安全マネジメントの実施)	貸切バス事業者への管理の委託を行う場合に、委託者・受託者が一体となった安全管理体制を構築するため、運輸安全マネジメントの実施を義務付ける。(省令改正等)	平成25年4月以降	平成24年7月より先行的に実施	委託者(乗合バス事業者)・受託者(貸切バス事業者)が一体となった安全管理体制を構築するため、乗合バス事業者に対する貸切委託運行の許可要件として、運輸安全マネジメントの実施を先行的に義務付け、安全管理体制の強化を実施。【平成24年7月通達改正】
③ 業界団体を中心とした適正化事業(コンサルティング)の導入	業界団体を中心として適正化事業(法令遵守の徹底に関する営業所への巡回指導等)を導入、推進する。	平成25年5月以降	平成25年10月より実施	さらに、上記内容について法令上の明確化を図るため、安全管理規程の設定・届出、安全統括管理者の選任・届出を義務付けを実施。【平成25年8月省令改正】
④ 過労運転防止のための交替運転者の配置基準の明確化・厳格化とその適用	長距離運行の際の運転者の過労運転を防止するため、ワンマン運行に係る上限距離等を定める。(通達改正)	平成25年8月(夜間運行について一部実施済み)	平成25年5月以降順次実施(平成25年11月までに完了予定)	新高速乗合バス事業者が属する業界団体の自主的な取組によって同事業者の営業所への巡回指導等を行い、事業者の法令遵守・安全運行の徹底を図る取組を実施。
			平成25年8月より実施	ワンマン運行の運転時間を原則9時間まで、実車距離を原則500km(夜間運行にあっては運転時間を原則9時間まで、実車距離を原則400km)までとするほか、連続運転時間や連続乗務回数に上限を設けることにより、長距離運行の際の運転者の過労運転の防止に向けた取組を実施。【平成25年5月通達改正】

(注) 国土交通省資料

# 「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に盛り込まれた措置の進捗状況(詳細)

## 2. 貸切バスの安全性向上

### (1) 参入時・参入後の安全性チェック

措置名	具体的内容	実施時期(予定)	実施時期(実績及び見通し)	進捗状況及び見通し(平成25年9月末現在)
⑤ 役員への法令試験の厳格化	新規許可時に実施する法令試験の受験対象者を代表権を有する常勤役員に限定するほか、試験方法を厳格化する。(通達改正)	平成25年10月	平成25年10月より実施	一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請時等(当該事業の譲渡譲受において譲受人が新規事業者となる場合、また、当該事業の合併・分割・相続において存続する事業者若しくは相続人が新規事業者となる場合を含む)において実施する法令試験を以下のように厳格化を図る。【平成25年10月通達改正】 ① 受験対象者を代表権を有する常勤の役員に限定 ② 不合格時の再試験は1回とし、再試験に不合格となった場合には許可申請は却下する ③ 出題範囲に「改善基準告示」、「運輸安全マネジメント」、「貸切バス選定・利用ガイドライン」を加える ④ 法令試験の実施日を全体的に原則月1回の実施とする ⑤ 法令試験の合格基準を90%以上に引き上げる
⑥ 運行管理者・運転者の雇用契約等の確認	新規許可時に運行管理者・運転者の雇用契約等の写しを提出させる。(通達改正)	平成25年10月	平成25年10月より実施	一般貸切旅客自動車運送事業の許可後、当該一般貸切旅客自動車運送事業者が運輸を開始した場合に届け出る際の確認対象として、運行管理者及び運転者の雇用契約が確認できる書面として、労働基準法第15条第1項の規定に基づく使用者が運転者及び運行管理者に対して労働条件を明示した書面の写し等の添付を義務化する。【平成25年10月通達改正】
⑦ 営業所等の現場確認の徹底	運輸開始届出時に、営業所や重庫等の施設の設置状況について現地調査等を実施する。(通達改正)	平成25年10月	平成25年10月より実施	一般貸切旅客自動車運送事業者が運輸を開始した場合に届け出る際の確認対象として、営業所・自動車重庫、事業用自動車・体動反照施設の事業計画等に定める運輸施設について写真を提出させ、当該事業許可申請時における事業計画等の確保状況の確認と併せ、速やかに事業用施設の状態について現地調査を実施する。【平成25年10月通達改正】
⑧ 所要資金額や賠償限度額に関する許可基準の強化	参入時に必要となる資金確保の基準を引き上げるとともに、事業者が加入すべき損害賠償責任保険の対人賠償限度額を、1人当たり98,000万円から無制限に引き上げる。(通達・告示改正)	平成25年10月	平成25年10月より実施	一般貸切旅客自動車運送事業許可申請時において審査上必要となる事業開始当初に必要な資金額の確保状況について、車両費並びに土地賃貸及び建物賃の基準を、現行の2ヶ月分のローン支払金又はリース料から6ヶ月分へと引き上げる。【平成25年10月通達改正】 貸切バスの事故発生時に一般貸切旅客自動車運送事業者の確実な賠償を可能とするため、締結すべき損害賠償保険・共済契約の対人賠償限度額について、現行の「8,000万円以上」を「無制限」へと引き上げる。【平成25年10月改正告示公布】
⑨ 法令遵守に係る自己点検制度の導入・点検結果の報告義務付け	事業者の法令遵守意識を高めるため、法令遵守状況等を事業者自らが行う点検(自己点検)する制度を導入する。また、点検結果は国土交通省への報告を求めるとともに、巡回指導(講習会等)を通じて、点検結果の個別にアプリングや改善方法の助言等を行う。(通達改正等)	平成25年10月	平成25年10月より実施	事業者自らが法令遵守状況等に関する自己点検を行い、当該結果について国土交通省への報告を義務付けるとともに、国土交通省は点検結果に基づき事業者への個別にアプリングを行い、必要な助言等を実施(セルフサービスの認定を受けた又は直近に監査を受けた事業者等を除く)。【平成25年9月通達制定】
⑩ 業界団体を中心とした適正化事業(コンサルティング)の導入	業界団体を中心として適正化事業(法令遵守の徹底に関する各業界団体への巡回指導等)を導入、推進する。	業界団体との調整が完了次第実施	平成25年度中に実施予定	公益社団法人日本バス協会において、平成25年8月に「貸切バス事業者に関する適正化コンサルティング事業検討委員会」が設置されるなど、業界団体の自主的な取組による業界所への巡回指導等について、事業者の法令遵守・安全運行の徹底を図る「適正化モデル事業」の実施方法等について検討・調整がなされているところ。
⑪ 悪質事業者への集中的な監査と厳格な処分の実施	重要な法令違反の懸念がある貸切バス事業者に対して集中的な監査を実施するとともに、当該違反が確認された場合には事業停止とするなど処分を厳格化する。(通達改正)	平成25年10月	平成25年10月より実施(一部11月より実施)	重点かつ悪質な法令違反の懸念がある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施し、当該違反が確認された場合には30日間の事業停止とするなど処分を厳格化するほか、記録の記載不備等の軽微な法令違反に対しては文書警告に止めざるなど、行政資源の制約がある中で効果的・効果的な監査・実効性のある処分を実施。【平成25年9月通達改正】

(注) 国土交通省資料

# 「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に盛り込まれた措置の進捗状況(詳細)

## (2) 全ての事業者での安全優先経営の徹底

措置名	具体的内容	実施時期(予定)	実施時期(実績及び見通し)	進捗状況及び見通し(平成25年9月末現在)
⑩ 運輸安全管理マネジメント実施義務付け対象の中小事業者への拡大	①全ての貸切バス事業者に安全管理規程の作成・届出・安全統括管理者の選任・届出を義務付ける。(省令改正) ②安全管理の実施方法や必要な体制等について講習会による啓発・指導等を行うとともに、中小事業者等に対する効果的な評価方法を検討・確立した上で評価を実施する。(通達改正)	①平成25年10月 ②平成25年4月以降	平成25年10月より実施 平成25年4月以降実施 平成25年度内に対処方針を確立予定	経営トップの主体的な関与の下、現場を含む組織が一丸となった安全管理体制の構築を図るため、全ての貸切バス事業者に対して、安全管理規程の設定・届出、安全統括管理者の選任・届出を義務付け、運輸安全管理マネジメントを実施させることにより、安全管理体制の強化を実施。【平成25年8月省令改正】 事業者に対して、運輸安全管理マネジメントの取組方法等に関する国会及び国会が認定した民間主体のセミナー等により、広く啓発・指導等を実施。【平成25年7月通達改正】 さらに、中小事業者等に対する効果的な評価方法のための調査・検討を実施。
⑬ 運行管理制度の強化	乗務員の体調変化等による運行中止等の判断・指示を運行管理者が適切に実施するための体制整備を義務付ける。(省令改正)	平成26年5月	平成26年5月より実施	安全運行に責任を有する運行管理者が、運転者の体調不良や走行環境の変化等のトラブル発生時に必要な判断・指示を行えるよう、次のとおり運行管理制度の強化を実施。【平成25年8月省令改正】 ①運転者に対して、車両運行中の体調不良や走行環境の変化等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは運行管理者への報告を義務付け、運行管理者が報告に基づいて運行の継続、中止等について必要な判断・指示等を実施 ②事業者に対して、運行に関する状況を適切に把握するための体制整備の義務付けを実施
⑭ 交替運転者の配置基準の策定	長距離運行の際の運転者の過労運転を防止するため、ワンマン運行に係る上限距離等を定める。(通達改正)	平成25年8月 (夜間運行について一部実施済み)	平成25年8月より実施	ワンマン運行の運転時間を原則9時間まで、実車距離を原則5000km(夜間運行)については、運転時間を原則9時間まで、実車距離を原則4000km)までとするほか、連続運転時間や連続乗務回数に上限を設けることにより、長距離運行の際の運転者の過労運転の防止に向けた取組を実施。【平成25年5月通達改正】
⑮ デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーによる運行管理体制の構築	①交替運転者が配置されていない状況で長距離・長時間運行を行う場合には、デジタル式運行記録計による運行管理を行うことを義務付ける。(通達改正) ②ドライブレコーダーと合わせて、導入時における支援拡充や導入後の運転者教育への活用の方策の明示等により、一層の普及を促進する。	①平成26年1月 (夜間運行について一部実施済み) ②平成25年4月以降	平成26年1月より実施 平成22年度より継続実施	実車距離4000kmを超える夜間ワンマン運行又は1日合計距離が実車距離6000km(高速乗合バス)にあつては5000km)を超えるワンマン運行を行う場合には、車両にデジタル式運行記録計を装着し、事業者が同機器を用いた運行管理を行うことにより輸送の安全性向上を実施。【平成25年5月通達改正】 平成22年度から継続して、デジタル式運行記録計やドライブレコーダー等の運行管理の高度化に資する機器の導入に対する支援を行い、同機器の一層の普及・促進を図っているほか、平成25年度より、過労運転防止のための先進的な取組に対する支援を新たに導入するなど、より一層の運行管理体制の強化を実施。

(注) 国土交通省資料

# 「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に盛り込まれた措置の進捗状況(詳細)

## (3) ビジネス環境の適正化・改善

措置名	具体的内容	実施時期(予定)	実施時期(実績及び見通し)	進捗状況及び見通し(平成25年9月末現在)
⑯ 運賃・料金制度の改革	安全コストが運賃・料金に反映される新たな制度に移行するとともに、時間・キロ併用制運賃への移行等を実施する。(通運改正)	平成25年度末まで	平成25年度末までに実施	時間・キロ併用制運賃の基準額を求めため、一般貸切旅客自動車運送事業者の標準能率事業者を選定した上で、貸切事業収入・要業別原価・総乗務時間・安全コストに係る経費について調査を実施したところ。今後、集計作業に入り、回作業が済み次第、基準額を算定し、その後、運賃・料金WGを開催して制度設計を行う。【平成25年度末まで】
⑰ 貸切バス事業者と運送申込者との間における書面取引の徹底	運賃・料金の内訳が記載された運送引受書の発行・交付・保存を徹底し、監査における重点的チェック対象とともに、旅行者との関与が疑われる場合における監査や処分について、観光庁と連携して対応する。なお、旅行業法に基づき処分等の権限を持つ都道府県についても、観光庁を通じて同様に協力を求めていく。	実施済み。 平成25年4月以降取組を強化	平成25年10月より実施 平成25年度末までに実施	監査の重点事項として、一般貸切旅客自動車運送事業者の運賃・料金の収受状況、運送引受書(写しを含む)の作成・交付・保存状況について位置付けたところ。【平成25年9月通運改正】 運送引受書の記載事項については、新たな運賃・料金制度の実施と併せて見直しを実施する。【平成25年度末まで】
⑱ 運送申込者による安全阻害行為等が疑われる場合の対応	貨物自動車運送事業法における「荷主警告制度」を参考としつつ、運賃・料金に係る法律違反について再発防止に資する新たな制度の導入を検討する。	平成25年度末までに検討	平成25年10月から12月	運賃・料金制度の見直しと合わせて、運賃・料金WGにおいて内容を検討する。
⑲ 円滑な移行のための環境整備	新たな運賃・料金制度に対する発注者・利用者全般の理解を促進するため、「貸切バス選定・利用ガイドライン」の改訂・周知等を行う。(通運改正)	平成25年10月	平成25年度末	運賃・料金制度の見直しと合わせて、書面取引の徹底に係る記述の追加等、実施要項の検討を行う。

(注) 国土交通省資料

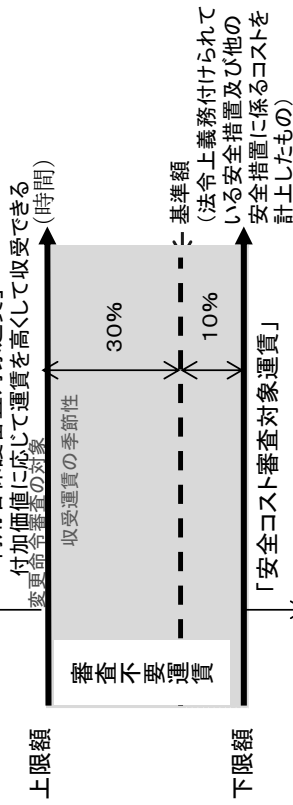
# 運賃・料金制度の改革

## WGの設置

平成24年7月に学識経験者貸切バス事業者、旅行業者等の関係者から構成される「貸切バス運賃・料金制度WG(座長:加藤博和 名古屋大学大学院准教授)」を設置し、合理的で実効性のある貸切バスの運賃・料金制度の構築に向けて検討を進め、以下のとおりとりまとめた。

## とりまとめ内容

### 1. 「審査不要運賃」と「安全コスト審査対象運賃」・「利用者保護審査対象運賃」の枠組みの導入



### 2. 合理的でわかりやすい「時間・キロ併用制運賃方式」への移行

現行の「時間制運賃」、「キロ制運賃」、「時間・キロ選択制運賃」、「行先別運賃」から、コスト項目を時間コストとキロコストに分類して算定した合理的でわかりやすい制度である、「時間・キロ併用制運賃」に移行・一本化。

※料金制度は一部を運賃に包含し、残りを簡素化し、基本的に自由に設定することができることとする。

## 今後の進め方

平成25年度中に速やかに新制度へ移行することとし、逐次、準備や進捗の状況等を検証

## 貸切バス運賃・料金制度WGを再開し、以下の項目を検討

### 検討項目

- ① 貸切バス事業者の要素別原価の集計結果・貸切バス事業者の中から選定した標準能率事業者の要素別原価の集計結果の検証
- ② 「時間・キロ併用制運賃方式」の基準額・①に基づき算定した基準額について検討
- ③ 運賃ブロックの検討  
・大都市圏における運賃ブロックの設定要否について検討
- ④ 運賃関連通達の改正  
・貸切バスの運賃関連通達の改正内容について検討
- ⑤ 運送申込者による安全阻害行為等が疑われる場合の対応・運賃・料金に係る法律違反について再発防止に資する新たな制度の導入の検討
- ⑥ 円滑な移行のための環境整備  
・新たな運賃・料金制度に対する発注者・利用者全般の理解を促すため、「貸切バス選定・利用ガイドライン」の改訂・周知の検討

平成25年12月 第1回 開催  
平成26年1・2月 第2・3回 開催予定

### 3. 乗合バス事業

#### (1) 平成24年度乗合バス事業の収支状況について（調査対象事業者は、保有車両数30両以上の254者）

##### ①全事業者の概況

- 収入：輸送人員が引き続き減少傾向にあり、前年度と比較して0.3%減少し、収入は前年度と比較して0.1%の減少。
- 支出：人件費の減少等により、前年度と比較して1.8%の減少。
- 経常収支率：前年度から1.6%上昇して94.8%。
- 黒字事業者：74者〔67者〕（29.0%〔27.3%〕）  
（調査対象事業者は、保有車両数30両以上の255者〔245者〕）  
（注）〔 〕内は、2以上のブロックにまたがる事業者の重複分を除いた事業者数。

##### ②事業主体別の収支状況等について

- 民営バスの経常収支率は、収入が増加し支出が減少したことから、前年度に比べ上昇（95.6%→96.5%）。
- 公営バスの経常収支率は、収入及び支出ともに減少したが支出の減少の方が大きく、前年度に比べ上昇（85.5%→89.1%）。

##### イ. 民営バス

- ・収入については、輸送人員が対前年度比1.1%の増加となり、対前年度比0.8%の増加となった。
- ・支出については、燃料油脂費が対前年度比1.1%の増加、原価の56.6%を占める人件費が対前年度比0.1%の減少となり、対前年度比0.03%の減少となった。
- ・経常収支率は、運送収入の増加、人件費及び車両減価償却費の減少等により、前年度より0.9%上昇して96.5%となった。

##### ロ. 公営バス

- ・収入については、輸送人員が対前年度比4.7%の減少となり、対前年度比3.5%の減少となった。
- ・支出については、燃料油脂費が対前年度比5.5%の減少、原価の55.0%を占める人件費が対前年度比2.0%の減少となり、対前年度比7.4%の減少となった。
- ・経常収支率は、人件費及び車両減価償却費の減少等により、前年度より3.6%上昇して89.1%となった。

##### ③大都市部とその他地域について

- 大都市部の経常収支率は、収入及び支出ともに減少したが支出の減少の方が大きく、前年度に比べ上昇（97.4%→99.5%）。
- その他地域の経常収支率は、収入及び支出ともに減少したが支出の減少の方が大きく、前年度に比べ上昇（87.3%→88.3%）。

##### ア. 大都市部\*

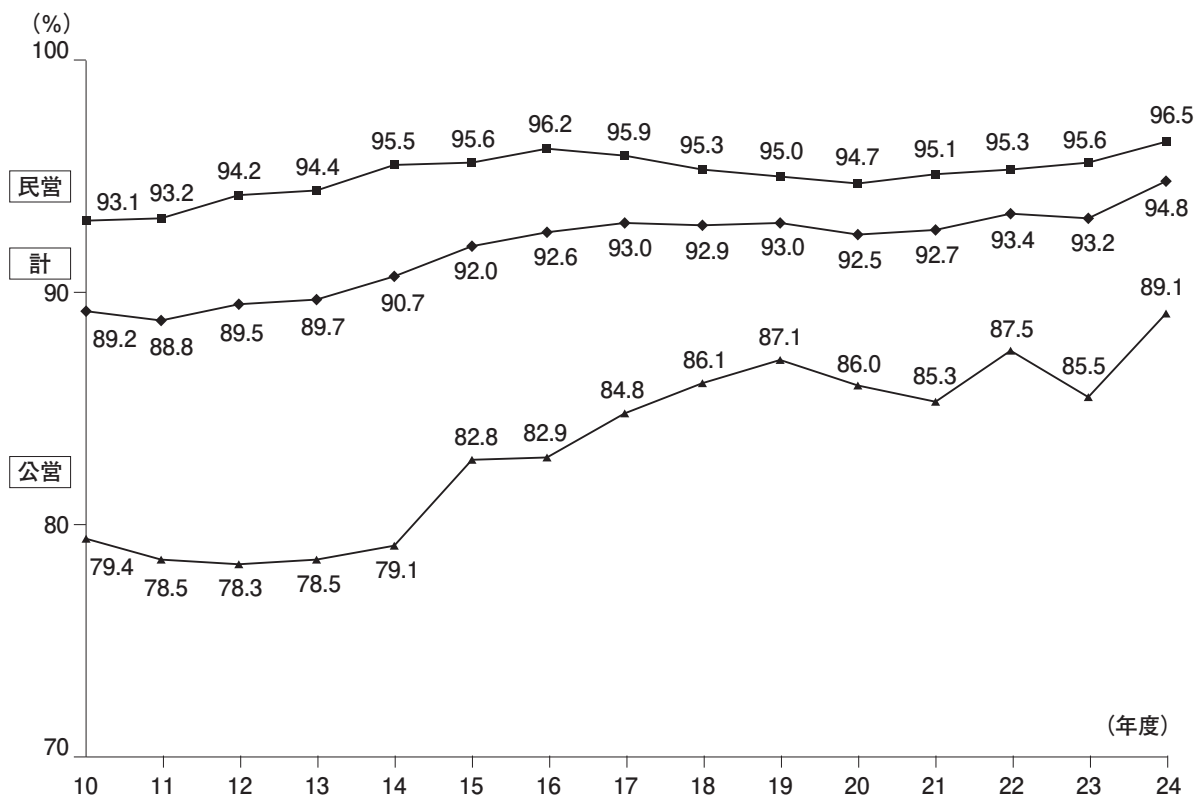
- ・収入については、輸送人員が対前年度比0.6%の減少となり、対前年度比0.07%の減少となった。
- ・支出については、原価の55.9%を占める人件費が対前年度比3.2%の減少となり、対前年度比2.2%の減少となった。
- ・経常収支率は、前年度より2.1%上昇して99.5%となった。

※大都市部（三大都市圏）とは、千葉、武相（東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県）、京浜（東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市）、東海（愛知県、三重県及び岐阜県）、京阪神（大阪府、京都府（京都市を含む大阪府に隣接する地域）及び兵庫県（神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域））ブロックの集計値。

##### イ. その他地域

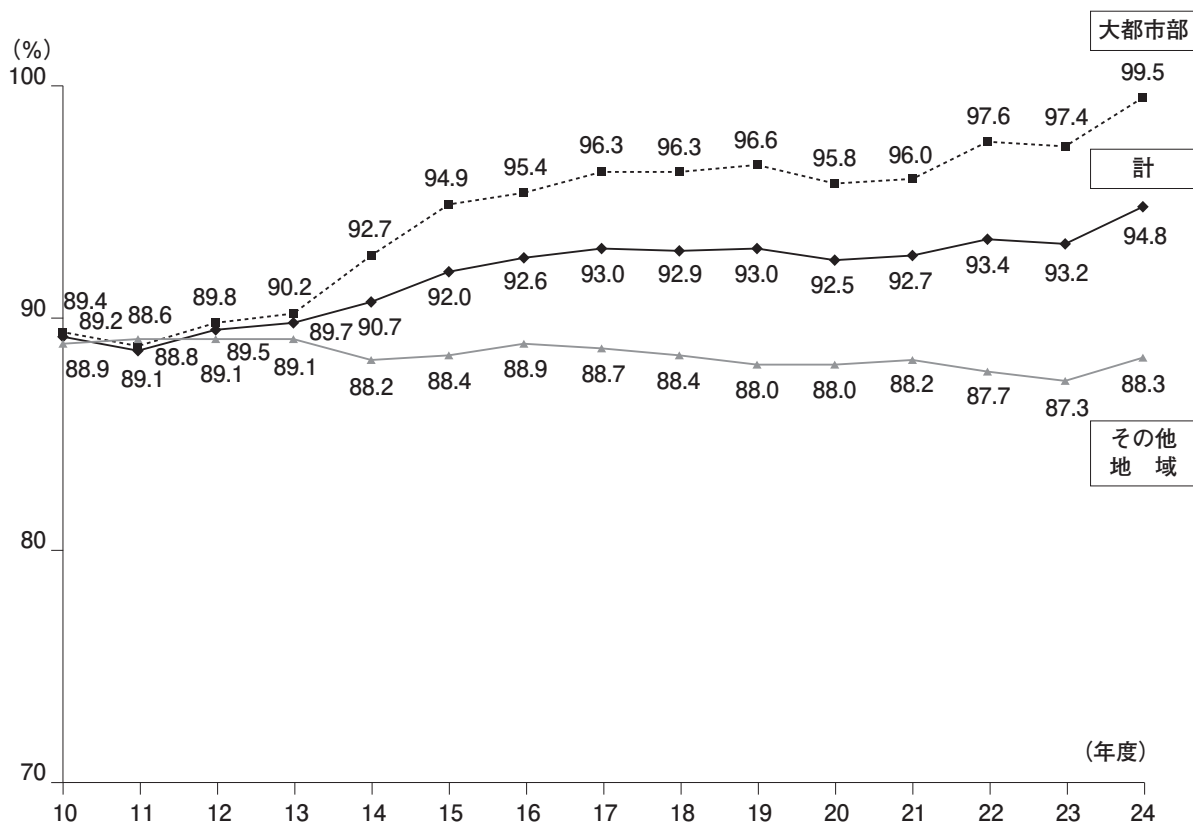
- ・収入については、輸送人員が対前年度比0.3%の微増となったものの、対前年度比0.2%の減少となった。
- ・支出については、原価の56.8%を占める人件費が対前年度比2.0%の減少となり、対前年度比1.3%の減少となった。
- ・経常収支率は、前年度より1.0%上昇して88.3%となった。

(図1) 年度別収支率の推移 (民营・公営)



(注) 国土交通省資料による。

(図2) 年度別収支率の推移 (大都市部・その他地域)



(注) 国土交通省資料による。



(表1) 収支状況の推移 (民営・公営)

(単位: 億円)

年度	民営・公営の別	収入	支出	損益	経常収支率 (%)	事業者数		
						黒字	赤字	計
20	民営	5,733	6,055	△ 322	94.7	63 (60)	164 (159)	227 (219)
	公営	1,723	2,005	△ 282	86.0	2	25	27
	計	7,456	8,060	△ 604	92.5	65 (62)	189 (184)	254 (246)
21	民営	5,558	5,842	△ 284	95.1	70 (66)	158 (154)	228 (220)
	公営	1,622	1,901	△ 279	85.3	2	24	26
	計	7,180	7,743	△ 563	92.7	72 (68)	182 (178)	254 (246)
22	民営	5,519	5,789	△ 271	95.3	67 (62)	161 (158)	228 (220)
	公営	1,624	1,856	△ 232	87.5	1	25	26
	計	7,142	7,645	△ 503	93.4	68 (63)	186 (183)	254 (246)
23	民営	5,553	5,806	△ 253	95.6	69 (62)	165 (164)	234 (226)
	公営	1,593	1,863	△ 270	85.5	2	24	26
	計	7,146	7,645	△ 523	93.2	71 (64)	189 (188)	260 (252)
24	民営	5,599	5,805	△ 206	96.5	72 (65)	160 (157)	232 (222)
	公営	1,726	1,726	△ 188	89.1	2	21	23
	計	7,137	7,531	△ 394	94.8	74 (64)	181 (178)	255 (245)

(注) 高速バス、定期観光バス及び限定バスを除く。

2. ( ) 内の数字は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

(注) 国土交通省資料による。

(表2) 収支状況の推移 (大都市部及びその他地域)

(単位: 億円)

年度	地域の別	収入	支出	損益	経常収支率 (%)	事業者数		
						黒字	赤字	計
19	大都市部	4,538	4,696	△ 158	96.6	44 (41)	43 (37)	87 (78)
	その他地域	3,017	3,428	△ 411	88.0	25	144	169
	計	7,555	8,124	△ 569	93.0	69 (66)	187 (181)	256 (247)
20	大都市部	4,477	4,674	△ 197	95.8	44 (41)	39 (34)	83 (75)
	その他地域	2,979	3,386	△ 407	88.0	21	150	171
	計	7,456	8,060	△ 604	92.5	65 (62)	189 (184)	254 (246)
21	大都市部	4,337	4,519	△ 182	96.0	46 (42)	36 (32)	82 (74)
	その他地域	2,842	3,223	△ 381	88.2	26	146	172
	計	7,180	7,743	△ 563	92.7	72 (68)	182 (178)	254 (246)
22	大都市部	4,329	4,435	△ 107	97.6	48 (43)	35 (32)	83 (75)
	その他地域	2,814	3,210	△ 396	87.7	20	151	171
	計	7,142	7,645	△ 503	93.4	68 (63)	186 (183)	254 (246)
23	大都市部	4,346	4,462	△ 117	97.4	51 (44)	32 (31)	83 (75)
	その他地域	2,800	3,207	△ 406	87.3	20	157	177
	計	7,146	7,669	△ 523	93.2	71 (64)	189 (188)	260 (252)
24	大都市部	4,343	4,365	△ 23	99.5	52 (45)	31 (28)	83 (73)
	その他地域	2,794	3,165	△ 371	88.3	22	150	172
	計	7,137	7,531	△ 394	94.8	74 (67)	181 (178)	255 (245)

(注) 高速バス、定期観光バス及び限定バスを除く。

2. ( ) 内の数字は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

3. 大都市部 (三大都市圏) とは、千葉、武相 (東京三多摩地区、埼玉県及び神奈川県)、京浜 (東京特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、横浜市及び川崎市)、東海 (愛知県、三重県及び岐阜県)、京阪神 (大阪府、京都府 (京都市を含む大阪府に隣接する地域) 及び兵庫県 (神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域)) ブロックの集計値。

(注) 国土交通省資料による。

(表3) 人件費及び諸経費の原価に占める割合の推移

(単位：%)

年度	費目	原価に占める割合			原価に占める割合		
		民営	公営	計(平均)	大都市部	その他地域	計(平均)
20	人件費	55.4	59.6	56.4	55.9	57.1	56.4
	燃料油脂費	10.3	7.1	9.5	7.8	11.9	9.5
	その他諸経費	34.3	33.3	34.1	36.2	31.0	34.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
21	人件費	57.1	58.5	57.4	56.6	58.6	57.4
	燃料油脂費	8.0	5.3	7.4	6.0	9.3	7.4
	その他諸経費	34.9	36.2	35.2	37.4	32.1	35.2
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
22	人件費	56.9	57.7	57.1	56.5	57.9	57.1
	燃料油脂費	9.1	6.0	8.3	6.9	10.3	8.3
	その他諸経費	34.0	36.4	34.6	36.6	31.7	34.6
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23	人件費	56.7	57.0	56.7	56.4	57.2	56.7
	燃料油脂費	10.0	6.7	9.2	7.6	11.4	9.2
	その他諸経費	33.3	36.3	34.1	35.9	31.5	34.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
24	人件費	56.6	55.0	56.3	55.9	56.8	56.3
	燃料油脂費	10.1	6.8	9.4	7.8	11.5	9.4
	その他諸経費	33.2	38.2	34.4	36.3	31.7	34.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(表4) 実車走行キロ当たり収入・原価の推移

○民営・公営

(単位：円・銭)

項目	年度	20年度			21年度			22年度			23年度			24年度		
		民営	公営	計(平均)	民営	公営	計(平均)	民営	公営	計(平均)	民営	公営	計(平均)	民営	公営	計(平均)
収入原価		375.90	613.61	412.86	367.86	584.20	401.44	370.22	595.81	405.09	373.21	589.11	406.40	337.52	595.33	409.83
		397.06	713.89	446.33	386.68	684.58	432.93	388.37	681.06	433.61	390.20	689.01	436.14	391.41	668.04	432.45
内訳	人件費	219.80	425.53	251.79	220.77	400.21	248.63	220.97	392.83	247.53	221.05	392.87	247.46	221.68	367.36	243.29
	燃料油脂費	41.04	50.87	42.57	31.10	36.52	31.94	35.40	40.55	36.19	39.05	45.86	40.09	39.62	45.35	40.47
	その他諸経費	136.22	237.49	151.97	134.81	247.85	152.36	132.00	247.68	149.89	130.10	250.28	148.59	130.11	255.33	148.69

○大都市部・その他地域

(単位：円・銭)

項目	年度	20年度			21年度			22年度			23年度			24年度		
		民営	公営	計(平均)	民営	公営	計(平均)	民営	公営	計(平均)	民営	公営	計(平均)	民営	公営	計(平均)
収入原価		562.52	295.00	412.86	545.81	286.01	401.44	548.73	288.79	405.09	550.08	289.19	406.40	552.76	292.33	409.83
		587.26	335.28	446.33	568.74	324.33	432.93	562.24	329.47	433.61	564.85	231.14	436.14	555.62	331.20	432.45
内訳	人件費	328.31	191.50	251.79	321.87	190.07	248.63	317.54	190.85	247.53	318.78	189.29	247.46	310.50	188.03	243.29
	燃料油脂費	46.09	39.79	42.57	34.34	30.03	31.94	38.81	34.07	36.19	43.05	37.69	40.09	43.28	38.15	40.47
	その他諸経費	212.87	103.99	151.97	212.53	104.23	152.36	205.89	104.55	149.89	203.02	104.16	148.59	201.84	105.02	148.69

(表5) ブロック別収支状況

(単位：百万円)

ブロック別	収支別	事業者数			収入	支出	損益	経常収支率 (%)
		黒字	赤字	計				
北北海道	民営	0	10	10	7,849	9,770	△ 1,921	80.3
	公計	0	10	10	7,849	9,770	△ 1,921	80.3
南北海道	民営	0	6	6	31,470	33,535	△ 2,065	93.8
	公計	0	6	6	31,470	33,535	△ 2,065	93.8
東北	民営	1	11	12	16,823	19,887	△ 3,064	84.6
	公計	0	3	3	10,433	14,131	△ 3,698	73.8
	計	1	14	15	27,256	34,018	△ 6,762	80.1
羽越	民営	0	11	11	10,968	14,278	△ 3,310	76.8
	公計	0	0	0	—	—	—	—
	計	0	11	11	10,968	14,278	△ 3,310	76.8
長野	民営	1	3	4	4,082	4,549	△ 467	89.7
	公計	—	—	—	—	—	—	—
計	1	3	4	4,082	4,549	△ 467	89.7	
北関東	民営	2	7	9	12,236	13,286	△ 1,050	92.1
	公計	—	—	—	—	—	—	—
計	2	7	9	12,236	13,286	△ 1,050	92.1	
千葉	民営	(15) 16	(3) 3	(18) 19	31,503	28,996	2,507	108.6
	公計	—	—	—	—	—	—	—
計	(15) 16	(3) 3	(18) 19	31,503	28,996	2,507	108.6	
武蔵・相模	民営	(12) 15	(3) 6	(15) 21	106,500	104,409	2,090	102.0
	公計	—	—	—	—	—	—	—
計	(12) 15	(3) 6	(15) 21	106,500	104,409	2,090	102.0	
京浜	民営	(12) 15	(1) 1	(13) 16	93,308	85,529	7,779	109.1
	公計	1	2	3	63,574	65,784	△ 2,210	96.6
	計	(13) 16	(3) 3	(16) 19	156,881	151,313	5,569	103.7
山梨・静岡	民営	2	11	13	18,484	19,885	△ 1,401	93.0
	公計	—	—	—	—	—	—	—
計	2	11	13	18,484	19,885	△ 1,401	93.0	
東海	民営	0	8	8	23,530	26,404	△ 2,874	89.1
	公計	0	1	1	18,882	22,551	△ 3,669	83.7
	計	0	9	9	42,412	48,955	△ 6,543	86.6
北陸	民営	3	6	9	9,342	9,941	△ 599	94.0
	公計	—	—	—	—	—	—	—
計	3	6	9	9,342	9,941	△ 599	94.0	
北近畿	民営	2	9	11	16,453	18,496	△ 2,043	89.0
	公計	—	—	—	—	—	—	—
計	2	9	11	16,453	18,496	△ 2,043	89.0	
南近畿	民営	1	5	6	10,950	12,180	△ 1,230	89.9
	公計	—	—	—	—	—	—	—
計	1	5	6	10,950	12,180	△ 1,230	89.9	
京阪神	民営	4	5	9	46,676	46,564	112	100.2
	公計	1	5	6	50,310	56,289	△ 5,979	89.4
	計	5	10	15	96,985	102,852	△ 5,868	94.3
山陰	民営	0	4	4	2,902	4,224	△ 1,322	68.7
	公計	0	1	1	434	633	△ 198	68.6
	計	0	5	5	3,336	4,857	△ 1,521	68.7
山陽	民営	8	12	20	30,882	34,211	△ 3,329	90.3
	公計	0	2	2	732	1,342	△ 610	54.5
	計	8	14	22	31,614	35,554	△ 3,940	88.9
四国	民営	0	9	9	5,774	8,148	△ 2,374	70.9
	公計	0	1	1	627	884	△ 257	70.9
	計	0	10	10	6,401	9,033	△ 2,631	70.9
北九州	民営	2	18	20	58,499	60,063	△ 1,564	97.4
	公計	0	4	4	6,156	7,351	△ 1,195	83.7
	計	2	22	24	64,655	67,414	△ 2,759	95.9
南九州	民営	0	11	11	15,818	20,067	△ 4,249	78.8
	公計	0	2	2	2,648	3,616	△ 968	73.2
	計	0	13	13	18,466	23,683	△ 5,217	78.0
沖縄	民営	0	4	4	5,816	6,041	△ 225	96.3
	公計	—	—	—	—	—	—	—
計	0	4	4	5,816	6,041	△ 225	96.3	
全国計	民営	(65) 72	(157) 160	(222) 232	559,863	580,465	△ 20,602	96.5
	公計	2	21	23	153,796	172,581	△ 18,785	89.1
	計	(67) 74	(178) 181	(245) 255	713,659	753,046	△ 39,387	94.8

(注) ( ) 内の数は、2以上のブロックにまたがる事業者について、その重複を除いた結果の事業者数を示す。

(注) 国土交通省資料による。

(表6) ブロック別実車走行キロ当たりの収入・原価

(単位：円・銭)

ブロック別 科目	民 営 公 営 の 別	収 入			運 送 原 価						
		営業収入	営業外収入	合計	人件費	燃料油脂費	車両修繕費	車両償却費	利 子	諸 経 費	合 計
北 北 海 道	民 営	207.28	5.03	212.31	162.11	37.68	15.31	9.02	3.80	40.55	268.47
	公 営 平均	207.28	5.03	212.31	162.11	37.68	15.31	9.02	3.80	40.55	268.47
南 北 海 道	民 営	323.11	1.22	324.33	186.09	42.71	25.62	24.46	0.80	71.12	350.80
	公 営 平均	323.11	1.22	324.33	186.09	42.71	25.62	24.46	0.80	71.12	350.80
東 北	民 営	243.86	6.20	250.06	172.38	42.73	30.19	9.02	2.63	41.83	298.78
	公 営 平均	446.48 295.25	3.36 5.48	449.84 300.73	343.42 215.76	51.32 44.91	37.98 32.17	23.03 12.58	0.81 2.17	168.23 210.06	624.79 381.47
羽 越	民 営	230.42	1.93	232.35	171.40	39.29	26.05	16.16	7.83	53.69	314.42
	公 営 平均	230.42	1.93	232.35	171.40	39.29	26.05	16.16	7.83	53.69	314.42
長 野	民 営	360.73	1.75	362.48	237.47	46.07	35.15	18.50	2.12	68.02	407.33
	公 営 平均	360.73	1.75	362.48	237.47	46.07	35.15	18.50	2.12	68.02	407.33
北 関 東	民 営	246.83	2.00	248.83	174.65	33.50	19.26	9.89	2.06	41.83	281.19
	公 営 平均	246.83	2.00	248.83	174.65	33.50	19.26	9.89	2.06	41.83	281.19
千 葉	民 営	457.04	4.60	461.64	267.60	42.62	16.39	28.97	1.00	79.92	436.50
	公 営 平均	457.04	4.60	461.64	267.60	42.62	16.39	28.97	1.00	79.92	436.50
武蔵・相模	民 営	496.52	2.30	498.82	289.53	41.68	19.58	32.06	1.40	115.26	499.51
	公 営 平均	496.52	2.30	498.82	289.53	41.68	19.58	32.06	1.40	115.26	499.51
京 浜	民 営	656.07	5.00	661.07	361.64	44.61	18.78	36.22	1.23	152.31	614.79
	公 営 平均	721.44 680.49	7.51 5.93	728.95 686.42	510.50 417.23	45.62 44.99	16.49 17.92	45.34 39.62	4.11 2.31	171.04 323.35	793.10 681.39
山梨・静岡	民 営	313.75	2.14	315.89	204.62	36.90	23.18	15.31	1.35	66.14	347.50
	公 営 平均	313.75	2.14	315.89	204.62	36.90	23.18	15.31	1.35	66.14	347.50
東 海	民 営	299.07	1.77	300.84	154.80	37.70	24.11	24.79	0.74	110.63	352.77
	公 営 平均	454.55 349.28	2.10 1.88	456.65 351.16	332.64 212.23	43.65 39.62	24.31 24.17	47.53 32.13	4.95 2.10	178.51 289.14	631.59 442.82
北 陸	民 営	274.45	2.41	276.86	190.19	38.36	28.07	23.40	3.70	63.28	347.00
	公 営 平均	274.45	2.41	276.86	190.19	38.36	28.07	23.40	3.70	63.28	347.00
北 近 畿	民 営	322.44	5.44	327.88	203.85	40.63	27.45	25.47	2.06	78.33	377.79
	公 営 平均	322.44	5.44	327.88	203.85	40.63	27.45	25.47	2.06	78.33	377.79
南 近 畿	民 営	358.98	4.10	363.08	272.71	37.24	22.99	18.35	2.75	56.47	410.51
	公 営 平均	358.98	4.10	363.08	272.71	37.24	22.99	18.35	2.75	56.47	410.51
京 阪 神	民 営	463.16	4.25	467.41	255.99	43.29	30.79	38.93	0.45	112.31	481.76
	公 営 平均	604.09 527.39	4.00 4.14	608.09 531.53	306.33 278.93	48.27 45.56	24.82 28.07	40.09 39.46	4.97 2.51	270.96 383.27	695.44 579.15
山 陰	民 営	165.77	2.18	167.95	144.29	31.88	20.99	10.92	1.29	38.07	247.44
	公 営 平均	242.59 172.70	2.57 2.22	245.16 174.92	276.91 156.25	38.46 32.48	42.19 22.90	0.11 9.94	0.65 1.23	15.86 53.93	374.18 258.86
山 陽	民 営	289.84	3.23	293.07	198.14	38.54	23.94	19.61	2.66	50.79	333.68
	公 営 平均	198.17 286.76	2.96 3.22	201.13 289.98	267.55 200.46	31.06 38.29	13.39 23.59	7.20 19.20	0.06 2.58	57.85 108.64	377.11 335.14
四 国	民 営	191.09	2.64	193.73	175.96	34.02	21.19	9.16	2.93	45.81	289.07
	公 営 平均	334.36 199.50	13.73 3.29	348.09 202.79	376.54 187.75	44.29 34.62	14.97 20.83	12.78 9.38	1.50 2.85	52.30 98.11	502.38 301.60
北 九 州	民 営	325.04	2.20	327.24	190.50	35.70	20.96	20.70	2.11	82.48	352.45
	公 営 平均	265.12 318.27	2.13 2.20	267.25 320.47	192.65 190.75	37.40 35.89	15.31 20.33	17.89 20.38	0.39 1.92	75.00 157.48	338.64 350.89
南 九 州	民 営	184.83	2.79	187.62	136.57	34.10	20.13	5.56	1.59	49.60	247.55
	公 営 平均	272.79 192.20	42.24 6.10	315.03 198.30	250.08 146.08	32.23 33.94	19.00 20.04	22.04 6.94	1.39 1.58	163.06 212.66	487.80 267.68
沖 縄	民 営	183.27	2.01	185.28	112.21	39.35	14.70	4.59	2.52	22.83	196.20
	公 営 平均	183.27	2.01	185.28	112.21	39.35	14.70	4.59	2.52	22.83	196.20
全 国 計	民 営	363.85	3.12	366.97	221.68	39.62	22.45	22.84	1.89	82.93	391.41
	公 営 平均	559.52 392.88	5.79 3.51	565.31 396.39	367.36 243.29	45.35 40.47	22.15 22.41	38.02 25.09	3.72 2.16	191.44 274.37	668.04 432.45

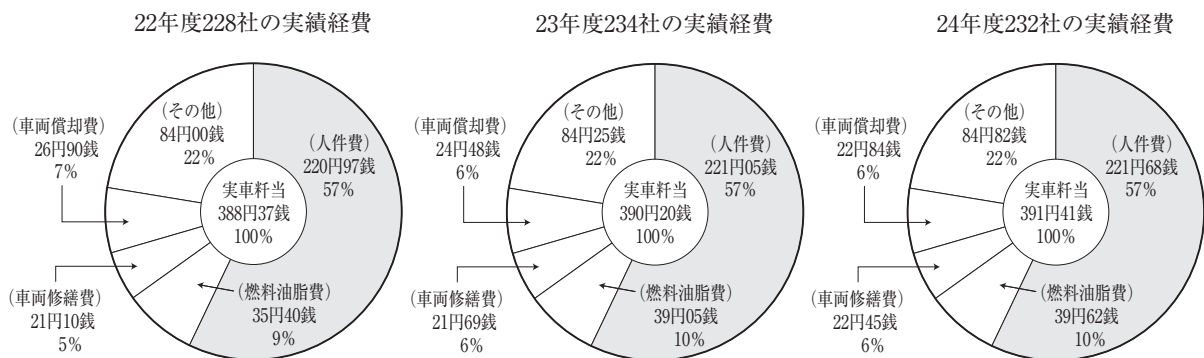
(注) 国土交通省資料による。

(表7) 乗合バス実車キロ当たり経費及び構成比率の推移 (民営)

(単位: 円・銭)

年度	項目 調査 会社数	人件費	燃料 油脂費	車両 修繕費	車両 償却費	その他	計	対前年 上昇率
	社							%
13	212	276.63 (67.9)	24.51 (6.0)	17.91 (4.4)	15.34 (3.8)	73.06 (17.9)	407.45 (100.0)	△3.2
14	228	253.89 (65.3)	24.90 (6.4)	18.55 (4.8)	16.12 (4.1)	73.35 (18.9)	388.81 (100.0)	△4.6
15	227	239.74 (63.0)	25.03 (6.6)	18.79 (4.9)	17.68 (4.6)	79.00 (20.8)	380.24 (100.0)	△2.2
16	225	228.02 (60.7)	27.30 (7.3)	19.43 (5.2)	19.02 (5.0)	82.09 (21.8)	375.86 (100.0)	△1.2
17	226	219.44 (58.6)	32.12 (8.6)	19.27 (5.1)	20.37 (5.4)	83.42 (22.3)	374.62 (100.0)	△0.3
18	227	223.68 (58.2)	35.00 (9.1)	19.67 (5.1)	22.14 (5.8)	83.80 (21.8)	384.29 (100.0)	2.2
19	228	220.37 (56.5)	37.74 (9.7)	20.14 (5.2)	25.76 (6.6)	85.68 (22.0)	389.69 (100.0)	1.4
20	227	219.80 (55.4)	41.04 (10.3)	20.88 (5.3)	27.44 (6.9)	87.90 (22.1)	397.06 (100.0)	1.9
21	228	220.77 (57.1)	31.10 (8.0)	20.96 (5.4)	27.38 (7.1)	86.47 (22.4)	386.68 (100.0)	△2.6
22	228	220.97 (56.9)	35.40 (9.1)	21.10 (5.4)	26.90 (6.9)	84.00 (21.6)	388.37 (100.0)	0.4
23	234	221.05 (56.7)	39.05 (10.0)	24.48 (6.3)	24.48 (6.3)	84.25 (21.6)	390.20 (100.0)	1.0
24	232	221.68 (56.6)	39.62 (10.1)	22.45 (5.7)	22.84 (5.8)	84.82 (21.7)	394.1 (100.0)	0.3

(図3) 乗合バス実車キロ当たり経費及び構成比率 (民営)



(注) 国土交通省資料による。

## 4. 都市交通

### (1) 概要

乗合バスの輸送人員は、ガソリン価格高騰の影響もあり、大都市圏においては増加しているが、地方都市は自家用車への依存により長期的には減少傾向にある。今後とも、都市における乗合バスは地球温暖化防止等の環境問題、超高齢化社会の対応のため、公共交通機関として社会的に期待されるもの大きいと思われる。反面、交通渋滞により定時性の確保が図られず利用者からの信頼を失っており、走行環境を改善し、都市機能を改善させることが喫緊の課題である。

このことは、マイカー利用からバスへ利用を転嫁することにより、二酸化炭素排出量削減のための環境改善、事故発生可能性を低下させる交通安全、交通空間の有効利用の面からも重要であり、バスの快適性の向上、運行頻度の増加等サービス改善に資するものである。

また、これとあわせてバス事業者においても利用者サービスの充実に努め、公共輸送機関に誘導することが求められる。

このため、バスの輸送サービスの具体的な改善措置は、①バスの走りやすい交通環境づくりの措置として、バス専用レーンの設置、バス優先信号の導入、②利用者に高度なサービス提供をするための措置として、ICカードシステムの導入、利用者にバスの接近情報を知らせるバスロケーションシステムの導入、停留所の改善、ノンステップバスの導入、運行管理等を含めたバス路線総合管理システムの導入、バスターミナルの整備、③都市構造、需要構造の変化に対応した輸送力の確保対策として、BRTの導入、乗継システムの導入、バス路線の再編、地域のニーズに対応した系統の設定・車両の導入、デマンドバス、④違法駐車取り締まりの強化、⑤誰にでもわかりやすい情報を提供するバスマップの作成・配布、ホームページ等による利用案内等がある。

こうした施策を講ずることにより、バス交通の活性化に結びつき、マイカー利用者を公共交通機関に移転させ、都市部の交通総量抑制につながり、環境政策の観点からも有効である。

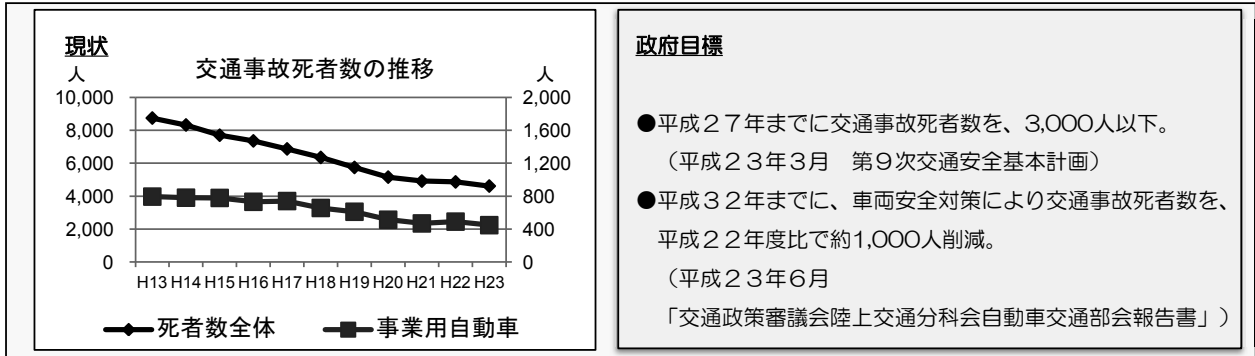
### (2) 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業（国土交通省）

自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることは喫緊の課題であるが、自動車交通の安全は、交通需要や交通の円滑性と密接な関連を有するものである。このため、車両点検・整備講習等の自動車事故防止対策と合わせて、バスの利用促進等の施策を推進し、自家用車、公共交通機関のバランスのとれた交通体系を確立していくとともに、自動車運送事業の安全性の向上を図ることが必要である。このような観点から、本事業は、バス利用の促進、車両の安全性の向上、運行管理の高度化、社内安全教育等の自動車運送事業の安全・円滑化に資する次の事業を対象に補助を行うものである。

○自動車運送事業の安全総合対策事業（予算額：1,008百万）

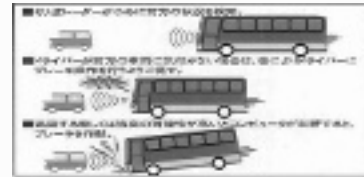
（事故防止対策支援推進事業）

事業用自動車は、運送のプロとして、より高度な安全性を求められることから、様々な安全対策に取り組んできたが、未だに事故の減少の歩みが遅い現状を踏まえ、事業者における安全対策を強化するため、以下の支援を行う。



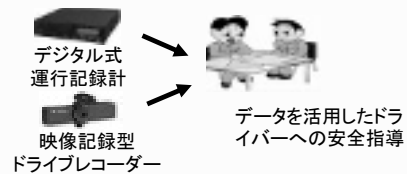
1. 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき警報、横滑り防止装置等のASV装置の導入に対し支援



2. デジタル式運行記録計等の導入に対する支援

デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダーの導入に対し支援



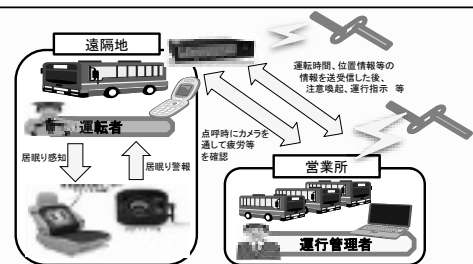
3. 社内安全教育の実施に対する支援

外部の専門家等の活用による事故防止のためのコンサルティングの実施に対し支援



4. 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

過労運転防止等のため、営業所を離れた遠隔地でのリアルタイムの運行管理等を行う機器を導入する等、貸切バス事業者等の先進的な取り組みを支援



(注) 国土交通省資料

(3) PTPS、バス専用通行帯、バス優先通行帯等

平成23年度末現在

管 区	区分 都道府県	交通管制	バス優先対策		
		PTPS	バス専用通行帯	バス優先通行帯	バス以外の車両通行止め
		延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)	延長 (km)
	北海道	10.3	55.8	39.0	0.0
東 北	青森県	0.0	15.1	17.5	0.0
	岩手県	6.7	4.8	1.8	17.2
	宮城県	2.6	10.6	21.5	3.5
	秋田県	0.0	4.5	7.2	0.0
	山形県	0.0	0.0	1.3	0.0
	福島県	5.5	1.3	45.0	9.5
	警視庁	57.0	164.4	104.2	7.1
関 東	茨城県	0.0	17.7	0.0	39.9
	栃木県	4.2	1.3	17.5	0.0
	群馬県	5.0	0.7	9.4	0.0
	埼玉県	89.8	0.0	8.0	0.0
	千葉県	18.3	0.1	22.4	0.0
	神奈川県	89.4	28.0	96.2	9.6
	新潟県	20.2	21.0	5.8	2.6
	山梨県	6.5	2.2	0.0	0.2
	長野県	2.9	5.8	5.3	4.3
	静岡県	10.4	9.4	15.4	0.4
中 部	富山県	0.0	1.8	16.6	28.9
	石川県	14.2	18.0	0.0	0.4
	福井県	15.0	3.2	12.7	0.0
	岐阜県	4.5	0.0	7.7	0.0
	愛知県	15.8	70.3	32.3	3.5
	三重県	3.4	0.0	15.5	0.1
近 畿	滋賀県	8.7	0.0	0.0	0.3
	京都府	16.1	46.8	0.0	1.4
	大阪府	29.9	75.2	22.1	10.8
	兵庫県	136.8	19.6	99.9	4.3
	奈良県	15.5	0.0	6.8	48.3
	和歌山県	20.0	0.0	4.5	0.2
中 国	鳥取県	3.1	0.2	8.1	0.3
	島根県	1.6	0.0	0.7	18.7
	岡山県	37.4	3.3	15.3	2.6
	広島県	15.5	58.9	46.3	6.7
	山口県	14.5	1.9	86.3	1.2
四 国	徳島県	5.3	8.2	4.6	0.0
	香川県	4.8	0.0	5.6	0.4
	愛媛県	5.7	0.0	19.1	0.0
	高知県	6.5	1.6	0.0	0.0
九 州	福岡県	19.8	71.9	21.8	0.9
	佐賀県	0.0	0.0	2.1	0.0
	長崎県	5.7	11.4	0.0	0.1
	熊本県	19.3	8.9	0.0	0.3
	大分県	19.7	23.9	1.8	0.1
	宮崎県	0.0	3.4	1.7	0.0
	鹿児島県	7.0	12.9	12.2	0.3
	沖縄県	10.6	19.8	0.0	5.5
	合 計	785.2	803.9	861.2	229.6

出典：警察庁



## 5. 地方交通

### (1) 概要

乗合バス事業者は、全国的に厳しい状況が続いている中、通勤、通学、通院、買い物等の地域住民の日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たすべく経営努力をしている。

特に地方部においては、バスは主として高齢者や学生に利用されており、バス利用者は絶対数が少ない上に、自家用車の普及や人口の減少、少子高齢化の影響を受け、減少傾向が続いている。最近の状況としては、輸送人員の減少幅が依然として大きく、経営に与える影響が深刻化しており、そのため経営破綻したり、大規模な路線廃止がおこなわれている地域もある。

また、多くの事業者があらゆる合理化努力を行っているにもかかわらず、バリアフリー対策や環境対策等への対応によるコストアップに加え、軽油価格の大幅な高騰が大きな打撃となり、極めて厳しい経営状況に陥っており、公的支援なくして路線網を維持することが困難な状況になっている。

そのため生活交通路線を維持するためには、各地域のバス事業者と地方公共団体や警察、更には地域住民が十分な連携と適切な役割分担の下に、地域ニーズを十分に把握しながら、全体として効率的かつ充実した輸送サービスの確保を図っていくことが必要である。

### (2) 地域公共交通確保維持改善事業～生活交通サバイバル戦略～ (平成26年度予算額 :306億円の内数)

この補助制度は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害（バリア）の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。

地域公共交通の確保に対する国の支援策を、これまでの期間限定の立ち上げのみの補助、事後的な欠損の補助等としていた問題点を抜本的に見直し、地域公共交通に係る予算を統合した上で、公共交通が独立採算では確保できない地域等において地域特性に応じ効率的に確保・維持されるために必要な支援を行うとともに、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援等を一体的に行う。

この支援にあたっては、これまでの支援制度を抜本的に見直すことにより、地方分権の趣旨も踏まえ、国は地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取組みを支援するとともに、モラルハザードを抑制した効率的・効果的な支援を行う制度である。

## 地域公共交通の確保・維持・改善の推進【継続】 ～生活交通サバイバル戦略～

26年度予算額 30,560百万円の内数

地域の活性化等の成長戦略も踏まえ、多様な関係者の連携により、地域公共交通の確保・維持を図るとともに、地域公共交通の改善に向けた取組みを支援する。

＜内 容＞

### 地域の特性に応じた生活交通の確保維持




- ・ 過疎地域等における幹線バス、デマンドタクシー等の運行
- ・ 離島航路・航空路の運航
- ・ バス車両の更新等

### 快適で安全な公共交通の構築

- ・ 鉄道駅におけるホームドア・エレベーターの整備、ノンステップバスの導入等
- ・ LRT・BRT(※1)の整備、ICカードの導入・活用等
- ・ 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

### 公共交通の充実を図るための計画策定等の後押し

- ・ 地域公共交通網の形成のための計画の策定に資する調査(※2)
- ・ バスからデマンドタクシーへの転換等の生活交通の確保等に係る地域の合意形成に資する調査
- ・ 公共交通マップの作成等を通じた地域ぐるみでの利用促進

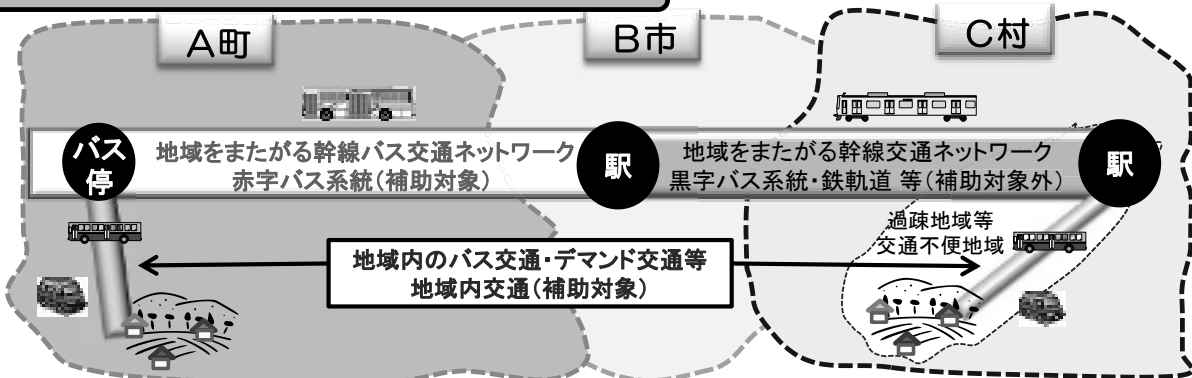
<p style="text-align: center; background-color: #333; color: white; margin: 0;">【※1】</p> <p>LRT ( Light Rail Transit ) :低床式路面電車による幹線的な交通システム</p>  <p>BRT ( Bus Rapid Transit ) :連節バス、バスレーン等を組み合わせた幹線的な交通システム</p> 	<p style="text-align: center; background-color: #333; color: white; margin: 0;">【※2】 地域公共交通の充実を図るための新たな制度的枠組みの構築</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 交通政策基本法を踏まえ、まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体化など地域公共交通が目指すべきあり方・方向性を明確化</p> <p>(2) 上記の方向性を踏まえて、地方公共団体が地域公共交通ネットワークの形成に係る計画を策定(同計画に地域公共交通の再編事業を位置付け)</p> <p>(3) 再編事業を実施するための実施計画の実効性を担保するための措置</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p style="background-color: #333; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">期待される効果</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民(学生・生徒、高齢者、障害者等)の移手段の確保</li> <li>○ 活力ある地域社会の実現 〔コンパクトシティの実現、まちの「にぎわい」の創出と健康増進、 観光客、来訪者など人の交流の活性化 等〕</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>【今後の進め方(予定)】 交通政策審議会地域公共交通部会にてとりまとめ</p> </div>
---	---

注) 上記のほか、東日本大震災からの復興対策に係る経費(復興庁予算 2,494百万円)がある。

(注) 国土交通省資料

# 【参考】「生活交通サバイバル戦略」におけるバス交通への支援

## 住民の生活に必要なバス交通への支援のイメージ



### 幹線バス交通に対する補助の主な要件

- ・複数市町村にまたがる系統であること。  
(平成13年3月31日時点で判定)
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。
- ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること。
- ・経常赤字が見込まれること。等

### 地域内フィーダーバス交通に対する補助の主な要件

- ・「補助対象となる幹線バス交通ネットワークに係る地域内交通」または「補助対象外となる幹線交通ネットワークに係る地域内交通」
- ・幹線アクセス性：幹線バス交通ネットワーク等へのアクセス機能を有するものであること。
- ・サービス充実性：新たに運行、または、公的支援を受けるものであること。
- ・経常赤字が見込まれること。等

国が事前算定による予測収支差の1/2を補助

## バス車両の更新対策の強化 ～公有民営補助の創設～

厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担を軽減することや老朽車両の減少による安全確保及び利用者利便の向上を図る観点から、バス車両の更新について国及び地方公共団体による支援の強化が必要。

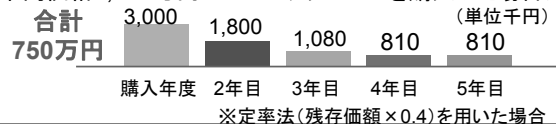
### 現行(車両減価償却費等補助金)

・車両購入に係る減価償却費及び金融費用について5年間で補助。補助率は1/2。

【金融費用】

購入に係る借入について、その金利を補助(購入価格の2.5%限度)

<車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合>



現行制度  
に追加

### 新規(公有民営補助の創設)

#### 補助のスキーム

協議会

老朽車両の代替を含む「収支改善計画」の策定

#### 公有民営補助

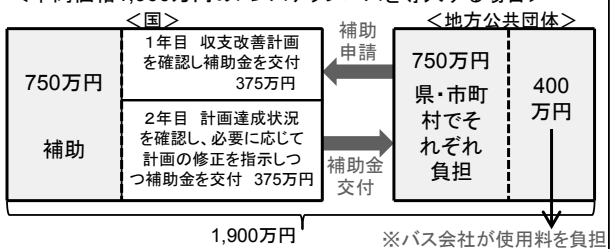
地方公共団体が  
バス車両を購入し  
バス事業者へ貸与

バス事業者による  
補助対象系統の運行

- ・生活交通ネットワーク計画の中に位置付け
- ・老朽車両の代替による費用削減計画
- ・代替車両を活用した利用促進策(運行ダイヤ、路線の再編等)等

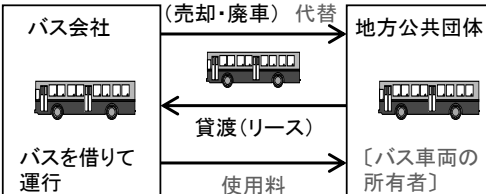
負担割合等<収支改善計画に応じて補助金を交付>

<車両価格1,900万円のノンステップバスを導入する場合>



地方公共団体の資金調達に伴う各種負担を軽減するため、可能な限り早期に補助金を交付。

#### 公有民営補助のスキーム



(注) 国土交通省資料

### (3) 生活交通確保対策を講じる地方公共団体に対する地方財政措置

総務省では、地方公共団体が、地域協議会における結論等に基づき、地域の足の確保の観点やまちづくりの観点から、地域の実情に応じて路線バスの維持、行政バスの運行、車両購入等の生活交通確保対策を講じるために要する経費に対して、地方財政措置を講じている。

#### 平成26年度事業費 昨年と同程度

○ 以下の経費を対象として、地方財政措置を講じる。

① 地方バス運行対策費補助（国庫補助）に係るもの

- ・ 路線バス事業者等への維持費及び車両購入費補助

② 地方単独事業

- ・ 国庫補助対象外の路線を運行する路線バス事業者等への維持費及び車両購入費補助

国庫補助地方負担分 (路線維持費、車両購入費)	負担額の8割
地方単独事業 うち車両購入補助	負担額の8割 負担額の8割

(表1) 地方バス路線維持費国庫補助金交付実績の推移

(単位：千円)

項目		年度	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	
維持生活費	運行費	金額												2,811,065	
		事業者数													175
		系統数													1,595
補助路線	車購入費	金額												1,668,580	
		事業者数													73
		車両数													235
補助特別指	運行費	金額											57,214	117,775	
		事業者数											11	13	
		車両数											58	95	
補助指定	車購入費	金額											60,855	49,801	
		事業者数											9	6	
		車両数											12	10	
安全事業	運行対策補助金	金額									310,780	296,278	288,622		
		事業者数									32	38	23		
		車両数									71	58	56		
生活路線維持費補助金	第2種生活路線	金額	7,551,014	7,270,992	7,675,072	7,669,952	7,863,782	7,460,267	7,201,138	7,259,649	6,441,706	5,326,861	4,507,674	1,807,511	
		事業者数	157	153	154	157	154	154	156	150	152	151	140	128	
		系統数	4,573	4,422	4,255	4,195	4,255	4,107	4,074	4,041	3,775	3,477	3,190	2,352	
	車購入費	金額	1,153,440	1,199,592	871,317	763,153	862,509	877,468	936,873	879,756	523,097	670,567	1,244,738		
		事業者数	79	75	65	61	61	61	63	67	38	50	71		
		車両数	271	282	205	194	191	205	213	207	122	145	201		
	第3種生活路線	金額	494,812	656,561	703,386	604,414	541,431	586,087	608,711	698,886	730,513	997,900	930,514	507,630	
		事業者数	74	78	78	69	71	70	73	78	87	96	87	86	
		系統数	451	568	653	634	523	540	645	691	824	1,226	1,152	1,114	
廃止路線等補助金	車購入費	金額	121,250	150,942	141,269	129,669	153,505								
		市町村数	57	73	68	62	69								
		車両数	83	103	97	87	103								
	初年度	金額	10,878	14,669	8,427	3,385	11,101								
		市町村数	21	26	18	9	22								
	運行費	金額	1,030,470	1,189,507	1,305,014	1,422,212	1,566,120								
市町村数		393	414	432	440	452									
合計			10,361,864	10,482,263	10,704,485	10,592,785	10,998,448	8,923,822	8,746,722	8,838,291	8,006,096	7,291,606	7,089,617	6,962,002	

項目		年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
維持生活費	運行費	金額	6,500,200	6,659,166	6,399,684	6,459,550	6,672,235	6,575,841	6,796,189	6,326,243	6,304,551	7,150,099	7,225,923
		事業者数	204	206	219	217	217	213	208	202	202	248	224
		系統数	1,843	1,860	1,895	1,799	1,725	1,645	1,611	1,576	1,526	1,638	1,711
補助路線	車購入費	金額	818,237	629,517	779,720	689,787	746,781	1,095,511	1,125,637	1,376,903	36,927	325,944	550,956
		事業者数	95	97	80	71	71	84	83	95	29	55	75
		車両数	203	193	131	139	128	161	160	198	66	191	317
補助特別指	運行費	金額		12,133	46,174	52,972	11,873						
		事業者数		5	10	10	7						
		系統数		5	24	24	20						
補助指定	車購入費	金額			38,694								
		事業者数			5								
		車両数			14								
生活路線	運行費	金額						2,242					
		事業者数						2					
		系統数						2					
補助交通	車購入費	金額					7,906						
		事業者数					2						
		車両数					2						
路線合理化促進費	金額	金額							81,616	204,823	93,943	128,920	
		事業者数							56	95	66	97	
		系統数							392	748	486	667	
合計			7,318,437	7,300,816	7,264,272	7,202,309	7,430,889	7,681,500	8,003,442	7,907,969	6,435,421	7,604,963	7,776,879

(注) 国土交通省資料による。

(表2) 平成24年度 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金交付実績

(単位：千円)

局 別	都道府県	生活交通路線維持費			車両減価償却費等			合 計	
		事業者数	系統数	金額	事業者数	車両数	金額		
北海道	北海道	25	174	1,075,893	3	6	6,908	25	1,082,801
東北	青森	5	51	133,195	3	8	7,891	5	141,086
	岩手	3	62	280,569	2	11	20,588	3	301,157
	宮城	2	14	75,670	1	2	13,000	2	88,670
	秋田	3	28	95,627	1	1	1,395	3	97,022
	山形	2	17	72,482	2	8	13,032	2	85,514
	福島	5	56	263,349	2	19	63,473	5	326,822
	計	19	227	920,892	11	49	119,379	19	1,040,271
北陸信越	新潟	8	61	263,678	0	0	0	8	263,678
	富山	3	32	92,157	2	6	6,299	3	98,456
	石川	8	12	33,850	1	1	2,343	8	36,193
	長野	5	33	109,178	3	8	7,926	5	117,104
	計	23	137	498,863	6	15	16,568	23	515,431
関東	茨城	3	30	74,464	0	0	0	3	74,464
	栃木	9	22	54,507	0	0	0	9	54,507
	群馬	5	25	65,337	3	10	10,273	5	75,610
	埼玉	1	2	4,482	0	0	0	1	4,482
	千葉	10	29	111,418	0	0	0	10	111,418
	東京	1	6	41,686	0	0	0	1	41,686
	神奈川	2	3	21,926	1	1	325	2	22,251
	山梨	4	26	64,177	0	0	0	4	64,177
	計	30	140	437,997	4	11	10,598	30	448,595
中部	福井	5	29	110,424	2	7	7,506	5	117,930
	岐阜	6	59	245,962	5	11	13,849	6	259,811
	静岡	8	54	270,917	3	10	10,162	8	281,079
	愛知	12	55	282,796	3	9	8,716	12	291,512
	三重	2	43	271,767	1	5	6,700	2	278,467
	計	32	240	1,181,866	14	42	46,933	32	1,228,799
近畿	滋賀	3	9	62,914	0	0	0	3	62,914
	京都	5	22	94,143	2	8	21,093	5	115,236
	奈良	2	39	164,605	1	5	6,646	2	171,251
	和歌山	10	39	102,635	1	1	1,154	10	103,789
	兵庫	5	49	176,651	1	9	15,689	5	192,340
	計	21	157	600,948	5	23	44,582	21	645,530
中国	鳥取	2	32	107,625	2	24	44,299	2	151,924
	島根	4	24	91,290	2	11	21,936	4	113,226
	岡山	7	29	114,787	0	0	0	7	114,787
	広島	14	71	261,592	6	27	40,027	14	301,619
	山口	6	55	273,933	3	17	32,409	6	306,342
	計	27	200	849,227	13	79	138,671	27	987,898
四国	徳島	4	48	169,669	1	3	3,934	4	173,603
	香川	6	26	86,965	4	17	26,368	6	113,333
	愛媛	5	36	157,580	1	9	14,610	5	172,190
	高知	7	27	108,626	3	5	11,784	7	120,410
	計	18	134	522,840	9	34	56,696	18	579,536
九州	福岡	9	37	123,299	1	2	3,843	9	127,142
	佐賀	6	44	120,735	3	14	26,962	6	147,697
	長崎	8	41	116,599	2	11	22,842	8	139,441
	熊本	5	52	136,075	0	0	0	5	136,075
	大分	5	20	100,522	3	6	9,301	5	109,823
	宮崎	3	39	92,556	1	19	33,244	3	125,800
	鹿児島	9	83	408,436	1	2	3,983	9	412,419
計	34	301	1,098,222	9	54	100,175	34	1,198,397	
沖縄	沖縄	2	9	39,175	1	4	10,446	2	49,621
合 計		224	1,711	7,225,923	75	317	550,956	224	7,776,879

(表3) 平成24年度地方バス路線維持費申請状況(都道府県・市町村単独補助)

単位:千円

局別	都道府県	都道府県単独補助						市町村単独補助						合計		対前年増減
		生活交通路線維持費			車両購入費			生活交通路線維持費			車両購入費			事業者数	金額	
		事業者数	系統数	金額	事業者数	車両数	金額	事業者数	系統数	金額	事業者数	車両数	金額			
北海道	北海道	15	64	97,120	0	0	0	25	430	1,899,792	0	0	0	27	1,996,912	6,862
東北	青森	1	60	97,477	0	0	0	9	396	1,205,469	0	0	0	9	1,302,946	71,400
	岩手	3	41	71,444	0	0	0	9	250	608,773	2	2	15,584	10	695,801	△18,310
	宮城	0	0	0	0	0	0	7	149	1,080,776	0	0	0	7	1,080,776	△9,680
	秋田	2	57	135,106	0	0	0	4	115	681,524	0	0	0	4	816,630	△43,330
	山形	0	0	0	0	0	0	7	84	413,722	0	0	0	7	413,722	28,547
	福島	1	10	34,875	0	0	0	5	284	974,822	1	1	1,500	6	1,011,197	△63,453
	計	7	168	338,902	0	0	0	41	1,278	4,965,086	3	3	17,084	43	5,321,072	△34,826
北陸信越	新潟	9	173	327,785	0	0	0	13	278	1,383,201	2	3	30,174	13	1,741,160	13,611
	富山	2	10	66,968	0	0	0	2	0	169,321	0	0	0	2	236,289	△7,588
	石川	6	165	212,334	2	1	10,000	4	55	142,533	1	0	5,000	6	369,867	△25,522
	長野	0	0	0	1	1	1,160	14	326	1,042,531	1	2	2,058	14	1,045,749	△5,951
	計	17	348	607,087	3	2	11,160	33	659	2,737,586	4	5	37,232	35	3,393,065	△25,450
関東	茨城	3	22	41,854	0	0	0	11	217	887,852	0	0	0	12	929,706	13,584
	栃木	2	25	41,820	0	0	0	8	93	519,075	0	0	0	8	560,895	△42,773
	群馬	1	2	5,153	0	0	0	15	276	1,352,223	0	0	0	15	1,357,376	51,509
	埼玉	0	1	0	1	3	1,145	14	303	1,706,038	2	5	4,471	15	1,711,654	△44,074
	千葉	5	17	31,884	0	0	0	19	266	1,503,596	2	5	4,596	22	1,540,076	△159,316
	東京	0	0	0	0	0	0	11	151	1,744,087	3	38	164,667	11	1,908,754	146,082
	神奈川	0	0	0	0	0	0	8	167	1,996,325	0	0	0	8	1,996,325	△26,591
	山梨	1	1	2,003	0	0	0	4	198	473,961	0	0	0	4	475,964	59,452
	計	12	68	122,714	1	3	1,145	90	1,671	10,183,157	7	48	173,734	95	10,480,750	△2,127
	中部	福井	2	7	5,820	1	2	12,500	10	119	827,475	0	0	0	10	845,795
岐阜		1	63	190,144	0	0	0	13	411	1,660,838	0	0	0	14	1,850,982	△87,719
静岡		5	107	347,850	1	2	2,218	15	389	1,757,887	3	6	5,818	15	2,113,773	70,369
愛知		2	29	55,552	1	1	1,007	13	356	3,406,663	0	0	0	15	3,463,222	△19,987
三重		1	68	266,813	0	0	0	4	328	1,344,831	0	0	0	4	1,611,644	△78,179
計		11	274	866,179	3	5	15,725	55	1,603	8,997,694	3	6	5,818	58	9,885,416	△76,930
近畿	滋賀	3	140	83,265	0	0	0	9	331	1,136,446	4	7	90,535	9	1,310,246	△10,729
	京都	1	7	41,254	0	0	0	6	86	403,863	0	0	0	6	445,117	12,134
	大阪	0	0	0	0	0	0	8	148	1,086,765	0	0	0	8	1,086,765	16,355
	奈良	1	4	21,957	1	5	50,000	2	119	482,586	0	0	0	2	554,543	△40,717
	和歌山	2	11	28,006	1	1	7,000	12	150	456,635	0	0	0	13	491,641	△17,767
	兵庫	6	58	212,697	1	9	15,689	9	298	1,093,750	1	3	260	9	1,322,396	△63,943
	計	13	220	387,179	3	15	72,689	46	1,132	4,660,045	5	10	90,795	47	5,210,708	△104,667
中国	鳥取	2	48	311,146	0	0	0	2	158	326,224	0	0	0	2	637,370	△2,978
	島根	3	32	63,837	0	0	0	12	198	565,811	0	0	0	12	629,648	△13,419
	岡山	4	40	73,479	0	0	0	12	110	374,580	1	1	3,000	12	451,059	△158,064
	広島	9	58	75,626	2	14	21,177	24	450	1,531,243	0	0	0	24	1,628,046	△80,660
	山口	5	78	332,084	0	0	0	7	412	1,318,645	0	0	0	8	1,650,729	2,739
	計	23	256	856,172	2	14	21,177	57	1,328	4,116,503	1	1	3,000	58	4,996,852	△252,382
四国	徳島	1	37	134,882	1	3	3,934	6	69	284,562	0	0	0	6	423,378	80,983
	香川	1	2	22,764	0	0	0	1	1	11,585	0	0	0	1	34,349	3,370
	愛媛	3	21	146,522	0	0	0	5	101	306,059	0	0	0	5	452,581	3,619
	高知	0	0	0	0	0	0	13	270	588,734	3	4	33,443	13	622,177	△11,710
	計	5	60	304,168	1	3	3,934	25	441	1,190,940	3	4	33,443	25	1,532,485	76,262
九州	福岡	0	0	0	0	0	0	9	158	626,193	3	29	19,069	9	645,262	△24,587
	佐賀	2	38	52,960	0	0	0	6	195	411,194	2	10	19,566	6	483,720	△41,999
	長崎	8	23	87,798	1	1	3,898	16	317	723,895	0	0	0	16	815,591	△29,149
	熊本	0	0	0	0	0	0	3	70	185,386	0	0	0	3	185,386	△116,953
	大分	0	5	0	0	0	0	9	253	571,409	0	0	0	9	571,409	8,722
	宮崎	1	5	20,500	0	0	0	4	101	392,115	0	0	0	5	412,615	△6,915
	鹿児島	5	63	248,089	0	0	0	6	241	630,962	0	0	0	7	879,051	△13,855
	計	16	134	409,347	1	1	3,898	53	1,335	3,541,154	5	39	38,635	55	3,993,034	△224,736
沖縄	沖縄	1	6	39,263	1	2	20,894	2	10	68,131	0	0	0	2	128,288	8,203
合	計	120	1,598	4,028,131	15	45	150,622	427	9,887	42,360,088	31	116	399,741	445	46,938,582	△629,791

(注) 旧80条関係は非集計

日本バス協会調べ:平成25年3月25日現在

※対前年増減は、平成24年度申請予定(見込)額と平成23年度実績の差。

## 6. 乗合バス運賃

### (1) ICカードの導入および営業政策的な割引について

#### ① ICカードシステムの導入状況

ICチップが内蔵されたICカードは、定期入れに入れたままカードリーダーにかざすだけで運賃収受が可能のため、利用者、乗務員の負担が軽減される。さらに、主な公共交通機関が1枚のカードで利用できることから、利用者の減少が続いているバス事業者にとっては利用者の増加が期待されている。

平成25年8月現在、昨年と比べ13事業者増加し全国で191事業者が導入している。

平成25年8月29日現在

都道府県	実施事業者	導入年月日	名 称	サービス内容
北海道	道北バス	11.11.30	Do カード	乗継割引 デPOSIT500円 入金に応じてプレミア有り
	北海道北見バス	15.3.12	ICバスカード	乗継割引 ポイント制
	札幌市交通局、北海道中央バス、ジェイ・アール北海道バス	25.6.22	SAPICA	
福 島	福島交通	22.10.30	NORUKA(ノルカ)回数券	1,000円～20,000円 入金額に応じてプレミア額有り (一般、学生別)  乗継割引 障がい者割引 デPOSIT500円
		23.10.1	NORUKA(ノルカ)定期券	SF機能付可能
茨 城	日立電鉄交通サービス	19.10.1	でんてつハイカード	乗継割引(1時間以内乗継の場合、2回目乗車運賃より一律30円[小児20円]割引)
東 京 神奈川 千 葉 埼 玉 その他	東京都交通局、東急バス、京王電鉄バス、関東バス、西武バス、京成バスなど74社 川越観光自動車 関東鉄道	19.3.18	PASMO(パスモ)	バス利用特典サービス (ポイント制)
		20.9.13		
		25.3.31		
東 京	京王電鉄バス (京王バスグループ全5社)	23.2.1	モットクパス	設定運賃区間 170円～350円 ※(350円は全線フリー定期券)
山 梨	山梨交通 山交タウンコーチ	12.2.28	バスICカード	乗継割引 ポイント制 ポストペイ
		12.8.1		
新 潟	新潟交通 新潟交通観光バス	23.4.24	りゅうと	ポイント制
		23.9.23		
長 野	長電バス アルピコ交通	24.10.27	KURURU(クルル)	乗継割引 ポイント制
富 山	富山地方鉄道	23.3.5	ecomyca(エコマイカ)	SF利用普通運賃15%割引
石 川	北陸鉄道、ほくてつバス、北鉄金沢中央バス、加賀白山バス	16.12.1	ICa(アイカ)	乗継割引 ポイント制
岐 阜	岐阜乗合自動車 岐阜バスコミュニティ 日本タクシー	18.12.1	ayuca(アユカ)乗車券	乗継割引 ポイント制
		21.3.15		
		19.3.16	ayuca 定期	SF機能付可能
静 岡	遠州鉄道	16.8.20	ナイスパス	1,000～10,000円 入金額に応じてプレミア額有り (一般、学生別)
	しずてつジャストライン	18.3.1	LuLuCa(ルルカ)	チャージ金額によるプレミアサービス
滋 賀	近江鉄道	15.4.1	バスICカード	
大 阪 京 都 兵 庫 その他	大阪市交通局、高槻市交通部、京阪バス、阪急バス、大阪空港交通など17社 神戸市交通局 水間鉄道 江若交通	18.2.1	PiTaPa(ピタパ)	ポイント制 ICOCAの利用も可能
		20.9.1		
		21.6.1		
		23.11.1		



都道府県	実施事業者	導入年月日	名称	サービス内容
兵庫	神姫バス 神姫ゾーンバス 神姫グリーンバス ウエスト神姫 山陽バス	18.1.20 18.10.20 21.7.1 22.10.1 24.3.17	NicoPa (ニコパ)	乗継割引 PiTaPa、ICOCA も使える (割引なし) グループカード (ポイントカード) サービス
		18.2.1	モバイル NicoPa	乗継割引
	伊丹市交通局	20.4.1	itappy (イタッピー)	乗継割引
	阪神バス、阪急バス、阪急田園バス	24.4.1	hanika (ハニカ)	10%プレミアムサービス (プリペイド式)
奈良	奈良交通、エヌシーバス	16.12.15	CI-CA (シーカ)	乗継割引 ICOCA、PiTaPa 使用可
岡山	岡山電気軌道、両備バス、下津井電鉄、中鉄バス (一部路線)	18.10.1	Hareka (ハレカ)	乗継割引 利用額積算割引 誕生日割引
広島	広島電鉄、広島バス、広島交通、芸陽バス、鞆鉄道、備北交通、中国ジェイアールバス、呉市交通局、エイチデー西広島、広交観光、中国バス	20.1.26	PASPY (パスピー)	PASPY 割引 (乗車毎に運賃の最大10%を割引) 乗継割引 障害者割引
島根	石見交通	22.8.2		
香川	ことでんバス 大川自動車	17.2.2 24.3.20	IruCa (イルカ)	回数割引 (フリー・シニア・スクール) 電車⇄バス乗継割引
愛媛	伊予鉄道	17.8.1	IC い〜カード	(フリー・シニア・スクール) 乗車時運賃を約10%割引
高知	高知県交通 県交北部交通 土佐電気鉄道 土佐電ドリームサービス 高知東部交通	21.1.25	IC ですかカード	ポイント制 バス電車共通 障害者割引 オートワンデイ
		23.10.1	IC ですかカード定期券	
福岡	西日本鉄道、西鉄バス北九州、西鉄バス宗像、西鉄バス久留米、西鉄バス大牟田、西鉄バス二日市、西鉄バス筑豊、西鉄バス佐賀、西鉄高速バス 昭和自動車 ジェイアール九州バス	20.5.18 22.2.27 25.4.1	nimoca (ニモカ)	乗継割引 ポイント制
福岡	北九州市交通局	13.9.20	ひまわりバスカード	乗継割引 プレミアム制
長崎	長崎自動車、長崎県交通局、西肥自動車、佐世保市交通局、島原鉄道、さいかい交通 長崎県央バス、させぼバス	14.1.21 21.12.1	長崎スマートカード	乗継割引 ポイント制
	長崎自動車、長崎県交通局、西肥自動車、佐世保市交通局、さいかい交通 長崎県央バス、させぼバス	17.12.12 21.12.1	モバイル長崎スマートカード	
大分	日田バス 大分バス、大分交通 亀の井バス	20.5.18 22.12.26 23.3.20	めじろん nimoca	乗継割引 ポイント制
宮崎	宮崎交通	14.10.10	宮交バスカ	乗継割引 ポイント制
鹿児島	いわさきコーポレーション いわさきバスネットワーク	17.4.1	いわさき IC カード	
	南国交通、ジェイアール九州バス 鹿児島市交通局	17.4.1	Rapica (ラピカ)	乗継割引 ポイント制

191社

② 最近の主な営業政策的特殊乗車券

(平成22年4月1日～)

イ. 特殊定期

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額
宮 城	仙台市交通局	22. 4. 1	学都仙台フリーパス	仙台市営バス又は仙台市営バスと仙台市地下鉄が全線乗り放題となる通学定期券	市バスフリーパス 中学生以上 1ヶ月 5,000円 3ヶ月 15,000円 小学生以下 1ヶ月 2,500円 3ヶ月 7,500円 市バス・地下鉄フリーパス 中学生以上 1ヶ月 10,000円 3ヶ月 30,000円 小学生以下 1ヶ月 5,000円 3ヶ月 15,000円
福 島	福島交通	23.10. 1	ノルカパス65	65歳以上のお客様のみに有効な全路線乗車可能（一部路線を除く）な定期券	1ヶ月 7,000円 3ヶ月 16,000円 6ヶ月 27,000円 12ヶ月 48,000円
			ノルカパス75	75歳以上のお客様のみに有効な全路線乗車可能（一部路線を除く）な定期券	1ヶ月 4,000円 3ヶ月 8,000円 6ヶ月 13,000円 12ヶ月 23,000円
			おでかけノルカ	土日祝の終日及び平日の10:00～17:00の間に乗降するお客様に有効な定期券	1ヶ月 7,000円 3ヶ月 16,000円 6ヶ月 27,000円 12ヶ月 48,000円
		23.10. 1	グリーン定期	企業・団体様につき5名以上の申込で購入することができる定期券。人数が増える毎に通勤定期券から一定の割引率が適用される。	
栃 木	関東自動車	24. 4. 1	環境定期券	土日祝日・年末年始・お盆期間、通勤定期をお持ちのお客様とご家族は割引運賃	大人 100円 小人 50円
埼 玉	国際興業	22. 4. 1	埼玉大東上線連絡定期券	志木駅東口・北朝霞駅から埼玉大学へ向かう路線の乗車が可能。	(通勤) 1ヵ月 10,800円 3ヵ月 30,780円 (通学) 1ヵ月 8,640円 3ヵ月 24,620円
		25. 3.16	6ヶ月定期券	6ヶ月間有効な定期券	3ヶ月定期券の2倍の1割引
			区間指定定期券(大宮地区)	大宮駅から当社指定区間内(運賃190円区間)の停留所を自由に乗降することができる定期券	通勤の場合 1ヶ月 8,550円 3ヶ月 24,370円 6ヶ月 43,870円 通学の場合 1ヶ月 6,840円 3ヶ月 19,490円 6ヶ月 35,080円
東 京 埼 玉	西武バス	22. 4. 1	学トク定期券(学生特別割引定期券)	学生対象の特別割引定期券。西武バス一般路線の全線利用可能。	一般用 年度 40,000円 1学期 16,000円 2学期 15,000円 3学期 11,000円 1ヶ月 3,900円 小学生用 年度 20,000円 1学期 8,000円 2学期 7,500円 3学期 5,500円 1ヶ月 1,950円

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額
神 奈 川	川崎鶴見臨港バス	22.4.1	臨港バス全線学生応援バス	通学（大人）のみ、最大12ヶ月定期券（発売期間：新規3/25～4/30 継続3/18～4/30 有効期間：4/1～翌年3/31）	60,000円
	伊豆箱根バス	22.10.1	環境定期券	利用可能エリア内で土曜、日曜、祝日、12/30～1/3当社の通勤定期をお持ちのお客様とご家族は割引運賃	大人 100円 小人 50円
新 潟	新潟交通	24.3.16	スクールワイド	学生対象の乗り放題定期券 新潟交通の一般バス全路線利用可能	3ヶ月 43,000円 4ヶ月 54,000円 5ヶ月 64,000円 6ヶ月 72,000円 12ヶ月 126,000円
山 口	防長交通	22.7.21	学生全線フリー定期券	中学生以上の学生を対象に防長交通の全路線（コミュニティ・高速除く）利用可能。	1ヶ月 20,000円
			学生周南フリー定期券	中学生以上の学生を対象に、周南市及び下松市中心部の全路線（コミュニティ・高速除く）利用可能。	1ヶ月 8,500円
	24.4.1	学生柳井・大島フリー定期券	中学生以上の学生を対象に、柳井市及び周防大島町・平生町・田布施町・上関町の全路線利用可能。	1ヶ月 13,000円	
		学生山口フリー定期券	中学生以上の学生を対象に、山口市中心部の全路線（コミュニティ・高速除く）利用可能。	1ヶ月 10,000円	
長 崎	対馬交通	22.9.1	定額フリーパスポート	全線乗り放題の定期券。 予約制乗合タクシー（佐須～厳原、五根緒～舟志）利用可能。但し、定期観光バスは利用できない。	1ヶ月 5,000円
佐 賀	昭和自動車	22.4.1	「通学フリー定期」	佐賀県内の学校に通う学生（小・中・高・大）を対象とし、通学フリー定期を降車時運転士に提示すれば佐賀県内の全路線（都市間輸送は除く）に乗車できる。	1ヶ月 10,000円 3ヶ月 27,000円

## ロ. 高齢者定期券

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額
岩 手	岩手県交通 岩手県北自動車 JRバス東北	22.6.1～	まちなか、おでかけバス	70歳以上を対象に自宅近くのバス停から中心市街地までが6ヶ月乗り放題	5,250円
	岩手県北自動車	24.12.1	106急行高齢者 らくらく往復乗車券	満70歳以上を対象とした盛岡～宮古間の往復割引乗車券	3,000円
秋 田	秋北バス	23.7.1	大館市得とく定期	大館市内乗り放題の得とく定期券を大館市在住の65歳以上の高齢者が購入する場合、年2回まで1ヶ月7,000円、3ヶ月11,000円、6ヶ月12,000円を市が扶助する。	1ヶ月 10,000円 3ヶ月 20,000円 6ヶ月 30,000円
神奈川	箱根登山バス	23.12.13	ハーフ65 半額利用証	対象年齢65歳以上 6ヶ月5,000円で全路線（定期観光・コミュニティバス・一部イベント輸送を除く）が半額で乗車できる利用証	6ヶ月 5,000円
新 潟	頸城自動車	25.4.1	おでかけフリー定期券	70歳以上の方又は運転免許を返納された方を対象に上越市内の全線乗り放題定期券（高速バス除く）	1ヶ月 5,000円 6ヶ月 20,000円
富 山	富山地方鉄道	24.11.22	夫婦 de ゴールド	高齢者用割引定期を夫婦で購入した場合に割引販売	1ヶ月 5,000円 通常は7,000円
	加越能バス	25.4.1	ゴールドパス	新たに1ヶ月定期を設定。既存の3ヶ月・6ヶ月・1年定期は運賃値下げ	1ヶ月 4,500円 3ヶ月 12,000円 (旧15,000円) 6ヶ月 22,000円 (旧25,000円) 1年 40,000円 (旧45,000円)

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額
静 岡	伊豆箱根バス	24.4.1	いきいきバス	伊豆市内の全路線適用 対象年齢70～83歳 バス持参で全線1乗車100円で利用	3ヶ月バス 10,000円 6ヶ月バス 18,000円 12ヶ月バス 27,000円
滋 賀	近江鉄道 湖国バス		小判手判	定期購入者は1乗車100円にて乗車 65歳以上	1ヶ月 2,000円 3ヶ月 5,000円 6ヶ月 9,000円
奈 良	奈良交通	24.9.1	奈良交通ゴールド倶楽部	65歳以上を対象に、路線バス全線が 1乗車100円または半額となるフ リー定期券（高速バス・一部コミュ ニティバス・一部コミュニティバス 等を除く）	3ヶ月 6,800円 6ヶ月 11,500円 1年 18,000円 ※奈良県警高齢者交通安全 支援事業の一環として、「運 転経歴証明書」所有者に初 回に限り1年券を配布
鳥 取	日の丸自動車	24.4.1	因幡	65歳以上（3ヶ月フリーパス）	11,000円

## ハ、営業政策乗車券

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額
北海道	北海道中央バス	24.2.6	札幌市内1DAYバス	中央バス札幌市内線特殊区間内が利用 できる一日乗車券（臨時便、イベ ント輸送等除く）	大人 750円 小人 380円
	宗谷バス	22.7.1	利尻島内路線バス 1DAYフリー乗車券	利尻島内路線バスに限り利用できる 1日フリー乗車券です。（期間4月29 日～9月30日）	大人 2,000円 小児 1,000円
	十勝バス	23.11.1	おびひろ1day乗放 きっぷ	十勝バス全線で帯広市内区域での乗 降ができる1日乗車券（ただし都市 間バス、空港連絡バス、定期観光バ ス、イベントバスは適用外）	大人 900円 小人 450円
		24.4.1	とちかち2day乗放 きっぷ	十勝バス全線で十勝管内での乗降が できる2日乗車券（ただし都市間バ ス、空港連絡バス、定期観光バス、 イベントバスは適用外）	大人 3,900円 小人 1,950円
	くしろバス 阿寒バス	24.4.1	路線バス1日フリー 乗車券	毎週日曜日及び祝祭日にのみ路線バ ス車内で販売する。旧釧路市及び釧 路町の行政区域内を運行するくしろ バスと阿寒バスの路線バスで利用で きる。都市間バス、定期観光バス、 空港連絡バスでは利用できない。本 券1枚につき同伴する小学生以下1 名まで無料	大人 500円
岩 手	岩手県北自動車	25.3.31	宮古らくとく空港 きっぷ	106急行（宮古～盛岡）と花巻空港 線（盛岡駅～花巻空港）のセット	2,900円
宮 城	仙台市交通局 宮城交通	25.4.27～ 25.5.6	ゴールデンウィーク ecoきっぷ  （平成10年度から実施）	ゴールデンウィーク期間中、仙台圏 内の仙台市バス、宮城交通バス、仙 台市地下鉄が利用できる一日乗車券 （提携施設の使用料割引券付き）	大人 1,000円 小児 500円
		24.8.1～ 24.11.30	秋のジュニアバス  （平成15年度から実 施）	小学生・中学生限定の、仙台圏内の 仙台市バス、宮城交通バス、仙台市 地下鉄が利用できる一日乗車券（乗 車券の提示により、提携施設の使用 料が無料または割引となる）	中学生 700円 小学生 500円
	ミヤコーバス 東日本急行	23.12.1	お得な回数券	高速バス 仙台～若柳・登米市役所 前（佐沼）9枚綴りで割引大の回数 券	10,000円
福 島	新常磐交通	23.12.20	青春往復乗車券	高速バスいわき～郡山～若松線で利 用可能な学生専用往復乗車券	いわき～郡山往復 2,600円 郡山～若松往復 1,700円
秋 田	秋北バス	23.4.1	大館市1日フリー乗 車券	大館市内乗り放題の乗車券	880円
山 形	山交バス	22.4.1	やまがた一日乗車券	指定区間内での一日フリーパス ※他社バス・市町村営バス・高速都 市間バスは適用外	大人 1,500円 小人 750円

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額	
茨 城	茨城交通	24.3.26	小児運賃上限100円	茨城交通の一般路線バス全線（一部除く）において100円を超える場合、上限を100円とする。小児の春休み・夏休み・冬休み期間中が対象。	小児上限 100円	
	関東グリーンバス	22.8.30	かしてつバス1日フリーきっぷ☆親子割引	土日祝日及び年末年始のかしてつバス（石岡駅～鉾田駅間及び小川駅～茨城空港間）が乗り放題。大人1名につき同伴する小学生2名まで無料。	大人 1,000円	
東 京 埼 玉	西武バス	23.4.1	IC1日乗車券	高速・深夜急行・みどりバス以外のコミュニティバス・イベント輸送の高い路線・西武観光バス・西武高原バスの路線は適用外。深夜バスは半額を徴収。	大人 600円 小人 300円	
千 葉 神 奈 川	東京空港交通 京浜急行バス 京成バス	23.3.1～	YCAT ヤング2000	YCAT⇔成田空港を利用する12～25歳	2,000円	
			YCAT シニア2000	〃 65歳以上		
			日帰り往復割引キャンペーン	乗車券購入日にYCAT⇔成田空港を往復（日帰り限定）	大人 4,000円 小人 2,000円	
東 京 千 葉	東京空港交通	23.3.1～ 25.9.30	TCAT ヤング割引	TCAT⇔成田空港を利用する12～25歳	2,000円	
			TCAT シニア割引	〃 65歳以上		
			TCAT 当日往復割引	乗車券購入日にTCAT⇔成田空港を往復（日帰り限定）	大人 3,400円 小人 1,700円	
		24.7.20～ 25.9.30	TCAT 午後割	東京駅・八重洲富士家ホテル→TCAT→成田空港系統でTCATを午後に出発する便に適用	大人 2,400円 ※小人の適用なし	
		24.8.17～ 25.9.30	池袋新宿→成田 深夜便割引	池袋駅西口01:00発、新宿駅西口01:30発の成田空港行きに適用	大人 2,000円 小人 1,000円	
			豊洲成田割	豊洲・新木場～成田空港間の区間限定割引		
		24.8.18～ 25.9.30	新宿→成田 ヤング割・シニア割	新宿駅西口→成田空港を利用する12歳～25歳、または65歳以上	2,000円	
		24.12.1	リムジンバス プレミアム回数券	11枚綴りの回数券を成田空港線は2枚、羽田空港線は1枚使用することで片道乗車が可能	12,000円	
		京成バス 成田空港交通 京成バスシステム リムジン・パッセン ジャーサービス	25.4.1	東京シャトル&メトロバス	東京シャトル(成田空港～東京駅間)と東京メトロ1日乗車券のセット	1,400円
		東 京	三宅村営バス	22.4.1	フリー乗車券	三宅島内定額で乗降自由 2日券および3日券の2種類
東 京 長 野	東京空港交通 アルピコ交通 京王電鉄バス	22.10.21	松本羽田空港きっぷ	高速バス松本～新宿線とリムジンバス新宿～羽田空港線のセット	大人 3,950円 小人 1,980円	
			23.3.1	長野成田空港きっぷ	高速バス長野～新宿線とリムジンバス新宿～成田空港線のセット	大人 5,900円 小人 2,950円
			長野羽田空港きっぷ	高速バス長野～新宿線とリムジンバス新宿～羽田空港線のセット	大人 4,100円 小人 2,050円	
	アルピコ交通 京王電鉄バス 京王バス東	23.7.1	新宿・長野・白馬周遊きっぷ	高速バス新宿～白馬線片道乗車券+特急バス長野～白馬線+高速バス新宿～長野線片道乗車券	大人 9,000円	
	伊那バス 京王電鉄バス 信南交通 アルピコ交通 フジエクスプレス 山梨交通 東京空港交通	24.8.1	伊那飯田・成田空港 きっぷ	中央高速バス「新宿～伊那・飯田線」とリムジンバス「新宿～成田空港線」のセット	伊那地区～成田空港 大人 5,900円 小人 2,950円 飯田地区～成田空港 大人 6,400円 小人 3,200円	
			伊那飯田・羽田空港 きっぷ	中央高速バス「新宿～伊那・飯田線」とリムジンバス「新宿～羽田空港線」のセット	伊那地区～羽田空港 大人 4,300円 小人 2,150円 飯田地区～羽田空港 大人 4,800円 小人 2,400円	

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額
長 野	信南交通	25.4.1	休日ファミリー割引	土・日・祝日に限り大人に同伴する小学生以下3名まで対象	無料
長 野 大 阪	伊那バス 阪急バス 信南交通	25.2.18～ 26.3.31	大阪いっ得きっぷ	高速バス「大阪～飯田・伊那線」の往復乗車券と大阪市交通局の1日乗車券のセット	伊那IC前～大阪 大人 8,900円 駒ヶ根市・駒ヶ根IC～大阪 大人 8,500円 上飯田・伊賀良～大阪 大人 7,700円 1日乗車券 600円→100円
福 井	京福バス	23.11.1	休日フリーきっぷ	土休日及び年末年始（12月30日～1月3日）適用 スクラッチ方式の乗車券、ご利用になる月・日の部分を削って使用、削られた当日のみ有効。 （高速バス、特急バス、コミュニティバス、空港連絡バス、定期観光バスを除く）	大人 1,000円 小人 500円
	福井鉄道	24.10.1	バス・電車乗継往復割引乗車券	福井市街地に繋がる鉄道路線とその最寄駅を起点とする地域循環バスの乗継往復切符を販売 麻生津地区、清明地区⇄福井市街地 ※麻生津循環線＝電車750円（往復） ※清明循環線＝電車600円（往復）	
静 岡 神 奈 川	伊豆箱根バス	11.4.1	環境定期券	沼津駅起点で、バス運賃500円以内適用	定期券持参及びその家族 1乗車 100円 （小人 50円）
		22.10.2		小田原市内全線と箱根町の一部地域適用	
静 岡 山 梨	富士急行 富士急静岡バス 富士急シティバス 富士急山梨バス	24.3.28	富士山・富士五湖バスポート	富士五湖地区フリーバス乗車券（2日間又は3日間） 登山バス使用可能／富士五湖エリアのみ利用可能、三島駅発（一般バス往復）／三島駅発（高速バス往復）等の種類を設定	三島駅発4,500円～
静 岡	伊豆箱根バス	23.2.23	富士山満喫きっぷ	富士山観光スポットへのアクセスに必要な切符を1枚にまとめ、割安感のある価格で販売することにより、公共交通による周遊型富士山観光需要を創出するため	大人 3,000円 子供 1,500円
			富士山フリーきっぷ		名古屋・京都・大阪市内
			富士山きっぷ		大人 2,300円 子供 1,110円
	しずてつジャストライン	22.7.17	静岡1Day パス	富士山静岡空港アクセスバス3路線、静岡・清水地区発着路線全線の片道600円区間内全線（一部路線・区間を除く）	大人 2,000円 子供 1,000円
		22.4.24	電車・バス1日フリー乗車券	静鉄電車全線、静岡・草薙・東静岡・清水駅を起点とした、片道600円区間内全線（一部路線・区間を除く）	大人 1,200円 子供 600円
	遠州鉄道	22.9	遠鉄ぶらりきっぷ	任意の1日に限り、遠鉄バスと電車の全線を利用できるフリー乗車券	大人 1,500円 小人 750円
	富士急静岡バス 富士急シティバス	23.2.20	富士山満喫きっぷ 富士山フリーきっぷ	富士山周辺観光向けフリーきっぷ（JR東海及びJR西日本で発売）・JR線の指定区間、及び指定されたバス路線・フェリー航路に乗車可能 ※富士急シティバスのフリー切符対象路線：（三島駅から）駿河台線・御長屋線、（裾野駅から）東急千福ヶ丘線、須山線	3,000円（富士山満喫きっぷ） 新幹線往復乗車券とセット （富士山フリー切符）
愛 知	知多乗合	23.10.1	セントレア・常滑市内一日乗りほ～だい乗車券	知多バスの常滑市内路線に1日乗り放題できる乗車券	大人 500円 小人 250円
	知多乗合 南知多町	22.10.1	海っ子バス・知多バス共通一日乗車券	南知多町内、美浜町内の知多バスと南知多町コミュニティバス（海っ子バス）が1日乗り放題できる乗車券	大人 500円 小人 250円

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額
三 重	三重交通 三交伊勢志摩交通 三交南紀交通 八風バス 三重急行自動車	23.1.20	セーフティーバス	65歳以上で運転経歴証明書をお持ちの方、左記三重交通グループ各社の路線バス自由乗降可能（ただし、高速バス、空港バス、市町村が運営するコミュニティバスは除く）	6ヶ月 30,000円 年間 50,000円
大 阪	大阪空港交通	24.8.1	羽田京急きっぷ (大阪)(京都)(神戸)	空港バス乗車券2枚と京浜急行電鉄乗車券2枚のセット販売	大阪: 大人 1,700円 小児 860円 京都: 大人 2,900円 小児 1,460円 神戸: 大人 2,400円 小児 1,200円
兵 庫	神姫バス	22.10.1	姫路観光周遊ワイド フリーきっぷ	姫路駅前を起点とした概ね600円区 間内の全線で1日または2日間利用 可	1日券大人 1,200円 小児 600円 2日券大人 1,800円 小児 900円
			城下町散策1day フ リーきっぷ	姫路駅前を基点とした200円区 間内の全線で利用可	大人のみ500円
	全但バス	24.12.1	ビジネス割引	高速バスの乗車券購入時に通勤定期 券を提示していただくこと適用	通常片道運賃より3割引
		24.4.1	AIR&BUS プラン	但馬空港からの飛行機を利用され ると復路のバス料金が割引	大阪発 2,000円 神戸発 1,500円
		22.4.1	豊岡市内フリー乗車 券	豊岡市内の路線バスに限り、1日乗 り放題（市外に乗り越す場合は乗り 越す区間の通常運賃を収受）	大人 1,100円 小人 550円
和歌山	和歌山バス	23.7	関空リムジンバス往 復乗車券	和歌山—関空間の往復乗車券	¥2,000
		24.7	夜行高速バスプレミ アムシート	夜行高速バスの大型プレミアムシ ート	片道運賃+ ¥1,000
		25.3.16	白浜らくとくきっぷ	「和歌山—白浜」までの往復乗車券 と白浜町内一般路線バスフリー乗車 券のセット券（特典付き）	1day (¥3,700) 2day (¥4,000) 3day (¥4,200)
鳥 根	松江市交通局	24.3.20	のりほ SP	松江市営バス全線（一部路線を除く） 乗り放題となる通学フリー定期乗車 券	中学生以上 1ヶ月 5,000円 小学生以下 1ヶ月 2,500円
		25.4.1	共通一日乗車券	松江市営バス全線（一部路線除く） 及びぐるっと松江レイクラインが一 枚の乗車券で一日乗り放題	大人 900円 小人 450円
広 島	広島電鉄 広島バス 広島交通 芸陽バス 中国ジェイアール バス	24.12.1	羽田京急きっぷ	広島～広島空港リムジンバス片道券 2枚と京急電鉄の羽田空港～横浜ま たは品川間の乗車券2枚のセット	大人2,960円 小児1,480円
山 口	宇都市交通局	23.6.1	空港往復乗車券	山口宇部空港と新山口駅の往復購入 で割引	1,600円（往復870円）
香 川	大川自動車	22.10.1	小児運賃上限100円	現金・回数券を使用の小児に対し、 大人の半額運賃が100円を超える場 合、上限を100円とする。 （Iruca 使用の場合は半額のまま）	小児上限100円
福 岡	西日本鉄道 西鉄バス久留米 西鉄バス大牟田 西鉄バス筑豊 西鉄バス二日市 西鉄バス宗像	22.4.3	ホリデーワンコイン バス	土・日・祝日専用の福岡都市圏の西 鉄バス1日乗車券	500円
		24.2.10～ 25.2.9	FUKUOKA1DAYPASS	西鉄グループ（北九州・大牟田除く） の一般路線バスと西鉄電車が任意の 1日限り乗り放題の乗車券	1,500円
	西日本鉄道	25.2.10	FUKUOKA1DAYPASS		大人 2,000円 小学生以下 1,000円
佐 賀	佐賀市交通局	22.7.21	ノりのりきっぷ (夏休み)	中・高校生限定の夏休み期間中、全 線フリー定期	3,000円
		22.12.25	ノりのりきっぷ (冬休み)	中・高校生限定の冬休み期間中、全 線フリー定期	1,000円

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額
長 崎	島原鉄道	22.4.11	Shimatetsu フリーパス	成人向けフリー乗車券、毎月第2・第4日曜日の何れか1日に限り当社の鉄道・バス・フェリーが乗り放題(高速バス・高速船・自動車の航送を除く)	1,000円
	五島自動車	25.4.1	高齢者割引回数券 1日フリー乗車券	現行回数券(1枚プラス)に4枚プラスして15枚にて販売 しまとく通貨の販売に併せ、当該観光客向けに販売	大人1日 1,000円 小人1日 500円
鹿児島	JR九州バス	25.4.1	免許返納割引	65歳以上で運転免許証を返納し公安委員会から運転経歴証明書所持者	大人片道運賃の半額

## 二. 乗り継ぎ乗車券

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額
北海道	十勝バス	23.5.1	芽室線と芽室町コミュニティバス乗継券	十勝バス芽室線と芽室町コミュニティバスとを乗り継ぐ場合に、乗務員が乗継券を発行し割引運賃にて乗車できる。但し、初めのバスの降車時から次のバスの乗車までが3時間以内の場合に、2乗車目のバス運賃を割引する。	大人100円引き 小中学生50円引き
埼 玉	国際興業	22.4.1	朝霞市コミュニティバス乗継券	朝霞市コミュニティバスの朝霞市役所・北朝霞駅前・わくわくどーむ、各停留所において他の朝霞市コミュニティバスに乗り継ぐ場合、乗継券を乗務員が発行し割引運賃にて乗車できる。	大人 50円 小人 30円
長 野	アルピコ交通 京王バス東	23.7.1	新宿・長野・白馬 乗り継ぎきっぷ	高速バス新宿～長野線片道乗車券(4,000円) + 特急バス長野～白馬線片道乗車券	大人 4,700円

## ホ. 運転免許証返納者割引

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額
北海道	くしろバス 阿寒バス	23.4.1	グリーン定期S	満62歳以上であり、かつ運転免許証を自主返納した事を証明できる方を対象にした全線乗り放題定期券。さらに、阿寒バスの路線バス(釧路市、釧路町)で利用できる。但し、都市間バス、空港連絡バス、定期観光バスは利用できない。	3ヶ月 10,000円 6ヶ月 15,000円
	十勝バス	23.5.28	運転免許証返納者割引	60歳以上で運転免許証を自主返納された方で、バス降車時に運転経歴証明書を提示すると、運賃を半額割引にします。但し、都市間バス、定期観光バス、空港連絡バス、ホテル～空港線、イベントバスは除く。	普通旅客運賃の半額
秋 田	羽後交通 秋田中央交通 秋北バス	22.6.1	とくとく回数券	満65歳以上であり、かつふれあい塾の受講者もしくは運転免許証を自主返納した事を証明できる方	とくとく回数券1200円分を1000円に割引
千 葉	日東交通グループ4社 日東交通、館山日東バス、鴨川日東バス、天羽日東バス	23.7.1	ノーカー・サポート優待証	65歳以上の運転免許証自主返納者で運転免許取消通知書を持参の方に運賃支払い時に提示すると路線バス全線を半額で乗車できる優待証を発行	発行手数料500円
	小湊鉄道	23.9.1	ノーカー優待証	運転免許証を自主返納した69歳以上の方を対象に路線バスに半額で乗車できる	発行手数料500円
東 京	京成グループ(バス事業16社)・船橋新京成バス・習志野新京成バス・松戸新京成バス・千葉中央バス・成田空港交通ほか	22.8.1	ノーカー・アシスト優待証	70歳以上の旅客で、交付後1年以内の「運転経歴証明書」をお持ちの方に、運賃支払い時に提示すると路線全線を半額で乗車できる優待証を発行	発行手数料500円



都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額
富 山	加越能鉄道	22.4.1	高齢者運転免許証返納者割引	砺波市では、運転免許証を自主返納される満70歳以上の方を対象に市が15,000円相当を支援し、加越能バス回数券を交付します。	
		23.4.1	〃	南砺市では、運転免許を自主返納される高齢者を対象に市が20,000円を支援し加越能バス回数券を交付します。	
				射水市では、運転免許を自主返納される高齢者を対象にコミュニティバス等無料乗車証を交付します。(交付を受けた日から2年を経過する日の属する月の末日まで無料)	
三 重	三重交通 三交伊勢志摩交通 三交南紀交通 八風バス 三重急行自動車	23.1.20	セーフティーパス	65歳以上で運転経歴証明書をお持ちの方、左記三重交通グループ各社の路線バス乗り放題(ただし、高速バス、空港バス、市町村が運営するコミュニティは除く)	6ヶ月 30,000円 1年間 50,000円
滋 賀	近江鉄道 帝産湖南交通 江若交通 京阪バス 滋賀バス	24.1.1	高齢者運転免許証自主返納割引	65歳以上高齢者が有効な運転免許証を自主返納され、警察署から「運転経歴証明書」と「ふれあいカード」の交付を受け、これらを呈示する旅客に適用	普通運賃の半額 (現金に限る)
		25.1.1	高齢者運転免許証を自主返納割引	65歳以上高齢者が有効な運転免許証を自主返納され、警察署から「運転経歴証明書」と「運転経歴証明書補助カード(50枚)」の交付を受け、これらを呈示する旅客に適用	普通運賃の半額 (現金に限る)
京 都	丹後海陸交通	24.10.1	丹海バス運転免許証返納支援乗車証	宮津市では65歳以上の免許返納者を対象に市が2万円を支援し、6ヶ月間有効な無料バス乗車証を交付。丹海バス全線乗り放題(ただし高速バス、登山バス、宮津市以外のコミュニティバスを除く)	
香 川	琴参バス	22.10.1	免許返納者優待証	65歳以上で運転免許を返納された方に対し運賃半額	普通旅客運賃半額 定期旅客運賃半額
高 知 愛 媛	ジェイアール四国バス	23.3.12	運転免許返納者割引	運転免許証を自主返納された方で、バス降車時に運転経歴証明書を提示すると運賃を半額割引にします。	普通旅客運賃の半額割引します。
福 岡	堀川バス	22.10.1	高齢者運転免許証返納者割引	平成22年10月1日以降、65歳以上で公安委員会発行の運転免許証の返納による取消通知書を持参された方に対し、割引乗車証を発行する。降車時に割引乗車証を提示すれば、全路線普通旅客運賃が半額。	
佐 賀	佐賀市交通局	23.10.10	高齢者ノリのりバス事業	満65歳以上で運転免許証を自主返納した方に、ワンコイン・シルバーパスの12ヶ月バスまたは6ヶ月バスを初回に限り半額で販売。	12ヶ月バス 8,000円 (通常16,000円) 6ヶ月バス 4,500円 (通常9,000円)
大 分	大分交通 亀の井バス	22.4.1	別府市高齢者運転免許自主返納支援制度	運転免許証を自主返納した70歳以上の別府市民に1万円分(デポジット500円含む)のICカードを給付(但し、1回限り)している。	1万円分(デポジット500円含む)のICカードを給付(但し、1回限り)

へ. その他

都道府県	事業者名	導入年月日	名 称	内 容	金 額
青 森	八戸市交通部 南部バス	22.12.1～ 22.5.31 22.12.1～ 23.11.30 23.12.1～ 24.11.30 24.12.1～ 25.11.30	キャン☆パス・フォー	八戸市営バス及び南部バスの市営全路線が4回まで乗降可能となる大学生向けの4枚綴りの乗車券を期間限定で販売。	4枚綴り600円
	八戸市交通部	23.3.15～	J・エコパスポート	八戸市営バス全路線が、夏・冬・春休み期間中に一日乗り放題となる乗車券を中学生を対象として販売。	1枚300円
		23.3.15～	親子 DE 探検エコパスポート	八戸市営バス全路線が、夏・冬・春休み期間中に一日乗り放題となる乗車券を、小学生と同伴する保護者を対象として販売（2人1組でなければ使用不可）。	1枚600円
	八戸市交通部 南部バス 十和田観光電鉄	23.10.1～ 24.9.30 24.10.1～ 25.9.30	まちバス300	中心市街地を基点としたフリーエリア区間において、八戸市営バス及び南部バス並びに十鉄バスが乗り放題となる一日乗車券方式の乗車券	大人 1枚300円 小人 1枚150円
秋 田	秋田中央交通	23.10.1	秋田市コインバス事業	秋田市が交付する「コインバス資格証明書」を提示すると、秋田市内路線バス（リムジンバス、高速バスは除く）及び秋田市マイタウンバスに100円（現金のみ適用）でご乗車いただけます。	100円
福 岡	堀川バス	23.3.12	一日乗車券	土曜・日曜・祝日に限り、堀川バス全路線が一日乗り放題。適用日当日のみの販売	大人 1,000円 小人 500円

(2) 地方自治体の補助による敬老乗車券

(表 1) パス式敬老乗車券

県名	都市名	年齢	対象事業者
北海道	稚内市	70歳以上	宗谷バス
	利尻町	〃	〃
	利尻富士町	〃	〃
	猿払村	〃	〃
	浜頓別町	〃	〃
	中頓別町	75歳以上	〃
	枝幸市	70歳以上	〃
	帯広市	〃	〃
	旭川市	〃	北海道拓殖バス、十勝バス 北海道中央バス、道北バス 旭川電気軌道、空知中央バス 北海道中央バス、空知中央バス 北海道中央バス
	滝川市	75歳以上	〃
	神楽町	65歳以上	〃
	泊内村	70歳以上	〃
	岩見沢市	〃	〃
	小張村	〃	夕張鉄道
	江部乙川町	65歳以上	道南バス
	函館市	70歳以上	函館バス
	壮瞥町	〃	〃
	洞爺湖町	〃	道南バス
	日高町	〃	〃
士幌町	〃	〃	
美瑛町	74歳以上	〃	
和寒町	65歳以上	道北バス、士別軌道	
厚真町	70歳以上	道北バス	
浦河町	〃	〃	
根室市	70歳以上	名士バス あつまバス 道南バス ジェイ・アール北海道バス 根室交通 北海道北見バス	
青森	青森市	70歳以上	青森市、ジェイアールバス東北
	森別市	〃	〃
岩手	盛岡市	70歳以上	青森市 十和田観光電鉄 八戸市、南部バス
	盛岡市	70歳以上	岩手県交通、岩手県北自動車 JRバス東北
福島	福島市	75歳以上	福島交通
秋田	能代市	65歳以上	秋北バス、秋北タクシー
	横手市	70歳以上	〃
	大館市	〃	羽後交通
	湯沢市	〃	〃
	由利本荘市	〃	〃
長野	松本市	70歳以上	アルピコ交通 長電バス、アルピコ交通
富山	富山市	65歳以上	富山地方鉄道
石川	小松市	65歳以上	小松バス
福井	福井市	65歳以上	京福バス
埼玉	小川町	77歳以上	西武観光バス
	鹿野町	65歳以上	川越観光自動車
東京	東京都	70歳以上	東京都、京王電鉄バス 東急バス、西東京バス 東武バスセントラル、立川バス 京成バス、シテイバス立川 京浜急行バス、西武バス 京王バス南、国際興業 小田急バス、日立自動車交通 関東バス、神奈川中央交通 京王バス東、羽田京急バス 京王バス中央、京王バス小金井 新日本観光自動車 東急トランセ、京成タウンバス 朝日自動車、大島旅客自動車 三宅村、八丈町 小田急シテイバス
	横浜市	70歳以上	横浜市、小田急バス 相鉄ホールディングス 神奈川中央交通、京浜急行バス 江ノ電バス横浜、東急バス 川崎鶴見臨港バス、相鉄バス 横浜京急バス、横浜神奈交バス 大新東、フジエクスプレス 横浜交通開発
	東京都	70歳以上	東京都、京王電鉄バス 東急バス、西東京バス 東武バスセントラル、立川バス 京成バス、シテイバス立川 京浜急行バス、西武バス 京王バス南、国際興業 小田急バス、日立自動車交通 関東バス、神奈川中央交通 京王バス東、羽田京急バス 京王バス中央、京王バス小金井 新日本観光自動車 東急トランセ、京成タウンバス 朝日自動車、大島旅客自動車 三宅村、八丈町 小田急シテイバス
	東京都	70歳以上	東京都、京王電鉄バス 東急バス、西東京バス 東武バスセントラル、立川バス 京成バス、シテイバス立川 京浜急行バス、西武バス 京王バス南、国際興業 小田急バス、日立自動車交通 関東バス、神奈川中央交通 京王バス東、羽田京急バス 京王バス中央、京王バス小金井 新日本観光自動車 東急トランセ、京成タウンバス 朝日自動車、大島旅客自動車 三宅村、八丈町 小田急シテイバス
	東京都	70歳以上	東京都、京王電鉄バス 東急バス、西東京バス 東武バスセントラル、立川バス 京成バス、シテイバス立川 京浜急行バス、西武バス 京王バス南、国際興業 小田急バス、日立自動車交通 関東バス、神奈川中央交通 京王バス東、羽田京急バス 京王バス中央、京王バス小金井 新日本観光自動車 東急トランセ、京成タウンバス 朝日自動車、大島旅客自動車 三宅村、八丈町 小田急シテイバス
	東京都	70歳以上	東京都、京王電鉄バス 東急バス、西東京バス 東武バスセントラル、立川バス 京成バス、シテイバス立川 京浜急行バス、西武バス 京王バス南、国際興業 小田急バス、日立自動車交通 関東バス、神奈川中央交通 京王バス東、羽田京急バス 京王バス中央、京王バス小金井 新日本観光自動車 東急トランセ、京成タウンバス 朝日自動車、大島旅客自動車 三宅村、八丈町 小田急シテイバス
	東京都	70歳以上	東京都、京王電鉄バス 東急バス、西東京バス 東武バスセントラル、立川バス 京成バス、シテイバス立川 京浜急行バス、西武バス 京王バス南、国際興業 小田急バス、日立自動車交通 関東バス、神奈川中央交通 京王バス東、羽田京急バス 京王バス中央、京王バス小金井 新日本観光自動車 東急トランセ、京成タウンバス 朝日自動車、大島旅客自動車 三宅村、八丈町 小田急シテイバス
	東京都	70歳以上	東京都、京王電鉄バス 東急バス、西東京バス 東武バスセントラル、立川バス 京成バス、シテイバス立川 京浜急行バス、西武バス 京王バス南、国際興業 小田急バス、日立自動車交通 関東バス、神奈川中央交通 京王バス東、羽田京急バス 京王バス中央、京王バス小金井 新日本観光自動車 東急トランセ、京成タウンバス 朝日自動車、大島旅客自動車 三宅村、八丈町 小田急シテイバス
	東京都	70歳以上	東京都、京王電鉄バス 東急バス、西東京バス 東武バスセントラル、立川バス 京成バス、シテイバス立川 京浜急行バス、西武バス 京王バス南、国際興業 小田急バス、日立自動車交通 関東バス、神奈川中央交通 京王バス東、羽田京急バス 京王バス中央、京王バス小金井 新日本観光自動車 東急トランセ、京成タウンバス 朝日自動車、大島旅客自動車 三宅村、八丈町 小田急シテイバス
	東京都	70歳以上	東京都、京王電鉄バス 東急バス、西東京バス 東武バスセントラル、立川バス 京成バス、シテイバス立川 京浜急行バス、西武バス 京王バス南、国際興業 小田急バス、日立自動車交通 関東バス、神奈川中央交通 京王バス東、羽田京急バス 京王バス中央、京王バス小金井 新日本観光自動車 東急トランセ、京成タウンバス 朝日自動車、大島旅客自動車 三宅村、八丈町 小田急シテイバス
	東京都	70歳以上	東京都、京王電鉄バス 東急バス、西東京バス 東武バスセントラル、立川バス 京成バス、シテイバス立川 京浜急行バス、西武バス 京王バス南、国際興業 小田急バス、日立自動車交通 関東バス、神奈川中央交通 京王バス東、羽田京急バス 京王バス中央、京王バス小金井 新日本観光自動車 東急トランセ、京成タウンバス 朝日自動車、大島旅客自動車 三宅村、八丈町 小田急シテイバス
	東京都	70歳以上	東京都、京王電鉄バス 東急バス、西東京バス 東武バスセントラル、立川バス 京成バス、シテイバス立川 京浜急行バス、西武バス 京王バス南、国際興業 小田急バス、日立自動車交通 関東バス、神奈川中央交通 京王バス東、羽田京急バス 京王バス中央、京王バス小金井 新日本観光自動車 東急トランセ、京成タウンバス 朝日自動車、大島旅客自動車 三宅村、八丈町 小田急シテイバス

県名	都市名	年齢	対象事業者
川越市	川越市	70歳以上	川崎市、京浜急行バス 神奈川中央交通、小田急バス 川崎鶴見臨港バス、東急バス 羽田京急バス
	厚木市	〃	神奈川中央交通
厚愛清鎌倉	厚木市	〃	神奈川中央交通
	川崎市	〃	神奈川中央交通
	鎌倉市	75歳以上	神奈川中央交通
山梨	大月市	65歳以上	富士急山梨バス
岐阜	岐阜市	70歳以上	岐阜乗合自動車
	高山市	65歳以上	濃飛乗合自動車 加越能鉄道
静岡	伊豆市	70歳以上	新東海バス
愛知	名古屋市	65歳以上	名古屋市 名古屋ガイドウェイバス
京都	京都市	70歳以上	京都市、京都バス 京阪京都交通、京阪バス 京阪シテイバス、阪急バス 京阪宇治バス、近鉄バス 西日本ジェイアールバス ヤサカバス（醍醐コミュニティバスのみ）
大阪	大阪市	70歳以上 (ICカード)	大阪市
	高槻市	〃	高槻市
	高槻市	65歳以上	南海バス
兵庫	神戸市	70歳以上 (ICカード)	神戸市、神姫バス、阪急バス 山陽バス 神鉄バス、神姫ゾーンバス 神戸交通振興（山手線ポーアイ キャンパス線） 阪神バス
	伊丹市	70歳以上	伊丹市
	石川市	〃	山陽バス、神姫バス
	尼崎市	〃	尼崎市
	姫路市	75歳以上	神姫バス、ウエイト神姫
	芦屋市	70歳以上	阪急バス
	養父市	〃	全但バス
	潮来市	65歳以上	〃
	猪名川町	70歳以上	阪急バス
	宝塚市	70歳以上	阪神電気鉄道
奈良	奈良市	70歳以上	奈良交通
和歌山	和歌山市	〃	〃
	和歌山市	70歳以上	和歌山バス、和歌山バス那賀
島根	松江市	65歳以上	松江市
広島	尾道市	73歳以上	おのみちバス
	三原市	70歳以上	芸陽バス、中国バス、鞆鉄道 呉市
山口	岩国市	70歳以上	岩国市、防長交通
	宇部市	〃	宇部市、船木鉄道
	山口市	〃	防長交通、中国ジェイアールバス、 宇部市
	下関市	65歳以上 75歳以上	サンデン交通 防長交通 中国ジェイアールバス
徳島	徳島市	70歳以上	徳島市
福岡	小松島市	〃	小松島市
	福岡市	65歳以上	昭和自動車
佐賀	佐賀市	75歳以上	佐賀市、昭和自動車
長崎	佐世保市	75歳以上	佐世保市、西肥自動車、させほバス
熊本	熊本市	70歳以上	九州産交バス、産交バス 熊本電気鉄道、熊本バス
	荒尾市	〃	荒尾市
大分	大分市	70歳以上	大分バス、大分交通、亀の井バス
宮崎	宮崎市	70歳以上	宮崎交通
鹿児島	鹿児島市	70歳以上 (ICカード)	鹿児島市 いわさきコーポレーション 南国交通、ジェイアール九州バス
	徳之島市	75歳以上	徳之島総合陸運
	沖永良部市	70歳以上	沖永良部バス企業団

(表1-2)回数券式(バスカード含)

県名	都市名	年齢	対象事業者
北海道	士幌町	70歳以上	十勝バス、北海道拓殖バス
	池田町	〃	十勝バス
	鹿追町	〃	北海道拓殖バス
	釧路市	〃	くしろバス
	釧路市	〃	〃
	厚岸町	〃	くしろバス
	浜中町	〃	〃
	羅臼町	〃	阿寒バス
	弟子屈町	〃	〃
	標津町	〃	〃
	網走市	〃	根室交通、阿寒バス 網走観光交通、網走バス 北海道北見バス
	遠軽町	70歳以上	北紋バス、北海道北見バス
	湧別町	〃	北紋バス、北海道北見バス
	上湧別町	70歳以上	北紋バス、北海道北見バス
	滝川町	〃	北紋バス
	丸瀬布町	65歳以上	北海道北見バス
	津別町	70歳以上	〃
	東神楽町	〃	旭川電気軌道
	上川町	〃	道北バス
	佐呂間町	〃	北海道北見バス
遠別町	〃	沿岸バス	
豊富町	〃	〃	
小紋市	〃	沿岸バス、てんてつバス	
〃	75歳以上	名士バス、北海道北見バス	
〃	70歳以上	北紋バス	
鷹栖町	80歳以上	道北バス	
小樽市	70歳以上	北海道中央バス ジェイアール・北海道バス ニセコバス	
札幌市	札幌市	70歳以上	北海道中央バス、じょうてつ 夕張鉄道、ばんけいバス ジェイアール・北海道バス
	砂川市	75歳以上	北海道中央バス
	石狩市	70歳以上	〃
	剣淵市	〃	道北バス
	千歳市	75歳以上	北海道中央バス
	新冠町	65歳以上	道南バス
	新ひだか町	70歳以上	〃
	倶知安町	〃	〃
	岩見沢市	71歳以上	北海道中央バス
	三笠市	70歳以上	〃
深川市	70歳以上	函館バス ジェイアール・北海道バス	
岩手	二戸市	70歳以上	岩手県北自動車、南部バス ジェイアールバス東北
	一関市	〃	岩手県交通
	奥州市衣川区北上市	〃	〃
宮城	仙台市	70歳以上	宮城交通、仙台市
	白石市	〃	ミヤコーバス
新潟	糸魚川市	70歳以上	糸魚川バス
	佐渡市	75歳以上	新潟交通佐渡
長野	松本市	70歳以上	アルピコ交通
	須坂市	〃	長電バス
	野沢温泉村	〃	〃
	中野市	〃	長電バス
山ノ内町	山ノ内町	〃	長電バス
	〃	〃	長電バス
石川	金沢市	70歳以上	北陸鉄道
栃木	宇都宮市	75歳以上	関東自動車、東野交通 ジェイアールバス関東
群馬	県内全域	65歳以上	群馬中央バス、群馬バス 上信電鉄、関越交通 日本中央バス、永井運輸
千葉	浦安市	70歳以上	東京ベイシティ交通
埼玉	三芳町	70歳以上	ライフバス
	秩父市	65歳以上	西武観光バス

県名	都市名	年齢	対象事業者	
神奈川	鎌倉市	75歳以上	神奈川中央交通、京浜急行バス 江ノ電バス藤沢、江ノ電バス横浜	
	〃	〃	〃	
岐阜	岐阜市	70歳以上	岐阜乗合自動車、日本タクシー	
	下呂市	60歳以上	濃飛乗合自動車	
静岡	藤枝市	70歳以上	しずてつジャストライン	
	浜松市	〃	遠州鉄道、秋葉バスサービス 浜松バス	
	三島市	〃	富士急シティバス、伊豆箱根バス	
	裾野市	〃	沼津登山東海バス	
	西伊豆町	〃	富士急シティバス	
	伊豆市	〃	西伊豆東海バス	
	松崎町	75歳以上	伊豆東海バス	
	河津町	70歳以上	西伊豆東海バス	
	伊豆の国市	75歳以上	南伊豆東海バス	
	〃	75歳以上	新東海バス、伊豆箱根バス	
愛知	岡崎市	70歳以上	名鉄バス	
	春日井市	〃	〃	
	豊橋市	〃	豊鉄バス、豊橋鉄道	
	豊田原市	〃	〃	
三重	津市	74歳以上	三重交通	
	伊勢市	75歳以上	三重交通、三交伊勢志摩交通	
大阪	枚方市	69歳以上	京阪バス	
兵庫	神戸市	70歳以上	神戸市、神姫バス、阪急バス 山陽バス 神鉄バス、神姫ゾーンバス 神戸交通振興(山手線ポーアイ キャンパス線) 阪神バス	
	宝塚市	70歳以上	阪急バス、阪神バス	
	西宮市	〃	阪急田園バス	
	三木市	〃	阪急バス、阪神バス	
	稲美町	65歳以上	神姫バス、阪姫ゾーンバス	
	三田市	70歳以上	神姫バス、阪急バス	
	川西市	〃	阪急田園バス 阪急バス	
	奈良	斑鳩町	70歳以上	奈良交通
		生駒町	〃	〃
		月ヶ瀬町	65歳以上	三重交通
鳥取	鳥取市	65歳以上	日ノ丸自動車、日本交通	
鳥根	松江市	65歳以上	一畑バス	
岡山	総社市	70歳以上	中鉄バス	
	高梁市	75歳以上	備北バス	
広島	広島市	70歳以上	広島電鉄、広島交通、広島バス 芸陽バス、備北交通 中国ジェイアールバス エイチ、デー西広島	
	福山市	74歳以上	中国バス、鞆鉄道、井笠鉄道	
	福尾市	73歳以上	中国バス、鞆鉄道 本四バス開発、因の島運輸 おのみちバス	
徳島	徳島市	70歳以上	徳島バス	
	阿南市	〃	徳島バス、徳島バス阿南	
	那賀町	〃	徳島バス、徳島バス南部	
福岡	福岡市	70歳以上	西日本鉄道、昭和自動車 ジェイアール九州バス	
	長崎市	70歳以上	長崎県、長崎自動車	
西海	西海市	〃	長崎県中央バス、富川運送 さいかい交通	
	〃	〃	〃	
熊本	嘉島町	70歳以上	熊本バス	
鹿児島	与論島	70歳以上	南陸運	
〃	薩摩川内市	〃	ジェイアール九州バス	

## 7. 貸切バス事業の収支状況について

(1) 調査対象事業者369社の経常収入は1,834億円、経常費用は1,809億円、経常損益は25億円の黒字、経常収支率は101.4%（前年度99.0%）と前年度と比較して経常収支率は2.4ポイント改善した。

調査対象事業者の369社、43%の事業者が赤字を計上している。

① 平成24年度の実働日車当り営業収入は前年度より増加し、67,079円（22年度63,435円、23年度62,129円）となっている。

② 支出では、人件費の占める割合が45.5%となっており、車両規模別にみると10両までの事業者は42.9%、11両～30両までは42.9%、31両以上は46.5%と車両規模が大きいかほど人件費率が高い。

なお、人件費割合は21年度46.2%、22年度45.3%、23年度45.5%となっている。

また、軽油価格高騰により、燃料油脂費の原価に占める割合は、22年度10.4%、23年度11.6%、24年度11.8%と年々増加している。

③ 車両規模別の収支率については、10両までは99.9%、11両～30両までは101.2%、31両以上は101.5%となっており、11両以上の事業者の収支が改善している。

(2) ブロック別の収支状況をみると、収支率が100%を超えているところは沖縄の106.8%、中部の103.8%、東北の103.3%、関東の101.8%、北陸・信越の101.8%、四国の101.5%、中国の100.6%の7ブロックであり、最も厳しいところは九州の95.9%となっている。

(注) ① 調査対象事業者 貸切バス保有車両10両までは86社、11両～30両まで166社、31両以上の事業者117社、合計369社

② 調査対象事業者は前年度と入れ替えがある。輸送実績報告書より集計

(表1) 一般貸切バス事業の経常収支率

平成24年度

(単位：億円)

	事業者			経常収入	経常費用	経常損益	経常収支率	調査対象
	黒字	赤字	計					
計	社 212 (180)	社 157 (226)	社 369 (406)	1,834 (1,455)	1,809 (1,470)	25 (△15)	101.4 (99.0)%	車両規模別に抽出 車両数 11,483両 ( 〃 10,099両)
10両まで	社 44 (54)	社 42 (79)	社 86 (133)	77.2 (107)	77.3 (107)	△0.1 (△1)	99.9 (99.3)%	車両数 639両 ( 〃 939両)
11～30両まで	社 100 (81)	社 66 (100)	社 166 (181)	421 (401)	416 (413)	5 (△13)	101.2 (96.9)%	車両数 2,996両 ( 〃 3,322両)
31両以上	社 68 (45)	社 49 (47)	社 117 (92)	1,336 (948)	1,316 (949)	20 (△2)	101.5 (99.8)%	車両数 7,848両 ( 〃 5,838両)

※1. ( ) は前年度

2. 事業者は前年度と入れ替えがある。

3. 端数処理を行っているため、計が一致しない場合がある。

(参 考) 経常収支率の推移

(単位：億円)

年度	事業者			経常収入	経常費用	経常損益	経常収支率	調査対象
	黒字	赤字	計					
24	社 212 (57%)	社 157 (43%)	社 369 (100%)	1,834	1,809	25	101.4%	10両まで 86社 11～30両まで 166 31両以上 117
23	社 180 (44%)	社 226 (56%)	社 406 (100%)	1,455	1,470	△15	99.0%	10両まで 133社 11～30両まで 181 31両以上 92
22	社 195 (48%)	社 213 (52%)	社 408 (100%)	1,519	1,528	△9	99.4%	10両まで 125社 11～30両まで 190 31両以上 93

(表2) 平成24年度一般貸切バスブロック別収支状況

(単位：百万円)

ブロック	事業者(社)			収入	支出	損益	収支率(23年度) %
	黒字	赤字	計				
北海道	A	-	-	-	-	-	- (98.0)
	B	6	3	9	2,110	2,061	49 102.4 (91.8)
	C	3	3	6	3,073	3,209	△ 136 95.8 (104.0)
	計	9	6	15	5,183	5,270	△ 86 98.4 (97.2)
東北	A	5	5	10	743	802	△ 58 92.7 (94.3)
	B	7	6	13	2,379	2,208	172 107.8 (101.2)
	C	7	4	11	9,261	8,983	278 103.1 (103.7)
	計	19	15	34	12,384	11,992	392 103.3 (102.3)
関東	A	15	7	22	2,288	2,167	121 105.6 (102.1)
	B	23	29	52	12,896	13,427	△ 532 96.0 (94.4)
	C	28	13	41	49,447	47,902	1,545 103.2 (100.6)
	計	66	49	115	64,631	63,497	1,134 101.8 (99.2)
北陸・信越	A	2	6	8	630	653	△ 22 96.6 (98.9)
	B	10	4	14	4,205	4,028	177 104.4 (99.1)
	C	4	6	10	8,427	8,342	85 101.0 (95.2)
	計	16	16	32	13,262	13,023	240 101.8 (96.8)
中部	A	9	4	13	1,142	1,179	△ 37 96.8 (95.1)
	B	19	3	22	6,900	6,597	303 104.6 (97.9)
	C	10	4	14	27,471	26,451	1,020 103.9 (101.9)
	計	38	11	49	35,513	34,227	1,286 103.8 (100.4)
近畿	A	3	4	7	801	800	1 100.1 (100.5)
	B	15	8	23	6,568	6,403	165 102.6 (97.7)
	C	5	8	13	17,645	18,342	△ 697 96.2 (97.9)
	計	23	20	43	25,014	25,545	△ 531 97.9 (97.9)
中国	A	2	10	12	793	845	△ 53 93.8 (98.7)
	B	8	7	15	3,096	3,053	44 101.4 (98.0)
	C	3	3	6	5,651	5,583	68 101.2 (102.7)
	計	13	20	33	9,540	9,481	59 100.6 (100.5)
四国	A	5	0	5	597	544	53 109.7 (104.2)
	B	3	0	3	1,650	1,554	96 106.2 (92.2)
	C	1	0	1	2,286	2,368	△ 82 96.5 (91.6)
	計	9	0	9	4,533	4,465	67 101.5 (93.6)
九州	A	3	5	8	687	678	8 101.3 (100.0)
	B	8	3	11	1,982	2,024	△ 43 97.9 (97.9)
	C	2	4	6	5,994	6,327	△ 333 94.7 (95.3)
	計	13	12	25	8,662	9,029	△ 367 95.9 (96.3)
沖縄	A	0	1	1	44	62	△ 19 70.1 (-)
	B	1	0	1	283	214	70 132.6 (-)
	C	5	1	6	4,364	4,115	249 106.1 (103.7)
	計	6	2	8	4,691	4,390	301 106.8 (103.7)
合計	A	44	42	86	7,724	7,730	△ 6 99.9 (99.3)
	B	100	66	166	42,069	41,568	501 101.2 (96.9)
	C	68	49	117	133,620	131,621	1,998 101.5 (99.8)
	計	212	157	369	183,412	180,919	2,493 101.4 (99.0)

(注) A…保有車両10両まで、 B…11～30両まで、 C…31両以上  
端数処理を行っているため、計が一致しない場合がある。

(表3) 貸切バスの経常収支率の推移

(単位：億円)

年度	調査対象事業者別	事業者数			収入	支出	損益	収支率
		黒字	赤字	計				
19	保有車両10両まで	74	53	127	93	92	1	100.6%
	11～30両まで	102	91	193	484	482	2	100.4%
	31両以上	54	44	98	1,103	1,108	△5	99.5%
	計	230	188	418	1,680	1,682	△2	99.9%
20	保有車両10両まで	65	58	123	90	89	1	101.1%
	11～30両まで	96	93	189	464	472	△8	98.3%
	31両以上	52	40	92	1,082	1,077	5	100.5%
	計	213	191	404	1,636	1,638	△2	99.9%
21	保有車両10両まで	67	65	132	85	86	△2	98.1%
	11～30両まで	108	94	202	440	442	△2	99.6%
	31両以上	52	37	89	983	969	14	101.5%
	計	227	196	423	1,509	1,498	11	100.7%
22	保有車両10両まで	59	66	125	88	90	△1	98.6%
	11～30両まで	87	103	190	432	443	△11	97.5%
	31両以上	49	44	93	999	995	4	100.4%
	計	195	213	408	1,519	1,528	△9	99.4%
23	保有車両10両まで	54	79	133	107	107	△1	99.3%
	11～30両まで	81	100	181	401	413	△13	96.9%
	31両以上	45	47	92	948	949	△2	99.8%
	計	180	226	406	1,455	1,470	△15	99.0%
24	保有車両10両まで	44	42	86	77	77	△0	99.9%
	11～30両まで	100	66	166	421	416	5	101.2%
	31両以上	68	49	117	1,336	1,316	20	101.5%
	計	212	157	369	1,834	1,809	25	101.4%

(表4) 一般貸切バス実車走行キロ当り収入・原価の推移

(単位：円銭)

収支別	19年度				20年度				21年度				
	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	
収入	350.12	338.90	371.10	360.05	365.19	355.76	360.81	359.60	360.50	343.78	357.40	353.49	
原価	347.95	337.48	372.82	360.59	361.28	362.06	359.00	360.00	367.49	345.31	352.22	350.99	
内訳	人件費	153.22	149.37	173.93	165.23	150.28	159.73	162.27	160.89	158.08	159.96	164.41	162.72
	諸経費	194.73	188.11	198.89	195.35	211.00	202.33	196.73	199.11	209.41	185.35	187.81	188.27

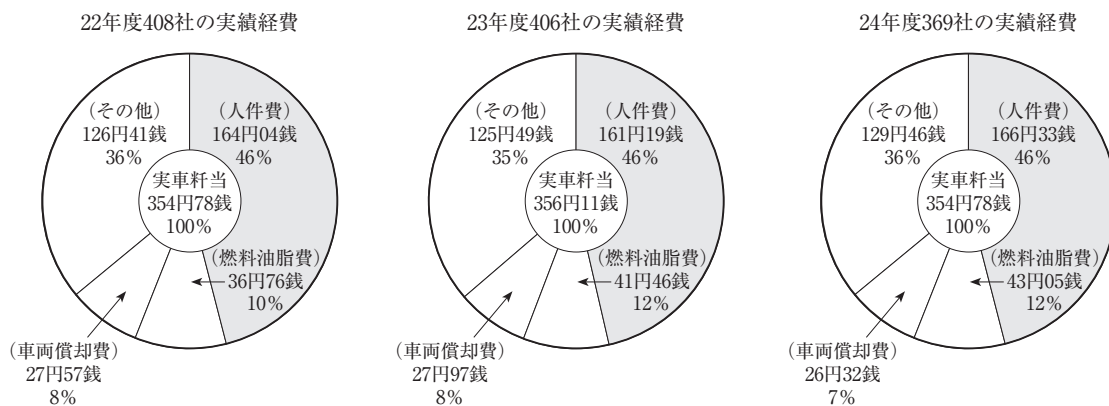
収支別	22年度				23年度				24年度				
	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	保有車両10両まで	11～30両まで	31両以上	計	
収入	352.45	338.20	359.52	352.78	370.26	341.11	355.50	352.43	386.63	348.22	376.76	370.20	
原価	357.37	346.82	358.21	354.78	372.90	351.97	356.12	356.11	386.91	344.07	371.12	365.16	
内訳	人件費	154.30	154.64	169.25	164.04	160.27	155.86	163.86	161.19	166.04	147.67	172.70	166.33
	諸経費	203.07	192.18	188.96	190.74	212.63	196.62	194.92	194.92	220.87	196.40	198.42	198.83

(表5) 貸切バス実車走行キロ当り経費構成比率の推移

(単位：円銭)

年 度	事業者数	人件費	燃料油脂費	減価償却費	諸経費	合計	対前年度 (%)
12	376	223.82 (54.8%)	28.31 (6.9%)	- -	156.46 (38.3%)	408.59 (100.0%)	-6.2%
13	364	208.83 (53.7%)	28.00 (7.2%)	- -	152.18 (39.1%)	389.01 (100.0%)	-4.8%
14	398	200.19 (53.8%)	28.10 (7.6%)	- -	143.72 (38.6%)	372.01 (100.0%)	-4.4%
15	433	186.11 (51.8%)	27.66 (7.6%)	- -	145.63 (40.5%)	359.39 (100.0%)	-3.4%
16	453	180.12 (49.9%)	30.42 (8.4%)	- -	150.76 (41.7%)	361.29 (100.0%)	0.5%
17	421	176.12 (49.1%)	35.12 (9.8%)	- -	147.09 (41.0%)	358.42 (100.0%)	-0.8%
18	423	173.28 (47.4%)	39.39 (10.8%)	- -	152.62 (41.8%)	365.29 (100.0%)	1.9%
19	418	165.23 (45.9%)	40.21 (11.2%)	- -	155.14 (43.1%)	360.59 (100.2%)	-1.3%
20	404	160.89 (45.8%)	43.75 (12.5%)	- -	155.36 (44.3%)	360.00 (102.6%)	-0.2%
21	423	162.72 (46.4%)	33.02 (9.4%)	27.88 (7.9%)	127.37 (36.3%)	350.99 (100.0%)	-2.5%
22	408	164.04 (46.2%)	36.76 (10.4%)	27.57 (7.8%)	126.41 (35.6%)	354.78 (100.0%)	1.1%
23	406	161.19 (45.3%)	41.46 (11.6%)	27.97 (7.9%)	125.49 (35.2%)	356.11 (100.0%)	0.4%
24	369	166.33 (45.5%)	43.05 (11.8%)	26.32 (7.2%)	129.46 (35.5%)	365.16 (100.0%)	2.5%

(図1)





(表6) 平成24年度貸切バス原単位の比較

項 目	単位	北海道	東 北	関 東	北陸・信越	中 部	近 畿	中 国
実働日車キロ	キロ	175.9	187.9	172.4	219.2	198.4	192.5	213.8
実働日車当り 総走行キロ	キロ	224.6	241.2	225.0	278.6	240.7	238.5	250.1
実 働 率	%	66.4%	58.0%	64.7%	60.2%	68.2%	61.5%	51.4%
実働日車当り 営業収入	円	53,502	59,939	72,280	68,213	68,660	69,161	70,363
実働日車当り 人件費※	円	27,380	26,081	33,789	27,484	31,151	32,553	30,600
実働日車当り 経費(経常費用)	円	55,355	59,488	73,327	67,669	66,891	72,417	70,745
経費に占める 人件費の割合※	%	49.5%	43.8%	46.1%	40.6%	46.6%	45.0%	43.3%
経費に占める 燃料費の割合	%	14.9%	13.6%	11.0%	13.4%	11.6%	11.0%	12.4%

項 目	単位	四 国	九 州	沖 縄	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	269.5	171.0	124.5	187.3	159.2	190.0	188.2
実働日車当り 総走行キロ	キロ	308.4	220.5	172.2	236.0	201.2	239.8	237.0
実 働 率	%	50.8%	57.2%	63.2%	62.4%	51.6%	58.3%	64.8%
実働日車当り 営業収入	円	75,258	61,108	49,301	67,818	60,583	64,614	69,381
実働日車当り 人件費※	円	32,865	29,638	25,702	31,150	26,436	28,058	32,508
実働日車当り 経費(経常費用)	円	76,185	64,645	46,905	68,387	61,601	65,376	69,856
経費に占める 人件費の割合※	%	43.1%	45.8%	54.8%	45.5%	42.9%	42.9%	46.5%
経費に占める 燃料費の割合	%	13.0%	12.8%	10.8%	11.8%	12.3%	12.4%	11.6%

注1) ※の人件費は一般管理部門を含む人件費  
 2) 輸送実績報告書より集計

(表7) 貸切バス原単位の推移

項 目	単位	平成24年度			平成23年度				
		合 計	10両まで	30両まで	31両以上	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	187.3	159.2	190.0	188.2	179.8	166.0	173.7	184.3
実働日車当り 総走行キロ	キロ	236.0	201.2	239.8	237.0	228.1	212.2	220.7	233.4
実働率	%	62.4%	51.6%	58.3%	64.8%	57.0	45.1	53.0	61.1
実働日車当り 営業収入	円	67,818	60,583	64,614	69,381	62,129	59,907	57,925	64,361
実働日車当り 人件費※	円	31,150	26,436	28,058	32,508	28,981	26,612	26,986	30,197
実働日車当り 経費(経常費用)	円	68,387	61,601	65,376	69,856	64,027	61,919	61,140	65,629
経費に占める 人件費の割合※	%	45.5%	42.9%	42.9%	46.5%	45.3	43.0	44.1	46.0
経費に占める 燃料費の割合	%	11.8%	12.3%	12.4%	11.6%	11.6	12.7	12.1	11.3

平成22年度

項 目	単位	合 計	10両まで	30両まで	31両以上
実働日車キロ	キロ	183.3	160.3	178.7	187.9
実働日車当り 総走行キロ	キロ	231.1	204.0	226.6	236.2
実働率	%	57.9	44.4	53.1	62.7
実働日車当り 営業収入	円	63,435	54,485	59,157	66,452
実働日車当り 人件費※	円	30,066	24,729	27,630	31,809
実働日車当り 経費(経常費用)	円	65,025	57,272	61,966	67,325
経費に占める 人件費の割合※	%	46.2	43.2	44.6	47.2
経費に占める 燃料費の割合	%	10.4	11.8	11.1	9.9

注1) ※の人件費は一般管理部門を含む人件費

2) 輸送実績報告書より集計

## Ⅲ. 安全輸送の取組み

### 1. 安全輸送体制の確立

#### (1) 運輸安全マネジメントの推進

運輸事業者について、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築、全社内の安全意識の浸透、安全最優先の風土の定着を図ること等を目的として「運輸安全マネジメント制度」が平成18年10月から導入された。また、「安全管理規程の作成及び届出」、「安全統括管理者の選任及び届出」が一定規模（バス事業にあっては保有台数200台以上）の事業者には義務付けられ、その後平成25年10月からは、これに加え全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行許可を得た乗合バス事業者に義務付け対象が拡大された。

その主な内容は、次のとおりである。

##### ① 全事業者に対するもの

ア. P（計画の作成）・D（計画の実施）・C（効果等の評価）・A（計画の改善）を導入し、さらに継続的に繰り返すことによって、輸送のレベルアップを図る。

イ. 安全確保の責務

ウ. 安全情報の公表

##### ② 保有車両数200台以上のバス事業者及び全ての貸切バス事業者並びに貸切委託運行許可を得た乗合バス事業者（以下「規程等義務付け事業者」という。）に対するもの

上記①の各項目に加え、次の項目を実施することが義務づけられた。

ア. 安全管理規程の作成、届出

安全に関する取組みの基本方針、組織体制、情報伝達の方法、内部監査の方法等を記載。

イ. 安全統括管理者の選任、届出

安全管理体制に必要な事項の経営トップへの報告及び事業者内部への徹底。

また、国土交通省によるマネジメント評価を受けることとなっている。

なお、マネジメント評価については、国土交通省による評価のほかに、当面の措置として、国が認定した第三者機関による評価も認められている。

日本バス協会は、会員事業者が円滑な取組みを行えるよう、国等が開催するシンポジウム等の周知に努めている。

#### (2) バス事業における総合安全プラン2009

交通安全対策について、国は、現在「第9次交通安全基本計画（平成23年～27年）」に基づき、平成27年までに交通事故死者数を3,000人以下とする目標を掲げ、官民一体となった取組みをしている。交通事故死者数については、平成20年には5,155人となり、「第8次交通安全基本計画」の目標を2年前倒して達成した。また、平成15年からの10年間で交通事故死者数を5,000人以下にするという政府目標についても、平成21年に4,914人となり実現された。

一方、自動車運送事業においては、自家用自動車と比べ、事故件数、死者数ともに減少の歩みが遅いのが現状である。

このような状況を踏まえ、平成21年3月、国土交通省に設置されている「自動車運送事業に係わる安全対策検討委員会」において、今後の10年間を見据えた「事業用自動車総合安全プラン2009」について提言がなされた。

日本バス協会は、本提言を踏まえ、平成21年6月に「バス事業における総合安全プラン2009」を策定し、10年後における事故削減目標を設定して、取組みを進めることとした。

1. 平成30年における交通事故死者数をゼロとする。
2. 平成30年における人身事故件数を1,800件以下とする。  
(※平成24年におけるバス事業に係る交通事故死者数は15人、人身事故件数は2,427件)
3. ただちに飲酒運転をゼロとする。

## 2. 大規模災害への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、バス事業者にも津波による車両の流出や社屋等の損壊、道路の崩壊等による運行の停止など深刻な被害をもたらした。

日本バス協会では、この教訓を生かし、今後発生が予想される東海地震等の大規模災害に対応するため、平成24年5月に安全輸送委員会安全確保対策WGに「大規模災害対策特別小委員会」を設置し、検討を重ね、平成25年5月に「大規模災害基本対応マニュアル（初動対応編 作成指針）」及び「大規模災害基本対応ハンドブック（乗務員用 作成指針）」（以下、「マニュアル等」という。）を取りまとめた。

このマニュアル等は、大災害発生時に、バス事業者が乗客や従業員の安全を確保するとともに、バス事業の社会的使命を果たすために必要な初動対応の基本事項及びそのために必要な事前の備えを定め、各事業者が災害対応マニュアルを作成する際の指針とするものである。

### 《構成》

- (1) 大規模災害基本対応マニュアル（初動対応編 作成指針）
  - ① マニュアルの目的
  - ② 災害の基礎知識
  - ③ 初動対応の基本方針
  - ④ 事前の備え
  - ⑤ 災害への対応
- (2) 大規模災害基本対応ハンドブック（乗務員用 作成指針）
  - ① はじめに
  - ② 平時の備え
  - ③ 災害時の対応
  - ④ その他

## 3. 飲酒運転防止対策

### (1) 飲酒運転防止対策会議の設置と各種対策

平成14年7月、中央自動車道においてバス運転者が飲酒運転し接触事故を起こしたのに続き、同年8月には神戸市で路線バス運転者が酒気帯び運転をし、停留所付近で斜横断中の歩行者と接触して死亡させるという事故を引き起こした。

いずれも、安全輸送が事業運営の根幹であるバス事業においては、決してあってはならない事故であり、同年9月の国土交通省通達を受け、ただちに日本バス協会に「飲酒運転防止対策会議」と、作業部会の「飲酒運転防止対策WG」を設置し、平成14年10月、「飲酒運転防止対策マニュアル」を策定し、同年11月には「飲酒運転防止対策事例集」を編纂して全会員事業者配布、平成15年2月には、「マニュアル」で定めた厳正な点呼に活用するため、アルコール検知器を全国の会員へ緊急配布した。

また、平成18年1月、飲酒運転防止対策をより効果的なものにするため、これまでのマニュアル等を整理・統合して新たに「飲酒運転防止対策マニュアル」として改定し、全国の会員事業者に周知徹底を図った。

さらに、平成22年4月に国土交通省令等が改正されたことによる、平成23年5月からの点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化等に対応するため、平成23年4月に「飲酒運転防止対策マニュアル」を再度改

定した。

## (2) 飲酒運転防止対策の推進

飲酒運転防止対策については、全国の会員事業者において万全の対策がとられるよう、毎年、秋の全国交通安全運動に併せて「飲酒運転防止週間」を設定するなど、業界をあげて取り組んでいる。

## (3) アルコール検知器の使用義務化

国土交通省は、「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、事業用自動車の乗務員の飲酒運転を根絶するため、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化等の省令改正を行い、平成23年5月に施行した。

日本バス協会では、これに先立ち、平成15年からアルコール検知器の導入・活用を図っている。

省令改正の概要は、次のとおりである。

### ① 公布（平成22年4月28日）と同時に施行の事項

ア. 酒気を帯びた乗務員を乗務させてはならない。（明確化）

イ. 運行管理者の補助者となることができる要件として、「運行管理者資格証の交付を受けている者」を追加。（従来の通達から省令へ）

ウ. 上記イの補助者が、運行管理者の指示を受けずに、又は指示に反して不適切な業務を行った場合には、その業務に該当する運行管理者資格証の返納が命ぜられる。

### ② 平成23年5月1日から施行の事項

ア. 営業所ごとにアルコール検知器を備え、常時有効に保持すること。このため、アルコール検知器の故障の有無を日常的に確認すること。

イ. 点呼時には、酒気帯びの有無について、目視等で確認するほか、必ずアルコール検知器を用いて確認すること。

また、遠隔地等のため電話点呼を行う場合であっても、運転者にアルコール検知器を携行させ、検知結果を報告させること。

ウ. 点呼簿に、アルコール検知器使用の有無及び酒気帯びの有無を記録し、1年間保存すること。

なお、電話点呼を行った場合においては、具体的な検知結果の確認方法についても記録すること。

## 4. 車内事故防止対策

バス事故件数の約3割を車内事故が占めており、さらに車内事故による負傷者の約半数は65歳以上の女性であること等から、平成25年度においても、「バス車内事故防止キャンペーン」を7月に設定し、バス利用者に対する啓発活動等に努めている。以下は、本運動の概要である。

### (1) 実施期間 平成25年7月1日～7月31日（1ヶ月間）

### (2) 重点項目

#### ① 一般乗合バス（高速バスを除く。以下「一般乗合バス」という。）

ア. ゆとり乗降（バスが停車してから離席する。）の啓発。

イ. ゆとり運転（乗客が着席してから発車する。）の励行。

#### ② 貸切、高速、リムジン（空港連絡）バス等（以下「貸切、高速バス等」という。）

ア. 乗客へのシートベルト着用の徹底。

### (3) 実施事項

#### ① 利用者への啓発活動

ア. 一般乗合バス車内における実施事項

a. ポスターを掲示する。（※2）

- b. 車内アナウンスを活用する。
- イ. その他の実施事項
  - a. バスが乗り入れている病院等、高齢者のバス利用が多い施設等にポスターの掲示を依頼する。
  - b. 日本バス協会及び地方バス協会の一般乗合バス会員事業者のホームページに車内事故防止キャンペーン中である旨を掲載する。
  - c. 地方バス協会は、各都道府県内の旅行業界等に対して協力を依頼する。
- ② 一般ドライバー等への協力要請
  - 一般ドライバー団体・トラック業界・タクシー業界等の広報誌等へ車内事故防止の協力方掲載を依頼する。
- ③ その他会員事業者・運転者の実施事項
  - ア. 一般乗合バス事業者について
    - a. 車内事故防止削減目標を定める。
    - b. 勉強会等を開催する等、本キャンペーンの趣旨を周知徹底する。
    - c. 乗客が席に着くまでは絶対に発車しない「ゆとり」運転を励行する。
    - d. 運行ダイヤを点検し、必要に応じて見直しをする等ゆとりある乗降を可能とする「ゆとりダイヤ」を確保する。
  - イ. 貸切、高速バス等事業者について
    - a. シートベルト着用について、乗客にはどのような案内が効果的か等の勉強会を開催する。

(※2) 車内掲出用ポスター



## 5. 改正道路交通法への対応

後部座席のシートベルト着用について、次のとおり周知徹底を図った。

### 《実施事項》

- (1) 出発時や高速道路進入時等の機会をとらえ、適宜、車内アナウンスにより、シートベルト着用を促す。
- (2) 車内の乗客から見易い位置（例えば、団体名札差しの裏面等）にステッカーを貼付する等して、シートベルト着用を促す。（なお、ステッカーの貼付に替えて他の方法で視覚に訴えることも可である。）
- (3) 運行前の点検時には、乗客がスムーズに着用できるよう、シートベルト装備状況の点検を行う。
- (4) ガイド（団体の幹事等も含む）等が、業務を遂行するため、通路等に立ち、または通路等を移動するために席を離れる際は、乗客の理解を求め所要時間の短縮を図る等して、可能な限りシートベルト着用状態を確保できるよう努める。

## 6. バスジャック・テロ対策

### (1) バスジャック対策の推進

平成12年5月、佐賀駅発西鉄天神バスセンター行きの西日本鉄道(株)の高速バスが、九州自動車道を走行中、刃物を持った少年に乗っ取られ、乗客21名のうち1名が死亡、3名が重傷を負うという過去に例を見ない悲惨なバスジャック事件が発生した。

日本バス協会は、本事件を機に、ただちに同種事件発生時の適切な対応を検討するため、運輸省（現：国土交通省）の参画も得てバスジャック対策検討会議を設置した。また、本検討会の下に、作業部会として「統一マニュアル策定ワーキンググループ」及び「緊急連絡手段整備ワーキンググループ」を設置し、集中的に検討を行って、「バスジャック統一対応マニュアル」を策定した。

平成20年7月に東名高速道路を運行中の高速バスがバスジャックされるという事件が発生したことから、緊急に、安全輸送委員会に「バスジャック・テロ対策ワーキンググループ会議」を設置し、「マニュアル」の点検をはじめ、対策について検討を行った結果、平成20年12月2日に「バスジャック統一対応マニュアル」等を改定した。

なお、国土交通省からの通達「バスジャック対策の推進について」を受け、下記事項について会員事業者へ周知徹底を図っている。

- ア. バスジャック対策マニュアルを策定していないバス事業者にあつては、早急にこれを作成し、これを作成しているバス事業者にあつても、今回の「バスジャック統一対応マニュアル」の改定を踏まえ、必要な見直しを行うこと。
  - イ. 各地方運輸局（沖縄総合事務所を含む）、各都道府県警察等の関係機関と連携し、定期的にバスジャック訓練を実施すること。
  - ウ. 各地方運輸局（沖縄総合事務所を含む）、各都道府県警察等の関係機関との夜間・休日を含む緊急連絡体制を整備すること。
  - エ. バスジャックの早期解決及び未然防止を図るための緊急連絡装置等の機器の整備に努めること。
  - オ. その他、早期に実施する事項
    - (ア) 緊急連絡手段（非常用防犯灯スイッチ）に係る点検
    - (イ) 一般国民への協力依頼
- 自社が装備している緊急連絡手段（警察への通報等を求めるための非常用防犯灯等）について、ホームページに掲載するとともにバスターミナルや主要乗降所等に掲示するなど、広く国民に協力を求めるための周知を行う。

[参考]

### 国民の皆様へのお願い

#### (ホームページやバスターミナル・主要乗降所等での掲載・掲示例)

走行中のバスに「SOS」や「緊急事態発生」等が表示されていたり、あるいは見慣れない青いランプ（防犯灯）が点滅していたら、そのバスの車内ではバスジャックのような異常事態が発生しているかもしれません。

そのようなバスを見かけましたら、110番への通報をお願いします。

## 《非常用防犯灯の一例》

- ◎ 文字による表示の例  
(側面・前面も表示するものもある。)



- ◎ 防犯灯点滅による表示の例



## (2) テロ対策の徹底

日本バス協会では、「バスジャック統一对応マニュアル」を策定し、これを基に、ゴールデンウィークや夏季休暇等の人出が多数予想される時期を前にテロ対策の徹底を図っている。



## 7. 平成23・24年の交通事故

### (1) 全国の交通事故の現状

現代社会において、自動車は必要不可欠なものになっており、平成24年12月末のわが国の自動車保有車両数は、約8,000万台、運転免許証保有者数は約8,150万人となっている。

このような自動車保有台数、運転免許保有者数の増加や高速道路の整備に伴う高速化により、交通事故や環境への影響が大きな社会問題となっている。

平成24年中の交通事故による死者数は4,411人で、12年連続の減少となり、交通事故件数及び負傷者数も8年連続で減少し、発生件数は平成4年以来19年振りに70万件を下回った昨年より更に減少した。(図1参照) 警察庁による平成24年中の死亡事故に関する分析の概要は次のとおりである。

#### ① 高齢者が占める割合過去最高

交通事故死者数を年齢別にみると、高齢者(65歳以上)が2,264人(構成率51.3%)と最も多く、次いで50歳代が452人(同10.2%)、40歳代が386人(同8.8%)の順に多い。

また、過去10年間の推移をみると、若者(平成14年の0.29倍)及び25～29歳(同0.29倍)などが約3分の1以下に減少しているが、高齢者(同0.72倍)は、他の年齢層の減少率より少ないことから、全体に占める高齢者の割合は年々増加し、他の年齢層と比べ高い水準にある。

#### ② 歩行中死者が5年連続最多

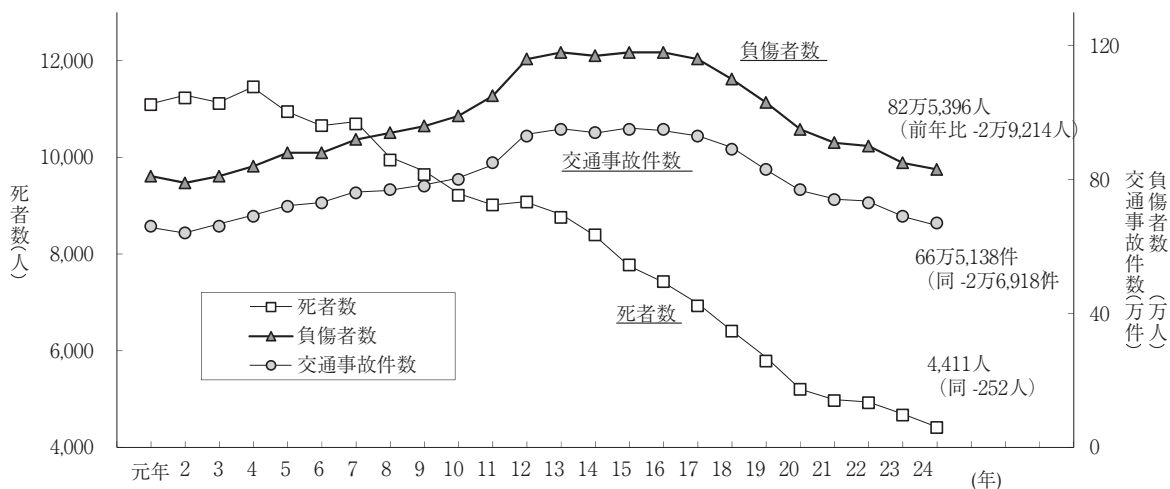
交通事故死者数を状態別にみると、歩行中(1,634人 構成率37.0%)が最も多く、次いで自動車乗車中(1,417人 同32.1%)となっており、両者で全体の3分の2以上を占めている。

また、過去10年間の推移をみると、自動車乗車中(平成14年の0.14倍)が約4割に減少している。

#### ③ シートベルト着用及び非着用死者とも減少

自動車乗車中の致死率(死傷者に占める死者の割合)をシートベルト(チャイルドシートを含む)着用有無別にみると、平成24年の着用者の致死率は非着用者の約14分の1であり、このことからシートベルトの着用が交通事故の被害軽減に寄与していることが認められる。

(図1) 交通事故の推移



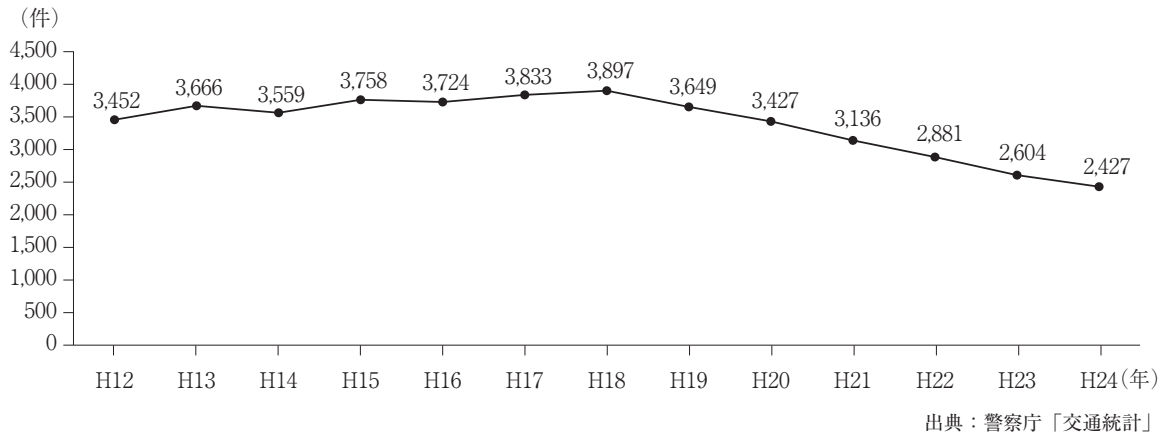
(注) 交通事故件数及び負傷者数は警察庁資料により作成。ただし人身事故のみ。

## (2) バス（事業用）に係る交通事故情報

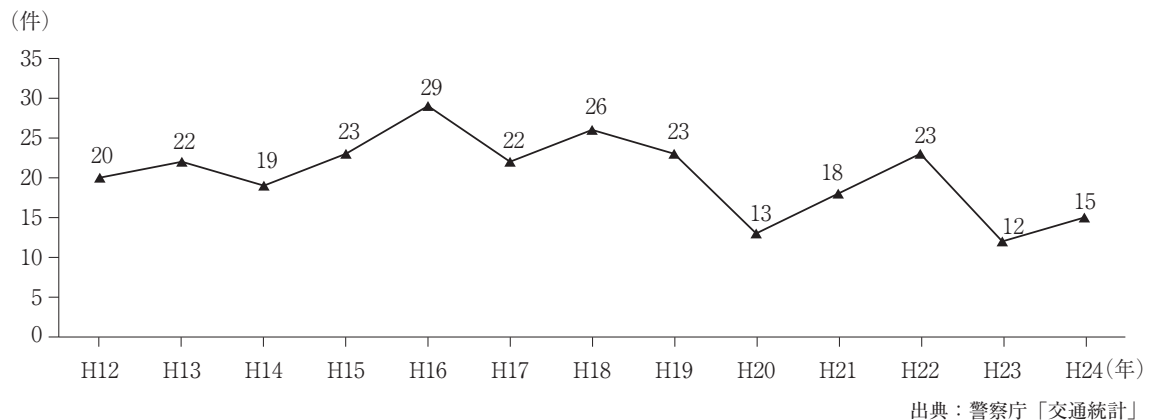
### ① バスの事故件数・死亡事故件数の推移

平成24年のバスの事故件数は2,427件（対前年比-178件）、死亡事故は15件（同+3件）で、6年連続で減少した。死亡事故件数については増減が見られるものの、若干減少傾向で推移している。（図1、図2、図3参照）

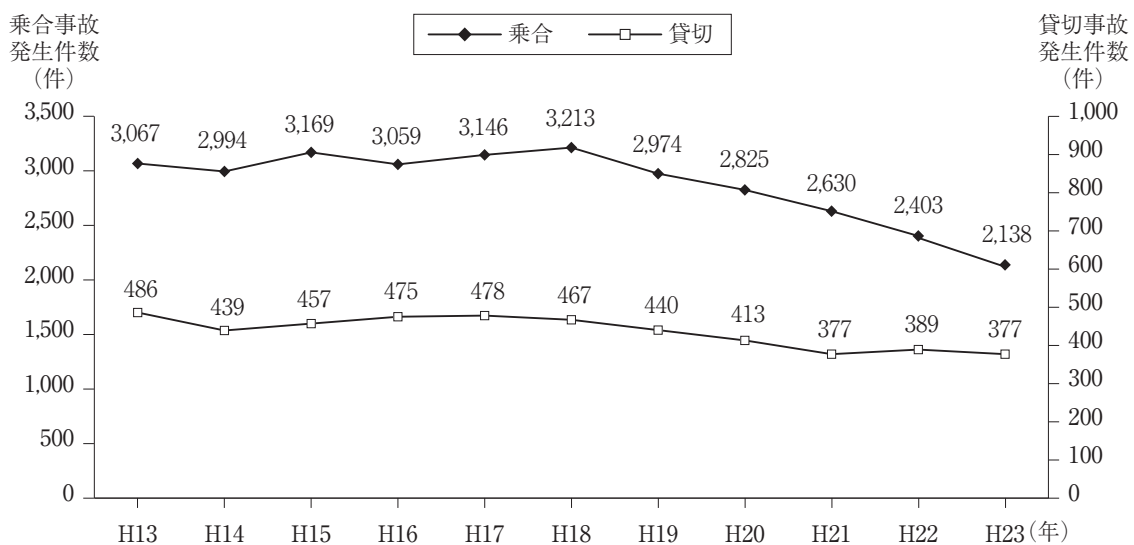
(図1) バスの事故件数の推移



(図2) バスの死亡事故件数の推移



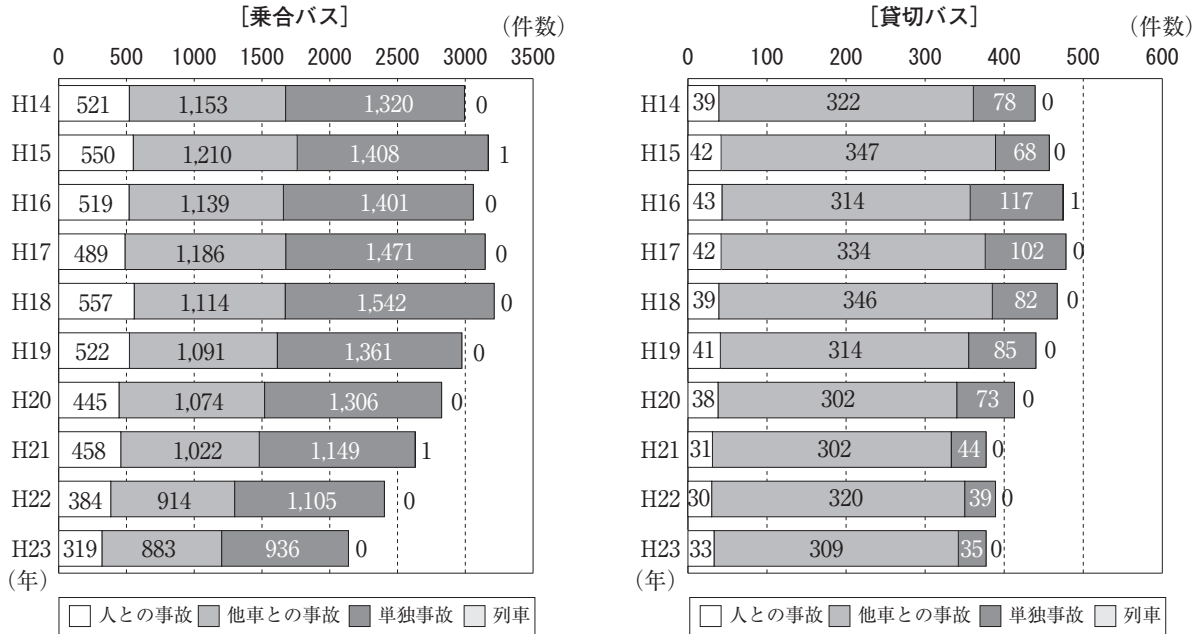
(図3) 乗合、貸切バスの事故件数の推移



② バスの事故類型別事故件数

乗合バスは単独事故が最も多く、次いで他車との事故が多い。また、貸切バスは他車との事故が圧倒的に多い。(図4参照)

(図4) バス事故の類型別事故件数

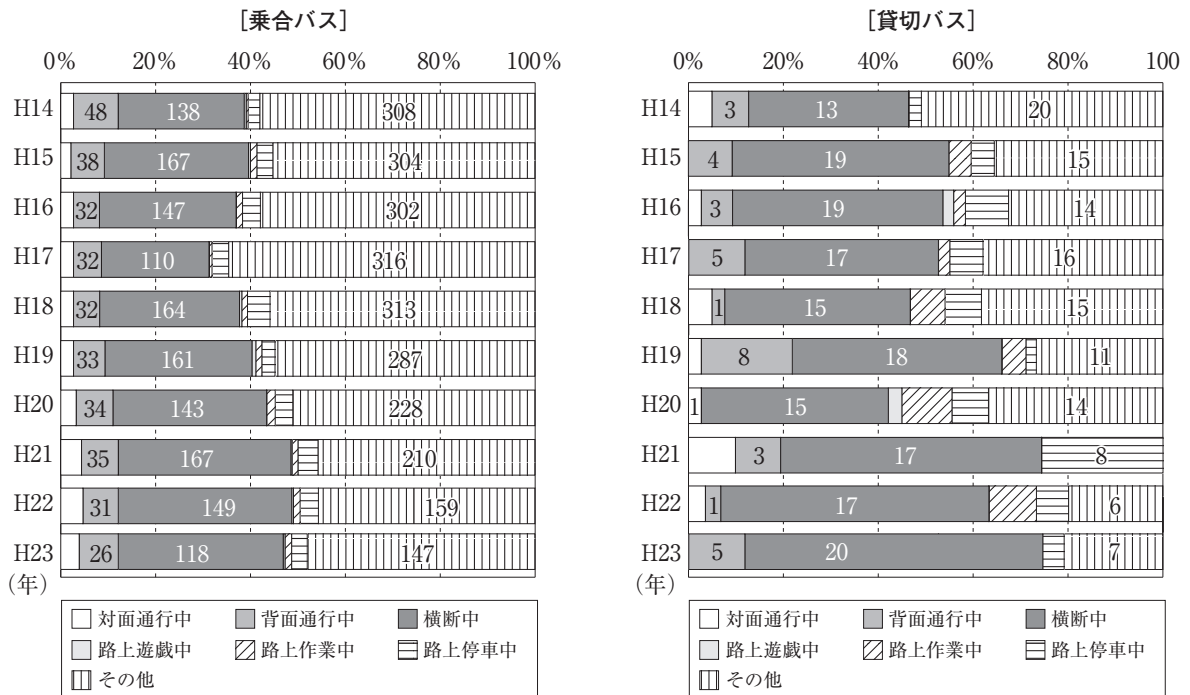


出典：(財)交通事故総合分析センター

③ バスの事故類型別事故件数の内訳 (人との事故)

人との事故は、乗合バス・貸切バスともに歩行者横断中の件数が多い。(図5参照)

(図5) バス事故の類型別事故件数 (人との事故)

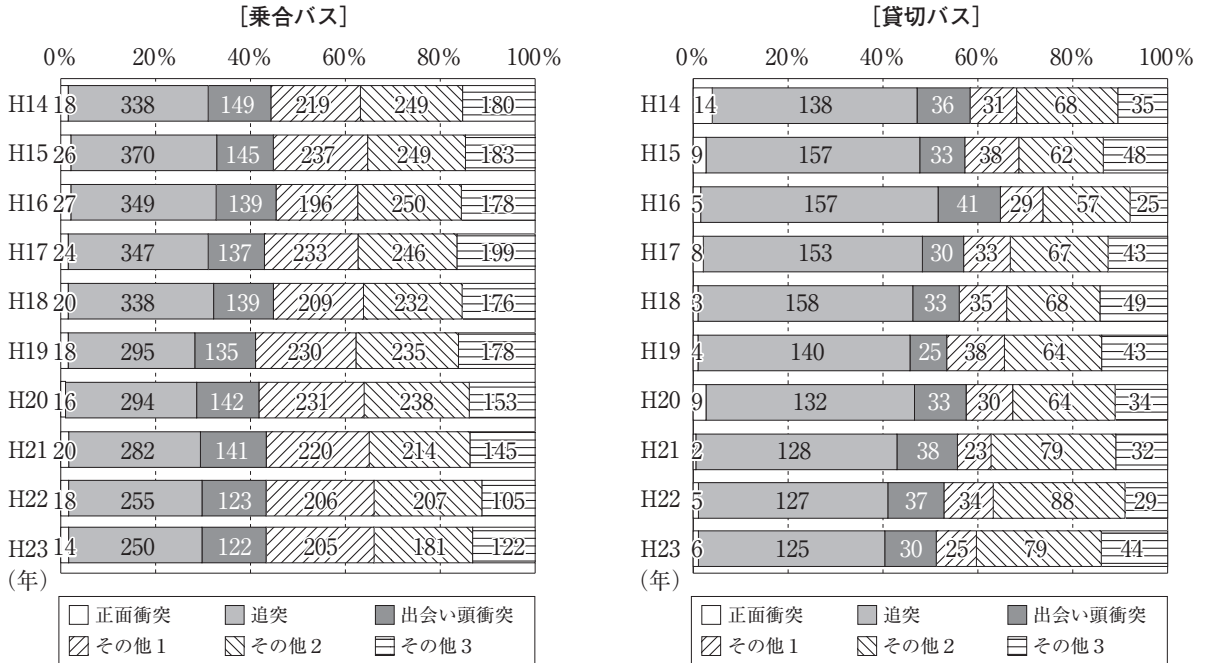


出典：(財)交通事故総合分析センター

④ バスの事故類型別事故件数の内訳（他車との事故）

他車との事故は、乗合バス・貸切バスともに追突が最も多く、特に貸切バスではその割合が高い。（図6参照）

（図6）バス事故の類型別事故件数の内訳（他車との事故）

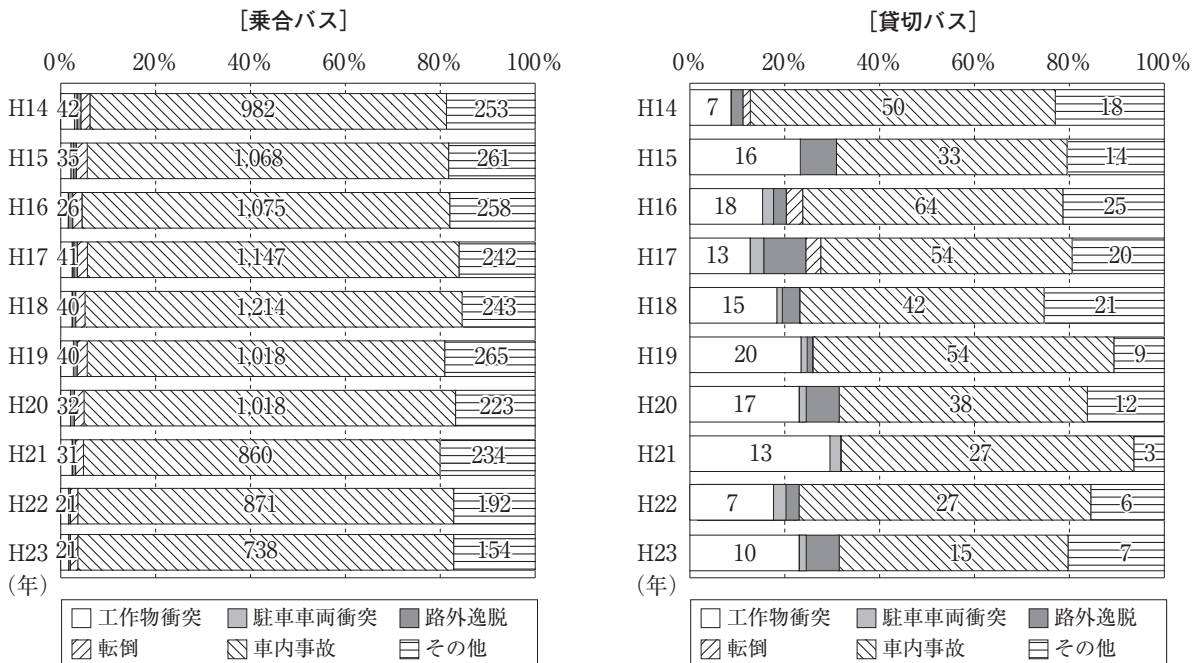


出典：（財）交通事故総合分析センター

⑤ バスの事故類型別事故件数の内訳（単独事故）

単独事故件数は、貸切バスに比べ乗合バスの件数が圧倒的に多い。また、近年減少傾向にあるものの、車内事故の占める割合が乗合バスで特に高い。（図7参照）

（図7）バス事故の類型別事故件数の内訳（単独事故）



出典：（財）交通事故総合分析センター

(図9) 事業種別別重大事故発生状況 (平成23年)

(3) 事業用自動車の事故

① 事業用自動車の事故発生状況

平成23年中に発生した事業用自動車による重大事故は、国土交通省の調査結果によると3,263件で、死傷者等は次のとおりである。

ア. 全 件 数	3,263件	対前年比+172件
(うち、乗務員に起因するもの)	1,981件	〃 + 50件
イ. 事故による死者数	898人	〃 - 21人
〃 重傷者数	1,776人	〃 - 75人
〃 軽傷者数	2,083人	〃 + 200人

(注) 国土交通省資料により作成

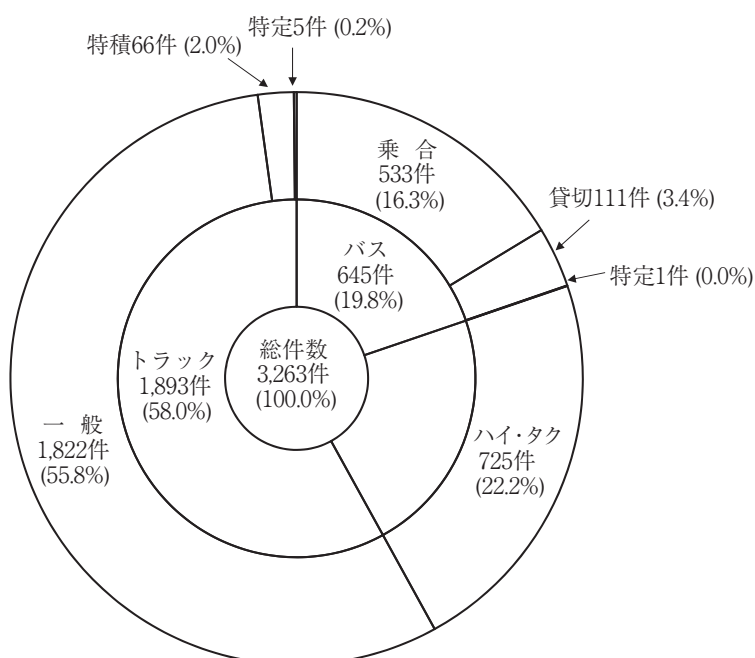
② 業態別事故発生状況

事業用自動車による重大事故3,263件の内、バスは645件、ハイ・タクは725件、トラックは1,893件であった。(表1、図9参照)

(表1) 業態別の重大事故発生状況 (平成23年)

項 目		業 態	バ ス	ハイ・タク	トラック	合 計
重 大 事 故 件 数 (件)			645	725	1,893	3,263
死 傷 状 況	死 者 数 (人)		59	96	743	898
	重 傷 者 数 (人)		359	549	867	1,776
	軽 傷 者 数 (人)		902	258	923	2,083
	計 (人)		1,320	903	2,533	4,756
乗務員に起因する事故件数 (件)			398	513	1,070	1,981

(注) 国土交通省資料により作成



(注) 国土交通省資料により作成

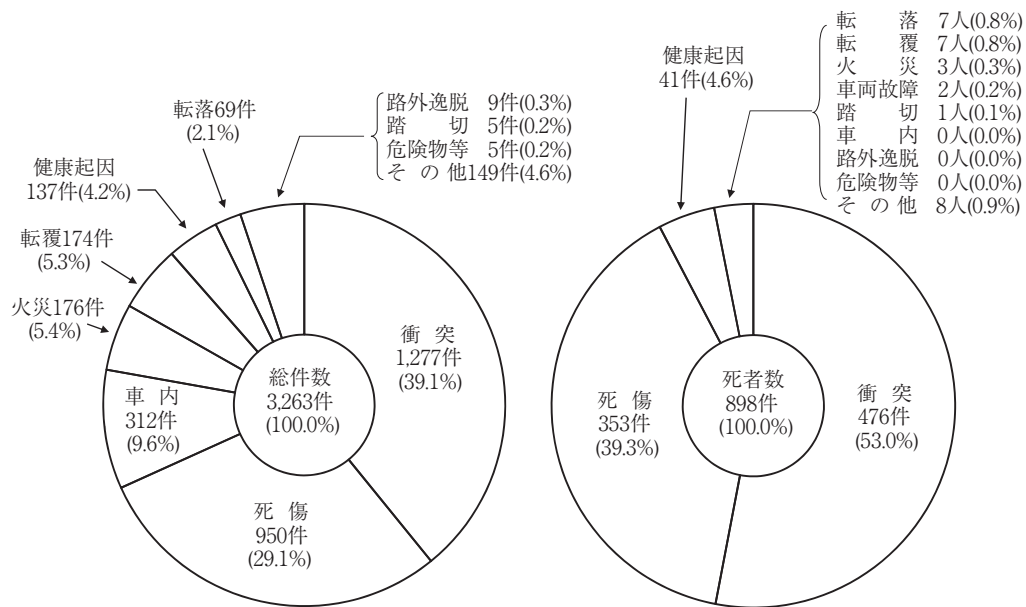
③ 事故発生件数及び死傷者数

重大事故の平成23年中の発生状況と、平成22年中との比較は次のとおりである

状況等	業態別	バス		ハイ・タク		トラック	
		H23	対前年比	H23	対前年比	H23	対前年比
重大事故発生件数	(件)	645	+42	725	+46	1,893	+130
〃 死者数	(人)	59	+4	96	+3	743	-28
〃 負傷者数	(人)	1,261	+163	807	+10	1,790	+101

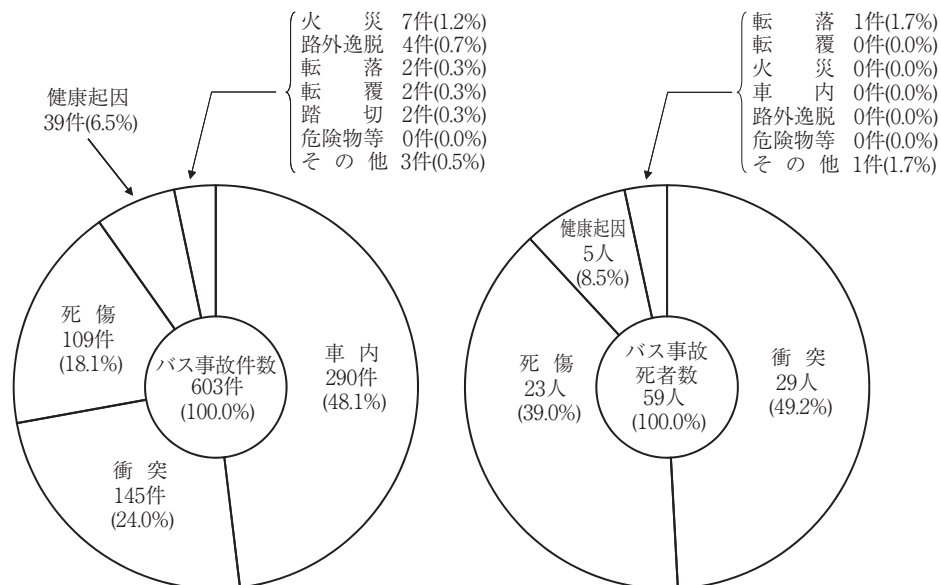
(注) 国土交通省資料により作成

(図3) 事故種類別重大事故発生状況 (平成23年)



(注) 国土交通省資料により作成

(図4) 原因別重大事故発生状況 (平成23年)



(注) 国土交通省資料により作成

## 8. 中央技術委員会の活動

日本バス協会は、車両の安全性能や環境性能及び整備面の向上、サービス改善、保守費の低減等、車両・技術関係全般にわたって当面の問題を取り上げ、中央技術委員会（含・幹事会、整備分科会）並びに各地区技術委員会、各バス事業者において研究・検討を行っている。

また、バス車両について会員事業者からの改善要望を調査して取りまとめ、各バスメーカーに提出し、その回答を得ている。

なお、中央技術委員会は、平成24年度では次の全国規模の大会を開催した。

- \* 第55回中央技術委員会バス改善要望全国会議（8月）
- \* 第61回中央技術委員会全国大会（12月）

### (1) 第55回中央技術委員会バス改善要望全国会議

平成24年8月29日、東京都港区のグランドプリンスホテル高輪において開催し、次の審議及び発表が行われた。

#### ① 改善要望の審議について

平成24年度の改善要望は、全国の会員事業者から262件が寄せられ、7月に、いすゞ自動車(株)・UDトラックス(株)・三菱ふそうトラック・バス(株)・日野自動車(株)の4メーカーごとに小委員会を開いて検討した結果、全国会議では次の16件について審議が行われた。

- ア. いすゞ車について・・・5件
- イ. UDトラックス車について・・・2件
- ウ. 三菱ふそう車について・・・5件
- エ. 日野車について・・・4件

#### ② 新技術の紹介について

本会議には、全国から技術担当者等が多数参集するため、毎年、メーカーによる新技術の紹介を行っており、タイムリーな研究発表が行われるため、出席者からは好評を博している。本年は、次の2題の発表が行われた。

##### ア. ライフサイクルでのCO2削減の取組み

（講演者：日野自動車(株) 安全環境推進部 環境推進室 LCA企画グループ 榎澤 和人 氏）

##### イ. 運転注意力モニター「MDAS-Ⅲ」およびブレーキオーバーライドシステム「BOS」について

（講演者：三菱ふそうトラック・バス(株) バス開発部 部長 布川 友之 氏）

なお、本全国会議で承認された改善対策等については、平成24年11月1日（木）に開催した第61回中央技術委員会全国大会の資料冊子に掲載し、広く周知を行った。

### (2) 第61回中央技術委員会全国大会

平成24年11月1日（木）に東京都千代田区大手町のサンケイプラザにおいて開催し、次の発表等が行われた。

#### ① 第45回発明考案功労者表彰

##### 金 賞（1作品）

- \* 震災時の非常電源 (株)東急トランセ

##### 銀 賞（2作品）

- \* バス電装故障探究・机上用教育ボードの作成 九州産交バス(株)
- \* 自動調整用ホイールシリンダー作動点検装置 西鉄エム・テック(株)

##### 銅 賞（3作品）

- \* インジェクター取外し工具 川崎市交通局
- \* 日野セレガ（RU1、RU4）レベリングバルブ OH 専用治具 名鉄自動車整備(株)
- \* 路面凍結防止剤（塩化カルシウム）散布装置 名鉄自動車整備(株)

努力賞（1作品）

- \* 新 ISO 方式ホイールダブルタイヤ交換用ホイールドーリー 神奈川中央交通(株)
- ② 技術業務報告
  - ア. 「運転訓練車」について 東京都交通局
  - イ. 環境対策への取り組みについて～当社におけるエコ活動の事業例～ 神奈川中央交通(株)
  - ウ. 車両管理システムの導入について 西武バス(株)
  - エ. ワンマン機器トータルシステムの構築と業務の効率化について 名鉄バス(株)
  - オ. リトレッドタイヤでコスト削減 三重交通(株)
  - カ. 整備士が取り組む環境対策 しずてつジャストライン(株)
  - キ. 時代のニーズに対応した車両への取り組み 西日本鉄道(株)
  - ク. 燃料費削減について 宮崎交通(株)
- ③ 記念講演
  - \* 最近の技術行政とバスの新技術について  
国土交通省自動車局技術政策課車両安全対策調整官 永井 啓文
- ④ 商品展示会  
全国大会と併せ商品展示会を開催し、多数の出展会社によりバス用品・部品等を展示した。



# Ⅳ. 環境対策と交通バリアフリー法への対応

## 1. 環境対策

### (1) バス事業における低炭素社会実行計画

環境問題は、現代社会における最重要課題の一つであり、日本バス協会はこれに対応するため、平成10年6月に環境対策委員会において「バス事業におけるボランタリープラン」を制定し、その後、平成18年8月に「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」（以下、「自主行動計画」という。）を改定し、地球温暖化対策に努めた結果、「2010年度におけるCO<sub>2</sub>排出原単位を1997年度比12%改善する。」との目標をほぼ達成することができた。

自主行動計画が終了した平成23年度以降も、自主行動計画に盛り込まれた各種の対策を推進してきたが、今後とも手綱を緩める事なく、温暖化防止に向けた主体的かつ積極的な取組みを一層強化していくため、平成25年8月に「バス事業における低炭素社会実行計画」（以下、「実行計画」という。）を策定した。

この実行計画では、CO<sub>2</sub>削減目標を「平成32年度（2020年度）における排出原単位を平成22年度（2010年度）比6%改善する。」とし、エコドライブの全国的推進、低燃費バス等の導入促進等、環境対策の普及促進に努めている。

なお、平成25年3月末での環境にやさしいバスの導入状況は、下表のとおりである。（都道府県別の導入状況は78頁）

（単位：台）

環境にやさしいバスの種類	平成22.3末	平成23.3末	平成24.3末	平成25.3末
① アイドリングストップ装置付バス	23,664	25,737	26,105	28,121
② ハイブリッドバス	700	817	952	980
③ CNG（圧縮天然ガス）バス	955	932	763	746
合 計	25,319	27,486	27,820	29,847

また、毎年11月を「エコドライブ強化月間」とし、アイドリングストップ等の取組みを行っており、現在では、国の行う10月のディーゼルクリーン・キャンペーンと連携して、10月・11月の2か月間を「環境対策を強化する月間」として実施している。

さらに、「我が社（我が営業所）におけるCO<sub>2</sub>削減に向けた取組み」をテーマに、各社（各営業所）におけるエコドライブや燃費向上のための取組み事例を募集し、応募のあった事例を日本バス協会ホームページに公開する等、積極的な取組みを推進している。

### (2) 平成24年度の日本バス協会の対応

日本バス協会では、交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」により、下表のとおり助成を行った。

環境にやさしいバスの種類	単 独		協 調	
	助成単価（千円）	助成台数（両）	助成単価（千円）	助成台数（台）
ハイブリッドバス	800	0	50	32
CNGバス	800	0	50	8
低燃費車	100	346		
合 計		346		40

（日本バス協会交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」による都道府県別導入状況は、76頁参照）

### (3) NOx・PM対策

平成14年10月の自動車NOx・PM法の施行、平成15年10月の1都3県（東京都、埼玉県、千葉県及び神

奈川県)による環境確保条例の制定、また、平成16年10月から兵庫県環境条例でのディーゼル車運行規制の開始、さらに平成21年からは大阪府においても、同種条例により府内の対策地域においてディーゼル車の発着が規制される等、バス事業の経営に大きな影響を与える課題が次々と提起されている。(1都3県の環境条例と自動車NO<sub>x</sub>・PM法の比較については、本誌2007年版32頁参照)

なお、現時点までの環境対策に関する動きについては、次のとおり。

#### ① 改正自動車NO<sub>x</sub>・PM法

改正自動車NO<sub>x</sub>・PM法(平成19年5月公布)が、平成20年1月1日から施行された。

ア. 同法で規定する対策地域内のなかでも、特に状況が厳しいとして指定された区域(交差点等)を年間300回以上運行する者(対策地域の周辺地域に30台以上保有する者が対象)に対する「車両使用計画の作成・報告」の届出が義務づけられた。

イ. 希望者に対し、車種規制に適合する旨のステッカーを公布。

#### ② ポスト新長期規制

自動車排出ガス規制については、これまでも累次にわたり強化が行われてきたが、バス等から排出される窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)及び粒子状物質(PM)の更なる低減を図るため、平成21年から平成23年にかけて世界最高基準の厳しい規制「ポスト新長期規制」が施行された。

ア. 排出ガス基準値の強化

「ディーゼル車」については、現行の「新長期規制」に比べてNO<sub>x</sub>・PM基準値は、共に、約1/3に低減される。

イ. 規制適用時期

大型バス(12t以上)は平成22年9月1日、中・小型バス(3.5t以上12t未満)は平成23年9月1日以降、新車販売される車両について規制が適用となっている。

### (4) グリーン経営の推進

グリーン経営とは、排出ガスによる大気汚染問題はもとより、コスト削減と安全確保を図ることを目的として、「バス事業のためのグリーン経営推進マニュアル」に基づき、環境保全活動を計画的に進めていくもので、認証基準に適合するバス事業者についてグリーン経営の認証をすることにより、さらに環境保全活動を積極的に進めていくものである。

平成14年8月から、国土交通省、交通エコロジー・モビリティ財団等と共にバス事業におけるグリーン経営推進検討委員会に参加して検討を重ねた結果、バス事業においてグリーン経営を進めるための「グリーン経営の認証制度」が、平成16年4月から開始された。

なお、平成25年3月末現在、バス事業では111社・342事業所がグリーン経営の認証を取得している。

(5) 環境対応車及び電気自動車の普及促進対策の予算概要（国土交通省）

- ① 環境対応車普及促進対策
- 平成26年度予算額：529百万円

自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する観点から、自動車運送事業者等の環境対応車への買い替え・購入を促進することにより、環境対策を強力に推進する。

**環境対応車のメリット**

**CNG(圧縮天然ガス)トラック・バス**

- 燃料の多様化への対応が可能
- 粒子状物質(PM)を殆ど排出せず、窒素酸化物(NOx)の排出も少ない
- CO<sub>2</sub>排出量が軽油より約3割少ない



**ハイブリッドトラック・バス**

- 内燃機関とモーターの2つの動力源を持ち、排出ガス及びCO<sub>2</sub>排出量がディーゼル車に比べて少ない



**支援内容**

補助対象	補助率
CNGトラック・バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経年車の廃車を伴う新車購入の場合 通常車両価格との差額の1/2以内又は 車両本体価格の1/4以内</li> <li>○ 新車だけの購入の場合 通常車両価格との差額の1/3以内又は 車両本体価格の1/4以内</li> </ul>
ハイブリッドトラック・バス	
使用過程車のCNG車への改造	改造費の1/3以内

(注) 国土交通省資料

② 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進

○ 平成26年度予算額：311百万円

ゼロエミッション自動車<sup>※</sup>として環境性能が特に優れた電気自動車の普及を効果的に加速し、低炭素まちづくりや地域・交通事業のグリーン化を推進する観点から、地域や自動車運送事業者による電気自動車（バス、タクシー及びトラック）の集中的導入等であって他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組について、重点的な支援を行う。

※走行中にCO<sub>2</sub>やNO<sub>x</sub>、粒子状物質等を排出しない自動車。



関連予算：平成25年度補正予算（第1号）

地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進 予算額：200百万円

（注）国土交通省資料

## 2. 交通バリアフリー法への対応

### (1) 交通バリアフリー法の概要

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を図るための「交通バリアフリー法」は、平成12年5月17日に公布、同年11月15日に施行された。

この法律により、乗合事業者が新車を導入する際には、

- \* 乗降口のうち1以上は幅80cm以上であり、スロープ板等車いす利用者の乗降を容易にする乗降設備を備えること（ただし、リフト付バスはリフト乗降口が80cm以上であれば基準に適合）
- \* 乗降口の床面の高さは地面から65cm以下とすること
- \* 1以上の車いすスペースを確保すること
- \* 手すりを設けること（少なくとも3列毎に床面に垂直な方向の握り棒を備えること）

等の、バリアフリー基準の適合車であることが義務づけられた。

### (2) ノンステップバスの普及方策

ノンステップバス等の導入は、バス事業者の努力、国や地方公共団体による補助制度や、日本バス協会の交付金制度の充実等により、ここ数年の間に急速に進んでいる。

「人にやさしいバス」の導入状況は、下表及び図1のとおりである。（都道府県別の導入状況は77頁）

（単位：台）

人にやさしいバスの種類	21.3末	22.3末	23.3末	24.3末	25.3末
ワンステップバス	12,144	12,277	13,256	13,753	14,675
ノンステップバス	12,811	13,841	16,594	16,941	17,989
リフト付バス	1,683	1,752	1,838	1,931	2,136
以上の合計	26,638	27,870	31,688	32,625	34,800
全国会員乗合バス	59,530	59,156	58,524	58,350	58,026
全乗合バスに対するノンステップバスの比率	21.5%	23.4%	28.4%	29.0%	31.0%

（注）全国会員乗合バス台数は、いずれもその前年6月末現在の台数。

交通バリアフリー法の施行に伴い、ノンステップバスの価格低下と普及を目指して、平成12年6月、日本バス協会に「ノンステップバス標準仕様策定検討会」が設置され、平成13年3月に「（既存）ノンステップバス標準仕様」が策定された。この検討会は、日本バス協会と（財）日本自動車研究所を共同事務局として平成13年6月に設置されたノンステップバス標準仕様策定検討会に引き継がれ、試作車を製作して各地で展示する等数多くの意見を採り入れ、平成15年3月に「次世代（普及型）ノンステップバス標準仕様」を策定し、同検討会は終了した。

国は、これを基に平成16年1月より、「標準仕様」を満たすノンステップバスについて「認定要領」及び「審査要領」制度を導入し、認定された標準仕様ノンステップバスに補助を重点化することによって、着実な普及促進を図った。

その後、平成18年3月に「認定要領」及び「審査要領」を2005年以降標準仕様ノンステップバスについての制度に一部改正した。

2005年以降標準仕様ノンステップバスの主な改正点は、次のとおりである。

- ① 大型バスの乗降口の開口幅を900mm以上とする。
- ② 乗降口のステップ高さを270mm以下とする。
- ③ 標準ピクトグラムの使用。

（2005年以降標準仕様の詳細については、本誌2006年版27頁参照）

### (3) 平成24年度の日本バス協会の対応

日本バス協会では、交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」により、下表のと通りの助成を行った。

人にやさしいバスの種類	単 独	
	助成単価 (千円)	助成台数 (両)
超低床ノンステップバス	800	158
リフト付バス	800	44
低床スロープ付ワンステップバス	100	142
合 計		344

(日本バス協会交付金事業の「人と環境にやさしいバス普及事業」による都道府県別導入状況は、76頁参照)

平成24年度「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業（中古車購入助成）」実施状況（交付金事業）

（単位：両）

都道府県別	事業別等		人と環境にやさしいバス普及事業							地方路線バス及び貸切バス助成事業	
	ハイブリッドバス	CNGバス	CNGバス(改造)	低燃費車	超低床ノンステップバス	リフト付バス	低床スロープ付バス	計	地方路線バス助成事業	貸切バス助成事業	
北海道	1	5		19			31	55	9		
東	青森	2		9				9		4	
	岩手	3		8				8		2	
	宮城	4	14				7	21			
	福島	5		3				3		7	
北	秋田	6							8	1	
	山形	7									
関	茨城	8		20		2		22			
	栃木	9		1			1	2		3	
	群馬	10		2				2			
	埼玉	11	1	8	15	7	9	40	2	2	
	千葉	12	1	43	22	3	6	75	3	1	
	東京	13		56	13	12		81			
	神奈川	14	7	30	24	7	20	88			
東	山梨	15	1	12				13			
	新潟	16		3	6			9			
	長野	17		10				10			
	富山	18		1				1			
北陸	石川	19		20				20		1	
	福井	20		1				1			
	岐阜	21		10	3	4		17			
	静岡	22		14	4	1	5	24			
中	愛知	23		16	10			26			
	三重	24		1	1			2			
	滋賀	25							8	5	
	京都	26	3	7	10		6	26			
近	大阪	27	1	5	16			24			
	兵庫	28		7	11		2	20			
	奈良	29		3	10			13			
	和歌山	30		1				1		4	
中	鳥取	31									
	島根	32		4				4		1	
	岡山	33		2	3	1		6			
	広島	34	5	5			7	17	2		
	山口	35									
四	徳島	36									
	香川	37		11				11		2	
	愛媛	38		4				4			
	高知	39		2				2			
九	福岡	40		2		7	44	53			
	佐賀	41		2				2			
	長崎	42			10			10			
	熊本	43									
	大分	44		3			4	7	2	3	
	宮崎	45		1				1	1		
州	鹿児島	46									
沖	縄	47									
合	計	32	8	0	346	158	44	142	730	35	36

\*交付金事業では、平成10年度から地球温暖化対策、高齢社会への対応等、バス業界全体で取り組む事業を支援するため、中央出捐金を財源として、「人と環境にやさしいバス普及事業」を実施している。平成23年度からは「地方路線バス助成事業（中古車購入費助成）」、平成24年度からは「貸切バス助成事業（中古車購入費助成）」を実施している。

# 人と環境にやさしいバスの導入状況

## 「人にやさしいバス」の導入状況

《調査対象：平成25年3月末現在事業者保有車両数》

項目 都道府県	回答車両数					リフト付きバス					低床バス					
	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	ワンステップ			ノンステップ		
											一般乗合	特定	計	一般乗合	特定	計
北海道	3,077	558	1,583	0	5,218	6	0	14	0	20	1,029	0	1,029	436	0	436
青森	848	45	743	1	1,637	0	0	3	0	3	202	0	202	7	0	7
岩手	698	96	519	7	1,320	6	0	2	0	8	190	0	190	23	1	24
宮城	855	151	781	4	1,791	13	0	27	0	40	162	0	162	198	0	198
福島	748	160	639	4	1,551	8	0	3	0	11	89	0	89	86	0	86
秋田	520	73	263	0	856	5	0	1	0	6	138	0	138	28	0	28
山形	199	77	35	0	311	0	0	0	0	0	20	0	20	74	0	74
茨城	935	219	1,135	126	2,415	19	0	10	34	63	184	0	184	181	0	181
栃木	459	50	740	42	1,291	15	0	7	0	22	134	1	135	129	1	130
群馬	405	56	512	17	990	21	0	6	0	27	32	2	34	133	0	133
埼玉	1,991	70	1,063	250	3,374	139	0	54	77	270	745	7	752	1,022	1	1,023
千葉	2,045	476	437	70	3,028	54	87	20	0	161	841	32	873	894	1	895
東京	5,572	906	1,782	387	8,647	107	0	215	300	622	478	3	481	4,858	6	4,864
神奈川	4,989	246	1,179	140	6,554	53	0	60	47	160	2,431	11	2,442	2,279	1	2,280
山梨	232	68	313	0	613	11	0	1	0	12	40	3	43	55	0	55
新潟	1,080	141	711	0	1,932	10	0	5	0	15	180	0	180	181	0	181
長野	703	199	570	1	1,473	66	0	7	0	73	134	0	134	81	0	81
富山	290	32	304	12	638	2	0	2	0	4	24	0	24	99	1	100
石川	540	62	445	0	1,047	6	0	2	0	8	188	0	188	190	0	190
福井	263	40	543	4	850	22	0	3	0	25	27	0	27	87	0	87
岐阜	660	55	762	1	1,478	32	0	3	0	35	245	0	245	145	0	145
静岡	1,408	142	1,199	0	2,749	13	0	5	0	18	260	0	260	611	0	611
愛知	1,943	196	1,387	13	3,539	28	0	0	0	28	433	0	433	1,376	0	1,376
三重	578	160	408	0	1,146	21	0	3	0	24	211	0	211	101	0	101
滋賀	533	0	474	0	1,007	30	0	3	0	33	90	0	90	106	0	106
京都	1,452	88	683	21	2,244	32	0	7	1	40	274	9	283	831	3	834
大阪	1,914	674	1,953	112	4,653	75	0	24	3	102	1,063	12	1,075	679	2	681
兵庫	2,326	262	653	47	3,288	44	0	22	0	66	998	9	1,007	1,153	17	1,170
奈良	630	17	352	7	1,006	3	0	1	0	4	187	0	187	152	0	152
和歌山	334	20	344	12	710	5	0	0	1	6	23	0	23	99	0	99
鳥取	289	91	273	0	653	0	0	3	0	3	88	0	88	77	0	77
島根	244	69	114	0	427	0	0	2	0	2	43	0	43	109	0	109
岡山	592	116	716	48	1,472	6	0	10	9	25	168	0	168	44	0	44
広島	1,632	216	1,149	42	3,039	14	0	38	10	62	453	0	453	296	0	296
山口	672	70	405	23	1,170	2	0	2	3	7	63	1	64	237	2	239
徳島	189	108	64	0	361	0	0	0	0	0	14	0	14	85	0	85
香川	155	124	186	0	465	0	0	1	0	1	4	0	4	76	0	76
愛媛	424	103	397	0	924	3	0	6	0	9	79	0	79	108	0	108
高知	313	67	230	8	618	9	0	2	0	11	61	0	61	39	0	39
福岡	2,627	301	566	25	3,519	41	0	24	0	65	1,621	8	1,629	73	13	86
佐賀	336	29	289	23	677	1	0	0	0	1	74	0	74	41	0	41
長崎	1,413	162	460	0	2,035	7	0	2	0	9	306	0	306	168	0	168
熊本	951	101	511	0	1,563	5	0	1	0	6	163	0	163	136	0	136
大分	558	108	215	0	881	3	0	1	0	4	100	0	100	26	0	26
宮崎	334	73	325	5	737	1	0	0	0	1	58	0	58	55	0	55
鹿児島	1,225	90	798	106	2,219	7	0	3	11	21	131	3	134	6	0	6
沖縄	717	0	663	4	1,384	0	0	3	0	3	96	0	96	70	0	70
H21.3末	50,301	6,884	26,205	1,286	84,676	851		447	385	1,683	12,019	74	12,144	12,768	27	12,811
H22.3末	52,073	6,867	29,030	1,437	89,407	776	0	512	464	1,752	12,200	77	12,277	13,820	21	13,841
H23.3末	51,401	6,926	28,289	1,402	88,018	864	0	552	422	1,838	13,167	89	13,256	16,549	45	16,594
H24.3末	50,401	6,903	28,554	1,561	87,419	909	0	519	503	1,931	13,641	112	13,753	16,904	37	16,941
H25.3末	50,898	7,167	29,873	1,562	89,500	945	87	608	496	2,136	14,574	101	14,675	17,940	49	17,989
対前年増減	497	264	1,319	1	2,081	36	87	89	-7	205	933	-11	922	1,036	12	1,048

日本バス協会調べ



項目 都道府県	ハイブリッドバス					CNG (圧縮天然ガス) バス			アイドリングストップ装置付バス				
	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計
北海道	67	1	4	0	72	10	0	10	889	2	1	0	892
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	107	0	0	0	107
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	211	0	1	0	212
宮城	23	0	0	0	23	24	0	24	450	0	5	0	455
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	145	0	0	0	145
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	145	0	0	0	145
山形	1	0	0	0	1	0	0	0	91	0	0	0	91
茨城	4	0	0	0	4	5	0	5	287	0	0	0	287
栃木	3	0	0	0	3	0	0	0	207	0	0	2	209
群馬	1	0	0	0	1	0	0	0	147	0	10	1	158
埼玉	25	0	1	1	27	68	7	75	1,609	0	21	4	1,634
千葉	24	0	8	0	32	14	0	14	1,612	1	79	35	1,727
東京	174	0	14	0	188	171	19	190	5,180	4	66	6	5,256
神奈川	140	0	1	0	141	73	0	73	4,715	15	44	18	4,792
山梨	10	0	0	0	10	57	0	57	43	4	0	0	47
新潟	0	0	0	0	0	3	0	3	424	0	0	0	424
長野	94	2	18	0	114	0	0	0	201	103	55	0	359
富山	28	0	1	0	29	0	0	0	86	0	0	1	87
石川	0	0	0	0	0	1	0	1	185	0	0	0	185
福井	2	6	0	0	8	0	0	0	92	0	0	0	92
岐阜	22	0	0	0	22	0	0	0	344	0	17	0	361
静岡	6	0	0	0	6	9	0	9	725	9	63	0	797
愛知	49	2	6	0	57	65	0	65	1,574	2	26	0	1,602
三重	0	0	0	0	0	8	0	8	456	0	0	0	456
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	153	0	5	0	158
京都	50	0	1	0	51	33	0	33	1,002	0	7	3	1,012
大阪	20	1	1	0	22	43	10	53	1,458	1	69	0	1,528
兵庫	37	36	12	1	86	37	0	37	1,580	0	21	7	1,608
奈良	0	0	0	0	0	4	0	4	332	0	1	0	333
和歌山	2	0	0	0	2	0	0	0	57	0	0	0	57
鳥取	1	0	0	0	1	8	0	8	86	0	0	0	86
島根	0	4	0	0	4	0	0	0	85	4	0	0	89
岡山	1	0	0	0	1	0	0	0	182	0	0	5	187
広島	7	3	3	0	13	58	0	58	641	3	4	0	648
山口	1	0	0	0	1	0	0	0	343	0	0	0	343
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0	0	0	64
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0	0	0	38
愛媛	2	0	0	0	2	6	0	6	138	0	0	0	138
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4
福岡	16	0	0	0	16	6	0	6	519	0	2	7	528
佐賀	0	0	2	0	2	0	0	0	52	0	0	0	52
長崎	1	0	0	0	1	0	0	0	313	2	0	0	315
熊本	0	0	1	0	1	0	0	0	179	0	0	0	179
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	61	0	0	0	61
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	50
鹿児島	28	0	11	0	39	7	0	7	70	0	0	0	70
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0	0	0	53
H21.3末	516	2	39	11	568	930	30	975	21,306	27	312	68	21,713
H22.3末	643	12	38	7	700	938	17	955	23,182	48	364	70	23,664
H23.3末	725	12	75	5	817	905	27	932	25,156	80	386	115	25,737
H24.3末	785	69	94	4	952	729	34	763	25,489	85	437	94	26,105
H25.3末	839	55	84	2	980	710	36	746	27,385	150	497	89	28,121
対前年増減	54	-14	-10	-2	28		2	-17	1,896	65	60	-5	2,016

《調査対象：平成25年3月末現在事業者保有車両数》

項目 都道府県	デジタルタコグラフ装着バス					ドライブレコーダー装着バス				
	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計	一般乗合	高速乗合 (空港連絡便含)	貸切	特定	計
北海道	1,929	352	344	0	2,625	1,410	199	296	0	1,905
青森	12	30	237	0	279	20	0	45	0	65
岩手	167	42	110	0	319	285	49	134	0	468
宮城	316	149	161	0	626	324	143	206	0	673
福島	38	15	76	4	133	25	43	94	0	162
秋田	11	13	40	0	64	20	43	90	0	153
山形	139	56	29	0	224	6	4	0	0	10
茨城	822	218	413	67	1,520	701	132	249	48	1,130
栃木	309	28	250	18	605	355	48	162	21	586
群馬	77	46	154	0	277	154	56	141	4	355
埼玉	688	39	280	15	1,022	1,286	75	304	75	1,740
千葉	1,299	273	221	19	1,812	926	357	141	18	1,442
東京	3,769	582	929	39	5,319	5,169	751	515	48	6,483
神奈川	1,492	185	772	19	2,468	4,951	239	674	115	5,979
山梨	93	84	75	0	252	85	68	43	0	196
新潟	361	6	115	0	482	396	61	136	0	593
長野	51	125	244	0	420	141	87	106	0	334
富山	212	24	112	11	359	135	22	55	11	223
石川	67	55	61	0	183	128	55	62	0	245
福井	187	13	53	0	253	8	0	42	0	50
岐阜	363	37	271	0	671	499	34	310	0	843
静岡	871	98	511	0	1,480	475	56	209	0	740
愛知	941	130	698	0	1,769	1,741	191	584	0	2,516
三重	546	165	278	0	989	554	165	273	0	992
滋賀	66	0	184	0	250	348	0	114	0	462
京都	315	60	251	3	629	764	52	126	3	945
大阪	351	420	795	15	1,581	1,345	512	639	4	2,500
兵庫	794	175	95	0	1,064	1,825	236	137	45	2,243
奈良	625	17	174	0	816	20	17	24	0	61
和歌山	161	8	119	1	289	52	0	19	0	71
鳥取	17	78	49	0	144	37	78	35	0	150
島根	7	0	0	0	7	5	0	2	0	7
岡山	202	80	225	28	535	399	102	306	33	840
広島	777	159	302	5	1,243	1,199	180	398	28	1,805
山口	397	33	115	9	554	428	52	86	3	569
徳島	100	80	47	0	227	115	81	42	0	238
香川	16	107	60	0	183	173	123	39	0	335
愛媛	60	28	0	0	88	45	40	0	0	85
高知	8	61	71	0	140	8	21	0	0	29
福岡	2,490	301	406	25	3,222	2,453	292	347	22	3,114
佐賀	255	25	99	10	389	190	25	64	10	289
長崎	1,059	161	155	0	1,375	1	26	61	0	88
熊本	601	79	72	0	752	338	12	29	0	379
大分	478	108	182	0	768	87	36	39	0	162
宮崎	89	33	27	0	149	10	5	14	0	29
鹿児島	78	24	51	1	154	0	66	173	0	239
沖縄	13	0	36	0	49	496	0	8	0	504
H21.3末	15,126	3,315	6,348	127	24,916	8,229	996	1,668	67	10,960
H22.3末	19,720	3,700	7,584	133	31,137	11,837	1,679	2,359	122	15,997
H23.3末	21,619	4,210	8,303	201	34,333	17,463	2,635	3,129	142	23,369
H24.3末	21,715	4,366	8,679	260	35,020	21,968	3,525	4,317	177	29,987
H25.3末	23,719	4,802	9,949	289	38,759	30,132	4,834	7,573	488	43,027
対前年増減	2,004	436	1,270	29	3,739	8,164	1,309	3,256	311	13,040

日本バス協会調べ

# V 労務関係

## 1. 平成24年度バス事業賃金、労働時間等実態調査結果

平成24年度の「バス事業賃金・労働時間等実態調査」（平成24年8月に車両数10両以上の事業者（公営を含む）1,375社を対象として調査票を配布して実施）

結果は次のとおりである。

### (1) 年間総労働時間の実態（回答数 乗合354、貸切447）

平成23年度の中小バス事業運転者の年間総労働時間は、乗合運転者2,336時間、貸切運転者2,378時間で、前年度に比べ、乗合運転者は34時間、貸切運転者は14時間、それぞれ増加している。

職種別年間総労働時間推移

（単位：日・時間）

職 種	乗 合 運 転 者				貸 切 運 転 者			
	労働日数	所定労働時間	残業時間	総労働時間	労働日数	所定労働時間	残業時間	総労働時間
平成22年度	266.3	1,946	356	2,302	265.2	2,009	355	2,364
23年度	270.3	1,974	361	2,336	269.3	2,035	343	2,378

### (2) 女性運転者雇用状況（回答数290）

女性運転者を雇用している事業者は290者で、1,194人（乗合1,070人、貸切124人）が雇用されており、平成19年以降1,000人を超えている。

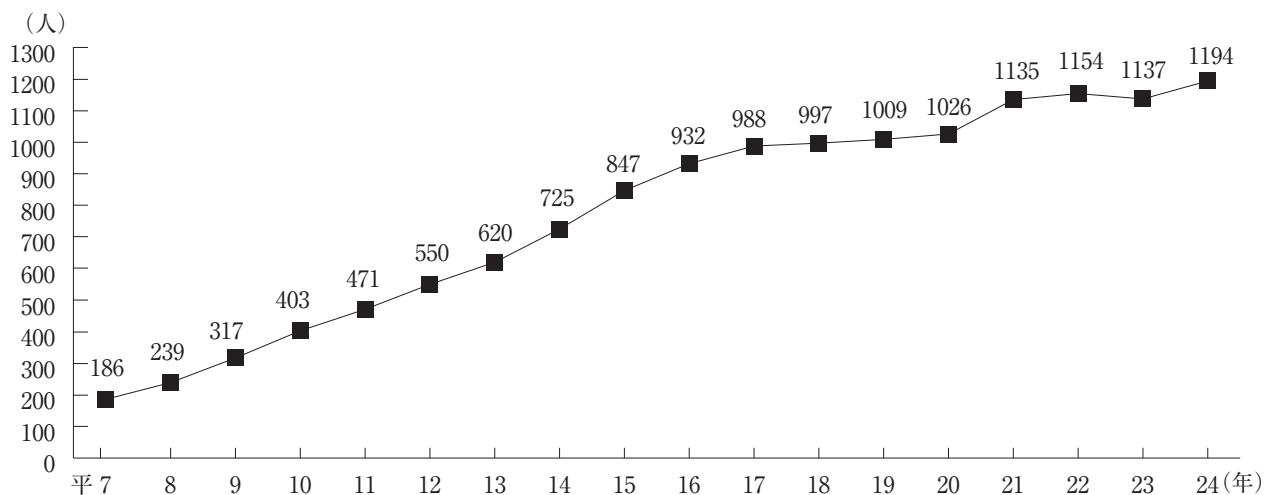
女性運転者雇用状況

（平成24年7月末日現在）

区分	乗合運転者		貸切運転者		合計	
	会社数	人員	会社数	人員	会社数	人員
大手・中小・公営						
大手	1社	75人	-社	-人	1社	75人
中小	196	922	77(16)	117	273	1,039
公営	14	73	2(2)	7	16	80
合計	211	1,070	79(18)	124	290	1,194

（注）（ ）内は、乗合運転者の会社と同一会社で、外数。

【参考】女性運転者数の推移



### (3) 高年齢運転者の雇用状況（回答数678）

満60歳以上の高年齢運転者を雇用している事業者は678者で、14,402人（乗合11,302人、貸切3,100人）が雇用されている。全運転者中に占める割合は16.4%（前年15.7%）と0.7ポイント増加している。

#### 高年齢運転者雇用状況

（平成24年7月末日現在）

区分 大手・中小・公営	調査回答会社		高年齢者雇用数			
	会社数	運転者数	乗合運転者	貸切運転者	計	構成率
	社	人	人	人	人	(%)
大手	1	2,003	125	0	125	6.2
中小	657	79,241	10,344	3,078	13,422	16.9
公営	20	6,360	833	22	855	13.4
合計	678	87,604	11,302	3,100	14,402	16.4

(注) ①「高年齢運転者」とは、満60歳以上の運転者。  
 ②構成率＝運転者総数に占める高年齢運転者の割合。  
 ③同一会社で、乗合・貸切運転者が雇用されている場合は、会社数は1社で計上。

### (4) バスガイドの雇用状況（回答数258）

バスガイドを雇用している事業者は258者で、4,219人が雇用されている。

#### バスガイド雇用状況

（平成24年7月末日現在）

区分 中小・公営	24年度		23年度	
	回答会社数	人数	回答会社数	人数
	社	人	社	人
中小	257	4,186	253	4,424
公営	1	33	2	37
合計	258	4,219	255	4,461

### (5) 障害者の雇用状況（回答数232）

障害者を雇用している事業者は232者で、680人が雇用されている。

#### 障害者雇用状況

（平成24年7月末日現在）

区分 大手・中小・公営	回答会社数		障害者雇用数			
	会社数	従業員数	乗合	貸切	計	構成率
	社	人	人	人	人	(%)
大手	1	2,109	14	0	14	0.7
中小	217	59,150	554	63	617	1.0
公営	14	5,357	49	0	49	0.9
合計	232	66,616	617	63	680	1.0

(注) ①構成率＝従業員総数に占める障害者雇用数の割合。

### (6) 退職金算定基礎不算入率状況（回答数98）

平成24年度において、賃上げ額が退職金算定基礎額に反映されない率を設定している事業者は98社で、その単純平均不算入率は69.21%である。前年度（77社・平均70.45%）に比べ、1.24ポイント減少した。

不算入率の内訳をみると、「80%以上」が48社と最も多く、次いで「50%台」19社、「30%台」14社の順となっている。

退職金算定基礎不参入率設定会社数

(平成24年7月末日現在)

不参入率	30%台			40%台		50%台	60%台	
	30%	33%	38.3%	40%	45%	50%	60%	65%
中小								
計	8 (1)	5 (2)	1 (1)	5 (2)	2 (1)	19 (10)	3 (1)	1
合計	14 (4)			7 (3)		19 (10)	5 (1)	

不参入率	60%台	70%台			80%以上			合計
	67%	70%	74.5%	75%	80%	90%	100%	
中小								
計	1	3 (1)	1	1	12 (5)	3	33 (11)	98 (35)
合計		5 (1)			48 (16)			

(備考) ①単位 = 社数。

② ( ) は、調整率制度併用社数で内数。

③不参入率が自己都合退職と会社都合 (定年) 退職で異なる場合は、自己都合退職の不参入率を採用。

(7) 中小企業退職金共済制度の活用状況 (回答数172)

本制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業 (規模300人以下又は資本金3億円以下) について、事業主の相互共済と国の援助で退職金制度を設ける「(独法) 勤労者退職金共済機構」の制度で、平成24年7月末日現在、172社 (うち貸切専業会社73社) が加入している。

加入状況を地域別にみると、静岡15社 (うち貸切5社)、茨城12社 (うち貸切8社)、広島12社 (うち貸切3社) 等の順となっている。

中小企業退職金共済制度加入状況

(平成23年7月末日現在)

局別	都道府県	加入会社数	局別	都道府県	加入会社数	
北海道	北海道	8 (3)	近畿	滋賀	1	
	東北	青森		8 (4)	京都	4 (1)
		宮城		4 (2)	大阪	2 (2)
		福島		1 (1)	兵庫	9 (7)
		秋田		1 (1)	奈良	1
	山形	1	和歌山	5 (3)		
関東	茨城	12 (8)	中国	島根	3	
	栃木	5 (3)		岡山	4 (1)	
	群馬	5 (3)		広島	12 (3)	
	埼玉	1 (1)		山口	4 (2)	
	千葉	1 (1)	四国	徳島	1	
	東京都	5 (1)		香川	1	
	神奈川県	9 (1)		高知	6	
北陸信越	山梨	3 (2)	九州	佐賀	1	
	新潟	8 (5)		長崎	4 (2)	
中部	長野	3 (1)		熊本	1 (1)	
	福井	6 (2)		大分	3 (1)	
	岐阜	4 (1)		宮崎	2 (2)	
	静岡	15 (5)	鹿児島	2 (1)		
	愛知	6 (2)	合計		172 (73)	

(注) ( ) は、貸切専業会社で内数。

## 2. 平成25年度春季労使交渉

### (1) 各労働組合の春闘に関する動向

#### ① 日本私鉄労働組合総連合会（私鉄総連）の要求（概況）

##### ア. 2013春闘方針

私鉄総連は、平成25年2月5日に開催した第2回拡大中央委員会において、「13春闘方針」を決定した。

同方針では、今次春闘の要求方式は、昨年と同様、賃金水準維持のため「定昇相当分（賃金カーブ維持分）」プラス「賃金改善原資（ベア分）」の「一人平均ベア方式」であることとした。

具体的な内容は次のとおりである。

##### イ. 鉄軌・バス組合の統一要求概要

種別	平成25年方針
月例賃金	2.0%（定昇分）5,400円+2,500円（賃金改善分）
一時金	協定月数の維持
非正規労働者	時間給30円以上の引き上げ
最低賃金	産業別最賃要求 現行協定額を最低水準とし、各都道府県の「地域別最低賃金（前年度）+10%

##### ウ. 2013春闘推進方針（戦術日程）

上記春闘方針決定後、私鉄総連は、2月27日に「第2回中央闘争委員会」を開催し、次のような回答日、ストライキに係る戦術日程を決定した。

○大手組合回答指定日 …………… 3月14日（木）14時まで

○中小組合回答日 …………… 3月16日（土）15時まで

○軌道・バス未解決組合統一24時間ストライキ …………… 3月21日（木）始業～終業（全日24h）

これ以降の戦術日程については、春闘全体の解決状況を見ながら、総・地連で協議し、別途指令する。

#### ② 全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）の春闘要求（概要）

交通労連は、平成25年1月22日に開催した第3回拡大中央委員会及び軌道・バス部会において、「2013年度春季生活闘争方針」を決定した。同部会の要求（概要）は次のとおりである。

種別	平成25年度方針
月例賃金	定昇相当分（1.40%）3,000円+回復向上分（1.26%）2,700円=5,700円
一時金	目標5ヶ月以上、最低3ヶ月以上。 貸切は運転士年間100万円以上、ガイド80万円以上。

#### ③ バス事業者の基本的スタンスの周知・徹底

春季労使交渉においては、バス事業を取り巻く諸問題や軽油価格高騰等の状況を踏まえ、雇用や賃金問題などに対応していくことが肝要であることから、労働問題研究会において、春季労使交渉における基本的スタンスとなる決議「春季労使交渉に当たっての基本方針」（案）を検討した。

同案は第127回労務委員会において審議のうえ決議されたため、全国の会員事業者へ周知が行われた。（別紙資料参照）。

### (2) バス事業における春季労使交渉妥結結果（公営を除く。）

#### ① 労使交渉の状況

バス事業者の春季労使交渉は、個々の事業者での労使双方の努力により、大半が解決に至った結果、

私鉄総連による3月21日のストライキ設定日においてはストライキは全く実施されなかったものの、近畿地区の1組合（全日本港湾労働組合系）が、5月15日から始発からストライキに突入した。

同日12:30にストライキは中止となったが、897本の路線が運行休止となり、23,700人の利用客が影響を受けた。

## ② 労使交渉妥結状況

毎年度とりまとめ発行している小冊子「賃金・臨時給等妥結状況調」に掲載している293社のうち、5月15日までに春季労使交渉が妥結した中小バス会社数（回答があったもの）は146社（49.8%）である。

### ア. 賃上げ額

5月15日現在で、調査対象の中小バス会社293社のうち賃上げ額について回答のあった108社（回答率36.9%）の平均賃上げ額は2,042円（同賃上げ率0.95%）で、前年に比べて、金額で203円、率で0.08ポイントのプラスとなった。

#### 中小バス賃上額

（平成25年5月15日現在）

区分	平成25年					平成24年				
	調査会社数 社	対象人員 人	賃上前の 基準賃金 円	賃上額 円	賃上率 %	調査会社数 社	対象人員 人	賃上前の 基準賃金 円	賃上額 円	賃上率 %
中小	108	25,232	216,428	2,042	0.95	121	27,260	211,004	1,839	0.87

（注）①加重平均。  
②賃上げ額未回答の38社を除く。

### イ. 妥結額分布

「1,000円台」（50社、46.3%）が最も多く、次いで「1,000円未満」及び「賃上げ無し」（それぞれ17社、15.7%）が続いている。

#### 春季賃上げ金額階層別状況（中小バス）

（平成25年5月15日現在）

金額階層（円）	平成25年		平成24年	
	調査会社数（社）	構成比（%）	調査会社数（社）	構成比（%）
5,000以上	0	0.0	0	0.0
4,000～4,999	5	4.6	3	2.5
3,000～3,999	8	7.4	9	7.4
2,000～2,999	11	10.2	8	6.6
1,000～1,999	50	46.3	53	43.8
1,000未満	17	15.7	25	20.7
賃上げゼロ	17	15.7	23	19.0
合計	108	100.0	121	100.0

（注）①賃上げ額には手当等を含む。  
②賃上げはあったが「賃上げ額」の回答がなされていない38社を除く。

### ウ. 年間臨時給月数

調査対象293社のうち、年間臨時給月数について回答のあった中小バス136社（回答率46.4%）の平均月数は3.4461ヶ月（前年同期）3.3722ヶ月で、前年に比べ、微増となっている。

### 中小バス年間臨時給妥結状況

(平成25年5月15日現在)

区分	平成25年度				平成24年度			
	調査会社数 社	対象人員数 人	年間臨時給 月	その他 社	調査会社数 社	対象人員数 人	年間臨時給 月	その他 社
中小								
合計	116	33,903	3,4461	20	119	33,058	3,3722	26

(注) ①加重平均

②その他の欄は、年間臨時給について「金額協定」等と回答の会社数

### エ. 年間臨時給妥結内容

大半が「前年度同月（額）」で83.8%（前年度82.8%）を占めており、「前年度より増月（額）」となったものは11.8%（前年度5.5%）、「前年度より減月（額）」となったものは4.4%（前年度11.7%）となっている。

### 年間臨時給妥結状況（中小バス）

(平成25年5月15日現在)

妥結内容	平成25年度		平成24年度	
	調査会社数(社) 構成比(%)	増減月数等 (社)	調査会社数(社) 構成比(%)	増減月数等 (社)
前年同月（額）	114 (83.8)		120 (82.8)	
前年より増月（額）	16 (11.8)	2.0カ月以上 1.5～2.0カ月未満 1.0～1.5カ月未満 0.5～1.0カ月未満 (1) 0.1～0.5カ月未満 (11) 0.1カ月未満 (4) 金額増	8 (5.5)	2.0カ月以上 1.5～2.0カ月未満 1.0～1.5カ月未満 0.5～1.0カ月未満 0.1～0.5カ月未満 (6) 0.1カ月未満 (2) 金額増
前年より減月（額）	6 (4.4)	2.0カ月以上 (1) 1.5～2.0カ月未満 (1) 1.0～1.5カ月未満 0.5～1.0カ月未満 0.1～0.5カ月未満 0.1カ月未満 (5) 金額増	17 (11.7)	2.0カ月以上 1.5～2.0カ月未満 1.0～1.5カ月未満 (1) 0.5～1.0カ月未満 (4) 0.1～0.5カ月未満 (10) 0.1カ月未満 (2) 金額増
合計	136 (100.0)		145 (100.0)	

(注) 増減月数欄の( )括弧内は、該当会社数

## 3. 平成25年度産業別最低賃金

平成25年2月12日、私鉄総連からバス事業最賃問題研究会に対して、「平成25年度の産業別最低賃金を①各都道府県の2012年度地域別最低賃金+10%とすること。②1ヶ月の法定労働時間を173.8時間で計算すること。③現行最低水準130,800円を引き上げること。④各都道府県の地域別最低賃金は、本社を基本とすること。⑤協定期間内に地域別最低賃金に変更になった場合、産業別最低賃金もこれに準拠すること。」等の要求書が提出された。



これを受けて、3月11日、第1回団体交渉が行われ、私鉄総連から要求の趣旨及び根拠の説明がなされた。これに対し、研究会側から、バス事業の厳しい経営環境について説明があり、今次労使交渉の結果を十分見極めた上で検討したい旨の回答がなされた。

その後、第2回団体交渉が5月30日に行われ、「平成25年度の産業別最低賃金を①基本賃金月額、各都道府県の平成24年度地域別最低賃金を月額換算したものとする。ただし、131,000円（税込み）を最低水準とする（前年よりも200円の引き上げ）②月額換算に用いる1ヶ月の労働時間は173.8時間とする。③各都道府県の地域別最低賃金は、原則として本社地を基本とすること。④協定期間内に地域別最低賃金が変更になった場合、産業別最低賃金もこれに準拠させることとする。」内容で仮合意がなされた。

7月1日、第3回団体交渉が行われ、第2回団体交渉において仮合意された内容について再度合意に達し、平成25年度最低賃金協定について正式調印し、協定が締結された。

## 春季労使交渉に当たっての基本方針

平成24年度の我が国経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現等により、夏場にかけて回復に向けた動きが見られたが、その後、世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況となった。

こうした状況に対し、政府は、平成25年1月に「日本経済再生に向けた緊急経済政策」を策定した。本対策による政策効果に加え、世界経済の緩やかな持ち直しが期待されることから、平成25年度の我が国経済は国内需要主導で緩やかに回復していくと見込まれる。

なお、先行きリスクとしては、欧州の政府債務問題等、海外経済を巡る不確実性、為替市場の動向、電力供給の制約等があることに留意を要する。

このような中、バス事業においては、交通基本法の早期制定、新高速乗合バスへの移行問題、過労運転防止を含めたバスの安全対策とコスト増、更には軽油価格高騰等といった課題を抱えている。

今次春季労使交渉では、こうしたバス業界を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、労使がお互いの立場を尊重し、雇用や賃金問題等様々な課題に、以下の事項を基本に取り組んでいくことが肝要である。

- 一 バス事業の収支悪化の傾向が続く状況下において、雇用の維持・確保は最重要課題である。このため、従来以上に支払い能力に準拠した総額人件費管理を徹底していく必要があり、とりわけ個別企業レベルにおける賃金決定は、自社の支払い能力を基本として、個別労使で決定すること。
- 二 労使が地域の実情や自社の置かれた状況を的確に把握し、経営環境の変化への対応、競争力の更なる強化、人材の確保方策等について真摯に話し合い、自社の体力に応じた賃金その他の労働条件を決定すること。
- 三 事業者は、質の高いバス輸送サービスの提供を確立することの重要性に鑑み、労使の意思疎通と相互理解の増進を図り、互いの痛みを分かち合うなど、良好な企業内労使関係を堅持することが肝要である。仮に労使紛争が発生した場合は、労使による精力的な交渉により解決に努めることはもとより、必要に応じ第三者機関の斡旋を求めるなどにより、早期解決に努めること。

平成25年3月11日

公益社団法人日本バス協会 第127回労務委員会

# Ⅵ 交付金及び税制関係

## 1. 運輸事業振興助成交付金

### (1) 制度の創設

昭和51年4月から2箇年間、軽油引取税の税率が30%引き上げられたことに伴い、営業用バス、トラックについては、輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等を図るための施策として、公共輸送機関の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保を目的とする「運輸事業振興助成交付金制度」が設けられ、昭和51・52年度に税負担額の15/130の額が、各都道府県から地方自治法第232条の2の規定に基づく補助金として、関係公益法人（公営バスは別途）に交付されることになり、数次の改正（延長）を経て現在（平成22年3月）に至っている。また、交付金のうち40%（現在は20%）に相当する額が中央出捐金として都道府県バス協会（以下「地方バス協会」という。）から中央団体に出捐されることとされている。

### (2) 最近の交付金制度について

- ① 平成15年度の税制改正により、軽油引取税の暫定税率の適用期間が更に5年間延長されたことに伴い、平成14年度までとされていた交付金制度についても、平成19年度まで5年間延長された。
- ② 平成20年4月30日に「地方税法の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）」が公布され、5月1日より暫定税率が適用されることになった（10年間延長）ことに伴い、これに根拠を置く運輸事業振興助成交付金制度については、平成20年度においても、交付金措置が引き続き講ぜられることとなった。
- ③ 平成20年12月12日取りまとめられた「平成21年度税制改正大綱」において、「軽油引取税に係る営業用バス、トラックの交付金措置を、軽油引取税の暫定税率も含めた税率の検討がなされる今後の税制抜本改革まで延長する。この間については、都道府県に対し、交付金基準額を確保すべく確実な予算措置が講じられるよう要請する。」とされ、交付金については、今後の税制抜本改革時までの間延長されることとなった。
- ④ 平成22年4月1日、「地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）」が施行され、軽油引取税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止されたが、「当分の間、その税率水準は維持される」こととなった。

また、運輸事業振興助成交付金については、「平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）」において、「軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続することとします。」とされ、平成22年度においても、交付金措置が引き続き講じられることとなった。

- ⑤ 「平成23年度税制改正大綱」（平成22年12月16日閣議決定）において、「引き続き、平成23年度においては、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。」とされ、「軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これと一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。」とされ、また、交付金制度の透明性の向上を図るとともに、交付金基準額の確実な交付を確保するため、法整備等の措置を講じるとされた。

そして、第177回国会において議員立法により「運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）」が制定され、平成23年8月30日に公布、同年9月30日から施行された。併せて、同法の委任政令・省令である「運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）」、「運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省、国土交通省令第1号）」の制定に伴い、総務大臣名にて各都道府県知事・各都道府県議会議長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律、同法第三条第一項の事業を定める政令、同法施行規則の施行等について（通知）」及び国

土交通省自動車局長名にて各運輸局長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律の施行について」の通達が発せられ、法律に基づく交付金措置が講じられることとなった。

- ⑥ 日本バス協会においては、平成10年度以降は、従来からの融資斡旋事業特別基金の造成に充てていた地方バス協会からの出捐金を、交付金中央事業の財源に充当してバス輸送改善推進事業の拡充を図ることとし、平成10年度には「人と環境にやさしいバス等普及事業」等に対する助成制度を新設するなどバス輸送改善推進事業の大幅な変更を行い、平成23年度まで実施した。

しかしながら、バス事業者の経営環境が大変厳しい折、東日本大震災の影響等も大きく受けて、地方バス協会の会員事業者から、地方事業の充実を通じたバス事業者に対する支援の強化を求める声が強くなり、これを受け、地方バス協会から日本バス協会に対して中央出捐を取り止め、出捐金相当額を地方事業の充実に活用したい旨の要望が多く寄せられた。

このため、日本バス協会の交付金運用特別委員会を中心として、運輸事業振興助成交付金事業の見直しについて検討を行い、平成24年度から中央出捐を中止することとし、理事会承認を経て、各地方バス協会においてそれぞれ地方事業の充実を図って行くこととした。

更に、交付金についての立法化を受けて、助成事業の円滑かつ適切な実施及びその透明性の確保を目的として、平成24年4月1日から「運輸事業振興助成交付金審議評価委員会」を設置し、同委員会を7月3日及び11月27日の2回開催した。

### (3) 交付金の額

制度創設以降、各都道府県から地方バス協会に交付された交付金の総額は、次のとおりである。

〔交付金の推移〕

(単位：千円)

年 度	民営バス	左 の 内 訳		公営バス	出捐率 (%)	
		地方事業分	中央出捐分			
昭和51	1,715,936	1,029,651	686,285	297,252	40	
52	2,111,551	1,267,110	844,441	450,889		
53	2,098,261	1,259,029	839,232	407,646		
54	2,911,341	1,921,592	989,749	554,209		
55	2,549,222	1,529,745	1,019,477	461,477		
56	2,431,011	1,458,621	972,390	433,447		
57	2,482,205	1,489,327	992,878	430,772		
58	2,203,499	1,542,465	661,034	376,375		30
59	2,201,931	1,541,370	660,561	371,859		
60	2,040,339	1,428,253	612,086	333,884		
61	1,843,777	1,290,662	553,115	291,628		
62	1,832,184	1,282,540	549,644	289,785		
63	1,872,073	1,310,464	561,609	284,485		
平成1	1,716,076	1,201,271	514,805	267,615		
2	1,664,860	1,165,412	499,448	230,238	20	
3	1,634,808	1,307,852	326,956	221,959		
4	1,550,021	1,240,031	309,990	207,878		
5	1,390,471	1,112,392	278,079	183,358		
6	1,598,940	1,279,169	319,771	215,402		
7	1,585,233	1,268,204	317,029	217,394		
8	1,446,539	1,157,248	289,291	199,876		
9	1,357,178	1,085,761	271,417	185,193		
10	1,301,982	1,041,602	260,380	177,116		
11	1,353,268	1,082,632	270,636	177,265		
12	1,342,562	1,074,068	268,494	170,894		
13	1,380,347	1,104,297	276,050	169,362		
14	1,410,420	1,128,351	282,069	164,231		
15	1,450,857	1,160,702	290,155	160,728		
16	1,441,840	1,153,433	288,407	147,705		
17	1,449,015	1,159,229	289,786	143,116		
18	1,391,677	1,113,356	278,321	134,993		
19	1,384,260	1,107,427	276,833	134,077		
20	1,380,977	1,104,798	276,179	123,697		
21	1,384,210	1,107,385	276,825	119,904		
22	1,334,234	1,068,096	266,138	99,607		
23	1,324,280	1,069,754	254,526	97,275		
24	1,367,950	1,367,950	—	92,390	0	
合 計	62,935,335	46,011,249	16,924,086	9,024,981		

- (注) 1. 表中の「公営バス」とは、地方バス協会に交付された交付金の額を示している。  
 2. 52年度中央出捐分には、51年度の東京都分が含まれている。  
 3. 53年度中央出捐分には、日本バス協会において整備した貸切駐車場の事業費22,000千円が含まれている。  
 4. 54年度地方事業分には、地方緊急分としての交付金436,933千円が含まれている。  
 5. 52年度、53年度、54年度中央出捐分には、東京都から57年度に54年度以前分として交付された補助金200,480千円について当該補助金の額の算定の基礎となった額に基づいて算出された次の額が含まれている。  
 52年度 104,500千円 53年度 31,600千円 54年度 64,380千円  
 6. 58年度から中央出捐分の出捐率が40%から30%に引き下げられた。  
 7. 元年度、2年度の中央出捐分から、大規模事業助成事業分として、出捐金の30%に相当する額の基金が次のとおり取り崩されている。  
 平成元年度 154,466千円 2年度 149,853千円 計 304,319千円  
 8. 3年度から中央出捐分の出捐率が、30%から20%に引き下げられた。  
 9. 10年度から、中央出捐金は基金に繰り入れず、中央事業の財源に充てられることとされた。  
 10. 15年度において、ディーゼル微粒子除去装置導入事業分として、基金から925,000千円が取り崩された。  
 11. 18年度において、基金から1,800,000千円が取崩され、環境・交通バリアフリー対策引当資産に繰入された。  
 12. 22年度、23年度において、次のバス協会より拠出金があった。(次の額は、上記表の額には含まれていない。)  
 22年度 大阪バス協会 691千円 (一般会計より出捐金相当分を支出)  
 23年度 埼玉県バス協会 10,311千円 (基金より出捐金相当分を支出)、大阪バス協会 1,000千円 (一般会計より支出)  
 13. 24年度からは、中央出捐は中止した。また、大阪バス協会については大阪府が運輸事業振興助成補助金(事業目的限定)として、42,105千円が補正予算に計上されたが、事業実績は18,664千円となった。

## (4) 交付金事業

### ① 中央事業

地方バス協会から出捐された平成9年度までの出捐金（当初は交付金総額の40%、昭和58年度から30%、平成3年度から20%）により設置された特別基金をもとに、融資斡旋事業を実施し、同基金の利子収入及び平成10年度以降は出捐金に同基金の取崩し財源（平成15年度以降）をもとに、利子補給事業及びバス輸送改善推進事業を実施している。

#### ア. バス輸送改善推進事業

バス事業に係る輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保等を図るため、融資斡旋事業特別基金の運用収益の一部を活用して、地方バス協会が実施する「研究事業」については昭和61年度から、「活性化事業」については平成5年度から助成金を交付している。

平成10年度からは、地球温暖化対策、高齢化社会への対応等バス業界全体で取り組む事業を支援するための財源として、中央出捐金、基金利子及び基金を取崩して「人と環境にやさしいバス等普及事業」を実施している。

平成11年度限りの事業として、「やすらぎバスステーション整備事業」を実施した。

平成15、16年度においては、1都3県のいわゆる環境確保条例に基づくディーゼル車の走行規制が実施され、PMの排出基準に適合しないバス・トラックは初度登録から7年間の猶予期間経過後は、指定されたDPF、酸化触媒を装着しなければ1都3県内を通行できないこととなり、緊急的に対策を講じる必要があったことから、「ディーゼル微粒子除去装置導入事業」を実施した。

平成17年度、平成18年度においては、平成17年10月1日より世界一厳しい自動車排気ガスの新長期規制が実施されたことに伴い、新長期規制適合バスの導入に際して、国の補助を受けられない会員事業者に対して、「人と環境にやさしいバス等普及事業」により助成を実施した。

平成18年度においては、地球温暖化及び大気汚染防止の観点から、エコドライブ管理システム（EMS）普及事業を実施し、車載機器（電子運行記録計）の車両取り付けに対して助成を行った。

平成19年度においては、新たに安全対策事業として、バスの車内事故を防止するための安全対策事業を実施した。

平成20年度においては、「人と環境にやさしいバス等普及事業」及び「エコドライブ管理システム（EMS）普及事業」、「バスの車内事故防止の安全対策」等のほか、新たに「睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策事業」及び「ドライブレコーダー導入助成事業」等を実施し、バス輸送改善推進事業を積極的に実施した。更に、安全対策を促進するため、バスの車内事故防止及びシートベルトの着用等を目的としたポスター等を作成配布する等、安全対策事業を積極的な推進及びバスの利用促進を図るため、ポスター等を作成し「バスの日」を中心として関係機関に配布するとともに種々の広報事業を実施した。

平成21年度においては、従来の事業に加えて、新たに広く一般国民に対しバス事業の公共性・重要性について理解を求め、バスの一層の利用促進を図るため、日本バス協会及び地方バス協会が主体となり「広報及びイベント事業」を実施した。

平成22年度においては、従来の事業について、引き続き実施するとともに、「貸切バス事業者の安全性評価・認定事業」等を実施した。

平成23年度においては、新たな事業として、地方路線バスの充実を図るため、「地方路線バス助成事業（中古車購入費助成）」を従来の事業に加えて実施した。

さらに、東日本大震災等に伴い地方バス協会又は会員事業者が行った「災害復旧事業（特に岩手、宮城及び福島各バス協会に重点的に配分）」、地方バス協会が行った中小事業者を対象とした「信用保証料助成事業（平成23年度限りの特例措置）」に対する助成及び風評被害に対する経営対策として中小事業者を対象とした運転資金に対する「融資斡旋・利子補給事業（平成23年度限りの特例措置）」を実施した。

平成24年度においては、中央出捐を中止することに伴い、従来は、実施していたEMS及びドライブレコーダー等普及事業については地方協会事業へ移管を計った上、利用者ニーズに対応した輸送環境の改善に資するための「バス利用者施設等整備事業」、環境対策を推進するとともに高齢者等のバ

ス利用の利便及び安全性の向上を促進するため、「人と環境にやさしいバス普及事業」、地方路線バス及び貸切バス事業の充実を図るため、「地方路線バス助成事業及び貸切バス助成事業（中古車購入費助成）」及びバスの一層の利用促進を図るための「バス利用促進広報及びイベント事業等」を実施した。（平成24年度「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス助成事業及び貸切バス助成事業」の実施状況は、76頁参照）

## バス輸送改善推進事業実施状況（総括表）

### (1) 研究事業

(単位：円)

年 度	研究テーマ	助成金・支出金
昭和61年度	8テーマ	57,000,000
昭和62年度	10テーマ	57,500,000
昭和63年度	8テーマ	57,500,000
平成元年度	10テーマ	57,000,000
平成2年度	9テーマ	56,662,702
平成3年度	7テーマ	48,000,000
平成4年度	7テーマ	49,000,000
平成5年度	4テーマ	26,421,800
平成6年度	3テーマ	17,500,000
平成7年度	3テーマ	11,200,000
平成8年度	3テーマ	9,000,000
平成9年度	4テーマ	24,940,000
平成10年度	5テーマ	17,750,000
平成11年度	3テーマ	17,000,000
平成12年度	2テーマ	10,000,000
平成13年度	2テーマ	5,000,000
計	88テーマ	521,474,502

### (2) 活性化事業

(単位：円)

年 度	研究テーマ	助成金・支出金
平成5年度	4事業	28,000,000
平成6年度	5事業	39,000,000
平成7年度	8事業	48,235,000
平成8年度	8事業	58,404,881
平成9年度	11事業	73,438,868
平成10年度	16事業	317,681,143
平成11年度	16事業	495,964,295
平成12年度	15事業	310,356,209
平成13年度	13事業	470,641,216
平成14年度	18事業	540,708,485
平成15年度	18事業	1,331,672,698
平成16年度	16事業	770,046,973
平成17年度	17事業	710,590,198
平成18年度	16事業	799,052,729
平成19年度	21事業	612,175,869
平成20年度	22事業	677,325,583
平成21年度	22事業	579,743,421
平成22年度	26事業	665,965,229
平成23年度	23事業	646,514,359
平成24年度	14事業	294,388,977
計	309事業	9,469,906,133

(単位：円)

研究事業計（昭和61年度～平成13年度）	521,474,502
活性化事業計（平成5年度～平成24年度）	9,469,906,133
合 計	9,991,380,635

活性化事業（平成24年度）

（単位：両、円）

実施主体 (バス協会名等)	事業内容	総事業費	①予算額		②決算額		差異 (①-②)	
			数量	金額	数量	金額	数量	金額
1. バス利用者施設等整備事業								
山形県	バスロケーションシステム整備事業	48,615,000	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
埼玉県	全国相互利用ICカードシステム整備事業	14,922,200	1	3,300,000	1	2,661,000	0	639,000
千葉県	全国相互利用ICカードシステム整備事業	15,551,400	1	3,300,000	1	2,783,000	0	517,000
東京都	全国相互利用ICカードシステム整備事業	41,993,236	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
神奈川県	全国相互利用ICカードシステム整備事業	32,896,510	1	6,400,000	1	6,400,000	0	0
福井県	バスロケーションシステム整備事業	42,897,750	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
奈良県	奈良駅バスターミナル整備事業	385,770,000	1	7,000,000	0	0	1	7,000,000
岡山県	ICカードシステム導入事業	69,406,575	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
徳島県	徳島とくとくターミナル待合所改善事業	12,840,000	1	4,681,000	1	4,676,000	0	5,000
宮崎県	高速バス予約システム改善事業	11,562,600	1	7,000,000	1	7,000,000	0	0
鹿児島県	鹿屋バスターミナル整備事業	50,000,000	1	5,069,000	0	0	1	5,069,000
沖縄県	名護バスターミナル施設改善事業	7,280,000	1	5,250,000	1	5,096,000	0	154,000
計		733,735,271	12件	70,000,000	10件	56,616,000	2件	13,384,000
2. 人と環境にやさしいバス普及事業								
(環境にやさしいバス)		(助成単価)						
事業者	ハイブリッドバス(単独)	800,000	0		0		0	
〃	〃(協調)	50,000	10		32		△22	
〃	CNGバス(単独)	800,000	0		0		0	
〃	〃(協調)	50,000	5		8		△3	
〃	CNGバス改造(単独)	200,000	0		0		0	
〃	〃(協調)	50,000	0		0		0	
〃	低燃費車(平成27年度燃費基準達成車)	100,000	520		346		174	
小計			535		386		149	
(人にやさしいバス)		(助成単価)						
事業者	超低床ノンステップバス	800,000	190		158		32	
〃	リフト付バス	800,000	30		44		△14	
〃	低床スロープ付バス	100,000	210		142		68	
小計			430		344		86	
計			965	240,000,000	730	212,400,000	235	27,600,000
3. 地方路線バス及び貸切バス助成事業 (助成単価)								
事業者	地方路線バス助成事業(中古車購入費助成)	50,000	100	5,000,000	35	1,750,000	65	3,250,000
〃	貸切バス助成事業(中古車購入費助成)	50,000	100	5,000,000	36	1,800,000	64	3,200,000
計			200	10,000,000	71	3,550,000	129	6,450,000
4. バス利用促進広報及びイベント事業等								
日バス協	バスの日等中央広報イベント事業		1	20,000,000	1	20,000,000	0	0
〃	安全対策広報事業		1	2,000,000	1	1,822,977	0	177,023
〃	バス利用促進に関する調査事業		1	8,000,000	0	0	1	8,000,000
計			3件	30,000,000	2件	21,822,977	1件	8,177,023
5. 特別事業								
地方バス協会	理事会で承認された「運輸事業振興助成交付金事業見直しについて」にもとづく経過措置事業			0		0		0
合計				350,000,000		294,388,977		55,611,023



#### イ. 融資斡旋・利子補給事業

バス事業者の経営基盤の安定確保を目的とする資金として、融資斡旋事業特別基金をもとにして行う一般融資、災害等特別融資（昭和57年度に創設）及びバス交通活性化特別融資（平成3年度～平成12年度まで）について融資斡旋・利子補給事業を行っているが、平成23年度限りの特例措置として、風評被害に対する経営対策として中小事業者を対象とする運転資金に対しても事業を行った。

融資斡旋事業総括表

(単位：千円)

融資斡旋区分		融資斡旋実績 (平成25年3月31日現在)	
		件数	斡旋額
一般融資分	23年度末	16,450	452,650,400
	24年度分	318	15,760,000
	24年度末累計	16,768	468,410,400
災害等特別融資分	23年度末	150	8,788,000
	24年度分	-	-
	24年度末累計	150	8,788,000
計	23年度末	16,600	461,438,400
	24年度分	318	15,760,000
	24年度末累計	16,918	477,198,400
合計（バス交通活性化特別融資分含む）		16,988	479,270,400

※上記のほかに、平成3年度～平成12年度まではバス交通活性化特別融資について融資斡旋事業（70件、2,072,000千円）を実施した。

利子補給状況（昭和52年～平成24年度）

年 度	利子補給額	件 数	利子補給率 (%)
昭和52年度	12,420,540	191	2.0
昭和53年度	37,356,257	555	1.6 (53年7月期以降)
昭和54年度	57,612,617	984	↓
昭和55年度	80,453,107	1,283	2.0 (55年1月期以降)
昭和56年度	122,853,878	1,552	↓
昭和57年度	162,812,597	1,888	↓
昭和58年度	211,528,350	2,185	↓
昭和59年度	256,969,252	2,303	↓
昭和60年度	268,751,885	2,428	↓
昭和61年度	311,142,760	2,607	↓
昭和62年度	300,567,627	2,470	1.5 (62年7月期以降)
昭和63年度	298,055,011	2,791	↓
平成元年度	287,494,046	2,750	↓
平成2年度	272,051,071	2,654	↓
平成3年度	304,766,860	2,859	2.0 (3年7月期以降)
平成4年度	357,595,695	2,782	↓
平成5年度	395,519,313	2,988	1.8 バス車両購入資金 (5年7月期以降) 1.5 その他の資金
平成6年度	355,410,397	2,953	0.9 バス車両購入資金 (6年8月1日以降) 0.7 その他の資金
平成7年度	256,343,669	2,939	↓
平成8年度	214,604,228	3,094	0.6 バス車両購入資金 (8年8月1日以降) 0.5 その他の資金
平成9年度	150,152,605	2,858	↓
平成10年度	141,730,660	2,982	↓
平成11年度	133,729,609	2,644	↓
平成12年度	111,571,126	2,172	↓
平成13年度	110,751,546	2,043	↓
平成14年度	104,911,352	1,854	↓
平成15年度	96,383,564	1,701	↓
平成16年度	99,911,006	1,560	↓
平成17年度	103,904,872	1,579	↓
平成18年度	103,777,008	1,478	↓
平成19年度	94,065,187	1,378	↓
平成20年度	84,497,121	1,224	↓
平成21年度	81,572,480	1,126	↓
平成22年度	73,897,729	1,061	↓
平成23年度	75,818,926	1,006	↓
平成24年度	69,069,328	862	↓
合 計	6,200,053,279	71,784	1.0 災害等特別融資 (H12.10.31以降)  東日本大震災特例 (H23年度限り) 1.0 (対象:岩手、宮城、福島) ↓ 0.5 (対象:上記3県以外)

## ② 地方事業

地方バス協会においては、地方事業として、バス停上屋、停留所標識、案内板等施設整備及び種々の安全対策等を実施しており、乗客のサービス改善、安全運行の確保等に大きく寄与している。

地方バス協会が実施している地方事業の実施状況は、次のとおりである。

### 運輸事業振興助成交付金に係る地方事業

(単位：千円)

事業	年度	昭51～57	昭58～平2	平3～23	平24	合計
	1. 施設整備に対する助成	共同	1,027,912	661,844	1,455,993	67,088
個別		4,839,165	5,154,695	8,187,821	370,900	18,552,581
計		5,867,077	5,816,540	9,643,814	437,988	21,765,418
2. 輸送サービス改善事業		1,883,356	2,629,672	7,512,822	352,015	12,377,865
3. 福利厚生事業		262,321	375,907	412,462	0	1,050,690
4. 安全運行対策		925,095	1,015,554	3,757,977	421,604	6,120,229
5. 環境対策		0	0	118,680	69,906	188,586
6. 地方基金の造成		570,657	478,228	976,569	15,069	2,040,523
7. その他		446,570	446,537	1,538,396	71,368	2,502,871
交付金合計額		9,955,075	10,762,437	23,960,720	1,367,950	46,046,182
8. 中央出捐金		6,344,452	4,612,302	5,967,332	0	16,924,086
合計		16,299,527	15,374,739	31,296,002	1,367,950	62,970,268

(注) 昭和51年度～57年度まで中央出捐率40%、昭和58年度～平成2年度まで中央出捐率30%、平成3年度～平成23年度中央出捐率20%、平成24年度以降中央出捐中止

## 2. 税制改正

### (1) 平成25年度税制改正要望について

平成25年度税制改正要望の概要については、平成24年6月21日の総会および同11月14日の全国バス事業者大会における決議文で、次の内容で承認を得て政府・与党等へ要望した。

○税制改正要望の主な内容

- ① 自動車関係諸税の大幅な負担軽減・簡素化と、燃料価格高騰に対処するため、トリガー条項の復活等
- ② 地球温暖化対策税（環境税）における還付措置の実施
- ③ 消費税増税における軽減税率の適用などの負担軽減措置の実施
- ④ 「運輸事業振興助成交付金」の確実な交付措置の実施

これらの内容を軸に、日本バス協会の役員・税制委員会を中心として国土交通省などの関係官庁に要望を行った他、自民党・公明党などの税制ヒアリングへ参加し、税制についてバス業界の要望や説明を行った。

平成25年1月24日に発表された平成25年度税制改正大綱では、特に①の自動車関係諸税について、消費税10%時に自動車取得税を廃止する事が明記された他、自動車重量税についても現在は3年間の時限措置となっているエコカー減税制度を恒久化する事が明記されるなど、大きく前進した。

また、③の消費税について、軽減税率は消費税10%時の導入を目指すこととなり、8%段階での導入は見送られる事になった。

この他、平成24年4月に発生した「関越道高速ツアーバス事故」の影響を受け、バス車両の安全性を高めるために、衝突被害軽減ブレーキを搭載した大型バスについて、自動車重量税と自動車取得税の負担を軽減する措置が新たに設けられることになった。

自動車関係諸税の見直しについては、平成26年度の税制改正で具体的な結論を得るとされていることから、自動車取得税の廃止等が確実に実施されるよう、平成25年度も引き続き要望を継続する他、長年の懸案となっている軽油引取税の当分の間の税（旧暫定税率分）の撤廃についても、引き続き要望することとした。

(表1) 平成25年度 税制改正要望結果（バス関係）

平成25年1月24日「平成25年度税制改正大綱公表」時点

No.	日本バス協会 税制要望事項	結果	備考
1	自動車関係諸税について大幅な負担軽減・簡素化（自動車重量税・自動車取得税の廃止、軽油引取税における当分の間の税の撤廃等）	○	<p>【自動車取得税】※具体的結論は平成26年度税制改正に持ち越し二段階で引き下げを行い、<u>消費税10%増税時に廃止する</u>。 消費税8%時は、エコカー減税の拡充等に対応する。</p> <p>【自動車重量税】※具体的結論は平成26年度税制改正に持ち越しエコカー減税制度を恒久化する（現在は3年間の時限措置）。 道路の維持管理・更新等のための財源として位置づける（<u>目的税化</u>）。</p> <p>【自動車税】 「環境性能に応じた課税の実施」「地方財政へは影響を及ぼさない」等の記載。 →環境自動車税の導入に含み</p>
2	衝突被害軽減ブレーキを搭載した大型バスへの自動車重量税及び自動車取得税の特例措置の実施（ASV）	○	<p>現在、衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラックを対象に実施している自動車重量税率及び自動車取得税の課税標準の特例措置の対象に、車両総重量が5トンを超えるバスも追加。 自動車重量税 50% 免除（平成27年4月末まで）※初回登録時のみ 自動車取得税 3,500千円 控除（平成27年3月末まで）※新車登録の場合のみ</p>
3	消費税の増税について軽減税率等により負担増とならない措置（軽減税率の適用、運賃改定コストの助成措置等）	△	<p>軽減税率については消費税10%増税時に導入を目指す。 軽減税率の適用対象・品目については今後の検討課題。</p>
4	地球温暖化対策税（環境税）における還付措置の実施（公共交通機関に対する還付措置の実施、低炭素型自動車交通普及促進事業費補助金の拡充）	×	地球温暖化対策税の還付措置については記載なし。

平成25年度税制改正大綱は前年12月に衆議院総選挙が行われたため、例年より1ヶ月遅れの発表となった。

## (2) 平成26年度税制改正要望について

平成26年度税制改正要望の概要については、平成25年6月20日の総会および同11月13日の全国バス事業者大会において決議した内容を基本に、政府・与党の税制改正の動きに合わせ、主に次の内容を要望した。

### ○税制改正要望の主な内容

- ① 都道府県条例で定める路線で使用する乗合バス車両の取得に係る非課税措置（平成26年3月末期限）の延長
- ② 自動車税のグリーン化特例における、新車登録から11年以上経過した乗合バス車両への「10%重課の免除（平成26年3月末期限）」の延長
- ③ 自動車関係諸税について大幅な負担軽減・簡素化、営自格差の見直し反対（現行の軽減措置の堅持）
- ④ 地球温暖化対策税（石油石炭税）のバスへの課税分について還付措置の実施
- ⑤ 軽油引取税の「当分の間の税率（旧暫定税率分）」の速やかな撤廃
- ⑥ 消費税増税について、バス交通の公共性を考慮し、軽減税率の適用

これらの内容について、日本バス協会の役員・税制委員会を中心として国土交通省など関係省庁に要望を行った他、自民党・公明党・民主党の税制ヒアリングへ参加し、バス業界の現状と税制等の要望について説明を行った。また、平成25年11月19日には自由民主党バス議員連盟の総会において要望・説明を行い、バス業界の要望実現に向けてバス議連の先生方にご支援をお願いした。

平成26年度の税制改正大綱は平成25年12月12日に公表され、①②については要望通り2年間延長されたが、④⑤については実現に至らなかった。また③については、長年の要望事項であった自動車取得税が消費税10%時に廃止することが明記されたものの、代替として営自格差の縮小（営業車の税額引き上げ）が持ち上がったことから、積極的に関係議員の先生方へお願いに回り、現行の営自格差を堅持した。なお、⑥の軽減税率については消費税10%時の導入が明記されたものの、実施時期やバス事業が適用対象になるかどうかについて依然不透明な状況。

(表2) 平成26年度 税制改正要望結果 (バス関係)

平成25年12月12日「平成26年度税制改正大綱公表」時点

No.	税目	日本バス協会 税制要望事項	結果	備考
1	自動車取得税	「都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置」(平成26年3月末期限)の延長	○	2年間延長(平成28年3月末まで)
2	自動車税	自動車税のグリーン化特例において、新車登録から11年以上経過した乗合バス車両への10%重課の免除(平成26年3月末期限)の延長	○	〃
3	自動車取得税 自動車重量税 自動車税	自動車関係諸税について大幅な負担軽減・簡素化、営自格差の見直し反対(現行の軽減措置の堅持)	△	【自動車取得税】 ・消費税率8%引き上げ時に取得税率を3%→2%に引き下げる(営業車の場合) なお、自家用車は取得税率5%→3% ・現行のエコカー減税制度(平成26年度まで)において、平成26年4月1日以降に新車登録する車両については自動車取得税の軽減率をそれぞれ75%→80%、50%→60%に拡大する。 ・消費税率10%引き上げ時に自動車取得税を廃止する。
			○	営業用バスへの軽減措置は引き続き継続
4	地球温暖化対策税(石油石炭税)	地球温暖化対策税(石油石炭税)のバスへの課税分について還付措置の実施	×	バスへの還付措置は実現せず ※トラックへの還付措置も同様に実現せず
5	軽油引取税	道路特定財源の一般財源化により本来見直されるべき軽油引取税の「当分の間の税率(旧暫定税率分)」の速やかな撤廃	×	当分の間の税(旧暫定税率分)の撤廃は実現せず ※トラックも同様に実現せず
6	消費税	消費税増税について、バス交通の公共性を考慮し、軽減税率の適用	-	(税制改正大綱本文抜粋) 「消費税の軽減税率制度については、『社会保障と税の一体改革』の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する」具体的な内容は、平成27年度税制改正大綱で決定

# 資 料

1. 自動車関係諸税一覧表 .....	100
2. 地域別旅行業者数 .....	102
3. 日本のバス事業略年表 (18. 4. 1~).....	103
4. 都道府県バス協会名簿 .....	106

# 1. 自動車関係諸税一覧表

## (1) 国税

税 目	税 額 又 は 税 率
揮 発 油 税 (揮発油税法 昭32.4.6法律55号)	揮発油1キロリットルにつき ..... 48,600円 (本則24,300円)
地 方 揮 発 油 税 (地方道路税法 昭30.7.30法律104号)	揮発油1キロリットルにつき ..... 5,200円 (本則4,400円)
石 油 ガ ス 税 (石油ガス税法 昭40.12.29法律156号)	石油ガス1キログラムにつき ..... 17円50銭
登 録 免 許 税 (登録免許税法 昭42.6.12法律35号)	<p>A. 動産の抵当権に関する登記又は登録</p> <p>1. 自動車の抵当権に関する登録</p> <p>イ. 抵当権の設定の登録 ..... 債権金額又は極度金額の3/1000</p> <p>ロ. 抵当権の移転の登録 ..... 債権金額又は極度金額の1.5/1000</p> <p>ハ. 根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録 ..... 一部譲渡又は分割後の共有者の数で極度金額を除いて計算した金額の1.5/1000</p> <p>ニ. 抵当権の信託の登録 ..... 債権金額又は極度金額1.5/1000</p> <p>ホ. 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録 ..... 1両につき1,000円</p> <p>ヘ. 登録の抹消 ..... 1両につき1,000円</p> <p>B. 自動車道事業の免許 免許1件につき ..... 150,000円</p> <p>C. 自動車ターミナル事業の許可 許可1件につき ..... 90,000円</p> <p>D. 優良自動車整備事業者の認定又は自動車の登録に係る登録情報処理機関若しくは登録情報提供機関の登録</p> <p>1. 優良自動車整備事業者の認定</p> <p>イ. 一種整備工場 認定1件につき ..... 90,000円</p> <p>ロ. 二種整備工場 〃 ..... 60,000円</p> <p>ハ. 特殊整備工場 〃 ..... 30,000円</p> <p>2. 自動車の登録に係る登録情報処理機関の登録 登録1件につき ..... 90,000円</p> <p>3. 自動車の登録に係る登録情報提供機関の登録 登録1件につき ..... 90,000円</p> <p>E. 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可</p> <p>1. 一般旅客自動車運送事業の許可</p> <p>イ. 一般乗合旅客自動車運送事業 許可1件につき ..... 90,000円</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業 〃 ..... 90,000円</p> <p>ロ. 一般乗用旅客自動車運送事業 〃 ..... 30,000円</p> <p>ただし、個人タクシーについては 〃 ..... 15,000円</p> <p>2. 一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可</p> <p>イ. 一般乗合旅客自動車運送事業 認可1件につき ..... 15,000円</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業 〃 ..... 15,000円</p> <p>ロ. 一般乗用旅客自動車運送事業 〃 ..... 5,000円</p> <p>3. 特定旅客自動車運送事業の許可 許可1件につき ..... 30,000円</p> <p>4. 一般貨物自動車運送事業の許可 〃 ..... 120,000円</p> <p>5. 特定貨物自動車運送事業の許可 〃 ..... 60,000円</p> <p>F. タクシー業務適正化特別措置法に係る登録実施機関の登録 登録1件につき ..... 90,000円</p> <p>G. 自家用有償旅客運送者の登録</p> <p>1. 自家用有償旅客運送者の登録 登録1件につき ..... 15,000円</p> <p>2. 変更登録(種別の増加又は区域の増加) 〃 ..... 3,000円</p> <p>H. 自家用自動車の有償貸渡しの許可 許可1件につき ..... 90,000円</p>
消 費 税 (消費税法 昭和63.12.30法律第108号)	5% (H9.4.1より改正 消費税4%と地方消費税1%の合計)
自 動 車 重 量 税 (自動車重量税法 昭和46.5.31法律第89号)	<p>(1) 乗 用 車 車 両 重 量 { 0.5t以下 ..... 年額4,100円 (2,600円)</p> <p>{ 0.5tをこえる~0.5t又はその端数ごとに ..... 年額4,100円 (2,600円)</p> <p>(2) 乗 用 車 以 外 車 両 総 重 量 { 1.0t以下 ..... 年額4,100円 (2,600円)</p> <p>{ 1.0tをこえる~1.0t又はその端数ごとに ..... 年額4,100円 (2,600円)</p> <p>但し、車両総重量2.5t以下の貨物自動車については、</p> <p>車 両 総 重 量 { 1.0t以下 ..... 年額3,300円 (2,600円)</p> <p>{ 1.0tをこえる~1.0t又はその端数ごとに ..... 年額3,300円 (2,600円)</p> <p>(3) 小 型 二 輪 車 ..... 年額1,900円 (1,500円)</p> <p>(4) 検 査 対 象 軽 自 動 車 ..... 年額3,300円 (2,600円)</p> <p>(5) 検 査 対 象 外 軽 自 動 車 { 二 輪 ..... 届出時一回限り4,900円 (4,100円)</p> <p>{ その他 ..... 届出時一回限り9,900円 (7,800円)</p> <p>(注) ( ) 内は営業車</p>

- (注) 1. 揮発油税、地方揮発油税、自動車取得税、軽油取引税については、暫定税率は廃止されたが、当分の間、その税率水準は維持される。  
2. 自動車重量税については、車令13年未満の当分の間税率適用の税率。  
3. 自動車取得税免税点については平成30年3月31日までのものである。  
4. 平成26年2月1日現在

## (2) 地方税

税 目	税 額	又	は	税 率
<b>自動車税</b> <small>(地方税法 昭和25.7.31 法律226号第147条)</small>	(年額)			
	A. 乗用車	(営業用)		(自家用)
	～1000cc	7,500円		29,500円
	1001～1500cc	8,500円		34,500円
	1501～2000cc	9,500円		39,500円
	2001～2500cc	13,800円		45,000円
	2501～3000cc	15,700円		51,000円
	3001～3500cc	17,900円		58,000円
	3501～4000cc	20,500円		66,500円
	4001～4500cc	23,600円		76,500円
	4501～6000cc	27,200円		88,000円
	6000cc超	40,700円		111,000円
	B. バス	(一般乗合用)	(貸切等)	(自家用)
	乗用定員30人以下	12,000円		26,500円
	30人超～40人以下	14,500円		32,000円
	40人超～50人以下	17,500円		38,000円
	50人超～60人以下	20,000円		44,000円
	60人超～70人以下	22,500円		50,500円
	70人超～80人以下	25,500円		57,000円
	80人超～	29,000円		64,000円
	C. トラック	(営業用)		(自家用)
	小型四輪および 普通トラック	積載量 1 トン以下		6,500円
		1 トン超～2 トン		9,000円
		2 トン超～3 トン		12,000円
		3 トン超～4 トン		15,000円
		4 トン超～5 トン		18,500円
		5 トン超～6 トン		22,000円
		6 トン超～7 トン		25,500円
		7 トン超～8 トン		29,500円
		8 トン超		1 トン毎に 4,700円加算
				1 トン毎に 6,300円加算
<b>軽自動車税</b> <small>(地方税法 昭和25.7.31 法律226号第444条)</small>	1. 原動機付自転車			
	イ. 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの			年額 1,000円
	ロ. 総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの			年額 1,200円
	ハ. 総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの			年額 1,600円
	ニ. 三輪以上のもの(自治省令で定めるものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの			年額 2,500円
	2. 軽自動車及び小型特殊自動車			
	イ. 二輪のもの(側車付のものを含む)			年額 2,400円
	ロ. 三輪のもの			年額 3,100円
	ハ. 四輪以上のもの 乗 用	イ 営業用		年額 5,500円
		ロ 自家用		年額 7,200円
		貨物用	イ 営業用	年額 3,000円
			ロ 自家用	年額 4,000円
	3. 二輪の小型自動車			年額 4,000円
<b>自動車取得税</b> <small>(地方税法 昭和25.7.31 法律226号第119条)</small>	自動車取得価額の		自家用 5% (本則3%) 営業用及び軽自動車 3%	
	(但し、取得価額が50万円以下の自動車の取得に対しては課税しない。)			
<b>軽油引取税</b> <small>(地方税法 昭和25.7.31 法律226号第144条の10)</small>	軽油 1 キロリットルにつき			32,100円 (本則15,000円)



## 2. 地域別旅行業者数 (平成24年4月1日現在)

(単位：業者)

都道府県	第2種 旅行業	第3種 旅行業	旅行業者 代理業者	都道府県	第2種 旅行業	第3種 旅行業	旅行業者 代理業者
北海道	120	124	38	滋賀	26	69	15
青森	33	20	10	京都	56	156	15
岩手	32	24	10	大阪	163	560	86
宮城	38	70	15	兵庫	65	176	25
福島	53	72	20	奈良	16	51	5
秋田	22	26	14	和歌山	31	41	15
山形	46	30	11	鳥取	13	10	3
新潟	57	82	23	島根	20	21	8
長野	105	87	24	岡山	57	70	22
茨城	122	92	13	広島	63	92	18
栃木	69	121	11	山口	23	23	10
群馬	62	93	17	徳島	26	30	3
埼玉	133	272	27	香川	35	33	4
千葉	101	225	16	愛媛	46	34	11
東京	350	1,462	115	高知	13	27	2
神奈川	71	228	20	福岡	59	204	48
山梨	32	74	6	佐賀	11	19	4
富山	52	66	7	長崎	24	27	10
石川	34	64	7	熊本	42	55	14
福井	30	55	5	大分	22	28	10
岐阜	41	91	9	宮崎	27	30	14
静岡	87	127	36	鹿児島	38	46	14
愛知	132	317	45	沖縄	56	55	6
三重	45	70	11	<b>計</b>	<b>2,799</b>	<b>5,749</b>	<b>872</b>

資料：観光庁観光産業課

### 旅行業者数の推移

	第1種旅行業者	第2種旅行業者	第3種旅行業者	旅行業者・代理業者	計
平成20年	812	2,804	6,098	892	10,606
平成21年	791	2,787	5,957	901	10,436
平成22年	769	2,744	5,891	879	10,282
平成23年	738	2,785	5,837	880	10,240
平成24年	726	2,799	5,749	872	10,146

(注) 各年4月1日現在

第1種旅行業務…海外を含むバック旅行及び乗車船券等の販売等

第2種旅行業務…国内のみのバック旅行及び乗車船券等の販売等

第3種旅行業務…乗車船券等の販売等

資料：観光庁観光産業課

### 3. 日本のバス事業略年表 (18.4.1～)

18. 4. 1	外客誘致法が施行	東名高速道路において、大型トラックのタイヤが外れ対向車線を走行していた観光バスに衝突し運転者が死亡する事故が発生。(運転者は生命の危機に直面したのにもかかわらず、バスを安定させるため、ハンドルをしっかり握り、ブレーキを踏み、サイドブレーキを引いて乗客の安全を守った。)
18. 6. 1	改正省エネ法が施行	
18. 6. 1	道路交通法が改正され、新たな違法駐車対策制度(放置車両に係る使用者責任の拡充・放置車両取締り関係事務の民間委託等)が施行。	
18. 7. 30	平成19年度バス予算について、国土交通省、総務省に軽油価格高騰に伴う増額確保等を要望。	
18. 8. 2	平成10年6月に策定した「バス事業における地球温暖化防止ボランティアプラン」を時代の要請に合ったものに見直し、「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」に改定した。	
18. 9. 4	軽油価格高騰について、国土交通大臣に地方バス路線維持費補助及び貸切バスの適切な料金転嫁について旅行業界への指導を要望。	
18. 9. 19	段階的に65歳までの雇用延長制度が義務化されたことに対応し、「バス事業者のための高齢者雇用促進の手引き」を策定。	
18. 9. 20	第19回バスの日	
18. 10. 1	コミュニティバスや乗合タクシー、市町村バス等の輸送サービスに対応するための改正道路運送法が施行。	
18. 10. 1	運輸安全マネジメントが施行。	
18. 10. 3	貸切バスについて、燃料コスト上昇分の適切な料金転嫁について旅行業協会に要望。	
18. 10. 24	道路特定財源の一般財源化反対について、自動車関係23団体が参加し、緊急総決起大会を開催。	
18. 11. 7	愛知県名古屋市で開催の第51回全国バス事業者大会において、「飲酒運転再発防止決議」を全会一致で決議。	
18. 12. 20	「バリアフリー新法」が施行。	
19. 3. 31	新長期規制適合バス及びエコドライブ管理システム用車載器の導入に対し、補助を実施。	
19. 6. 14	平成19年度春季全国バス事業者大会において、パネルディスカッション「飲酒運転根絶に向けて」を開催。	
19. 7. 25	軽油価格高騰について、国土交通省、総務省に軽油価格高騰に伴うコスト増に対応する予算額確保等を要望。	
19. 8. 2	「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」について、CO <sub>2</sub> 削減目標として「2010年度におけるCO <sub>2</sub> 排出原単位を1997年度比で12%改善する。」を設定したものに改定。	
19. 8. 30	地方交通委員会を開催して平成20年度バス予算に関する要望をとりまとめ、同日、国土交通省、総務省に対し要望。	
19. 9. 20	第20回バスの日	
19. 10. 19	平成19年2月18日に大阪府吹田市で発生した貸切バス事業者による重大事故を契機に、国土交通省では「貸切バスに関する安全等対策検討会」を設置し、この日に報告がとりまとめられた。	
19. 10. 29	首都・阪神高速道路(株)の距離別料金導入について、首都・阪神高速道路(株)及び国土交通省に反対を要望。	
19. 11. 14	軽油価格高騰について、国土交通大臣にバス関係予算及び運賃等への価格転嫁および旅行業界との調整を要望。	
20. 12. 3	自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度が開始。	
20. 1. 1	改正自動車NOx・PM法が施行。	
20. 1. 17	バス事業100年史刊行	
20. 2. 6	一般乗合バス、高速バスの管理の受委託について、系統長または車両数1/2から2/3に緩和。(自動車交通局長通達)	
20. 3. 25	自動車排出ガス規制の強化(ポスト新長期規制)が制定。	
20. 5. 1	平成20年3月31日をもって「軽油引取税の税率に関する特例措置」の期限切れに伴い、同年4月分は暫定税率は適用されなかったが、「地方税法等の一部を改正する法律」が公付され、同年5月1日より暫定税率が適用されることになったことに伴い、平成20年度においても運輸事業振興助成交付金制度は継続されることとなった。	
20. 6. 1	改正道路交通法の被害軽減措置(後部座席シートベルト着用義務化)が施行。	
20. 6. 27	勤務時間等基準告示に定められた運転時間を遵守するため「一般貸切旅客自動車運送事業に係る乗務距離による交替運転者の配置の指針について」国土交通省より通達。	
20. 7. 7	地球温暖化対策をテーマとして、世界主要8か国とEU連合が一同に会して話し合う北海道洞爺湖サミットが開催。	
20. 7. 24	国土交通大臣・総務省自治財政局長・自由民主党バス議員連盟の先生等に「軽油価格高騰対策に関するお願い」を要望。	
20. 7. 28	「都市バス対策に係るバス事業関連予算の拡充について」を都市交通・環境対策合同委員会了承後、国土交通省自動車交通局、道路局及び警察庁に要望。	
20. 8. 6	首都・阪神高速道路の距離別料金の導入について首都・阪神高速道路(株)に対しバス業界としての問題点を具申し、料金制度の改善を要望。	
20. 8. 22	各地でバス事業者に対し供給制限等が行われているため、資源エネルギー庁に対し、供給制限しないよう「バス事業者への軽油供給制限に関するお願い」を要望。	
20. 9. 2	「平成21年度政府予算編成に関する要望について」を地方交通委員会了承後、国土交通大臣、総務大臣に要望。	
20. 9. 4	「軽油価格高騰対策に関する(緊急重点項目)お願い」について、国土交通大臣・自由民主党バス議員連盟の先生に要望。	
20. 9. 20	第21回バスの日	
20. 10. 28	高速バスの一部緩和措置を図るため「高速バスの効率的な運行に係る道路運送法の取扱い」の自動車交通局旅客課長通達。	
20. 12. 2	平成20年7月に東名高速道路においてバスジャック事件が発生したのを受けて、平成12年7月に策定した「バスジャック統一対応マニュアル」を8年ぶりに改定した。	
20. 12. 9	政府の追加経済対策の高速道路料金的大幅引下げにあたり、高速バス・貸切バス・空港リムジンバスについても同様の対象にするよう、国土交通大臣及び自由民主党バス議員連盟に要望。	
20. 12. 12	「平成21年度税制改正大綱」において、「軽油引取税に係る営業用バス、トラックの交付金措置を軽油引取税の暫定税率も含めた税率の検討がなされる今後の税制抜本改革時までの間延長する。この間については、都道府県に対し、交付金の基準額を確保すべく確実な予算措置が講じられるよう要請する。」とされ、交付金については、今後の税制抜本改革時までの間延長されることとなった。	
21. 1. 1	大阪府環境条例による流入車規制が開始。	

## 日本のバス事業略年表

21. 2. 1 「バス利用促進」の一環として、バスマスクによる広報活動を全国展開した。
21. 3. 17 「政府の平成21年度経済対策の補正予算に関するお願い」について自由民主党政務調査会長衆議院議員保利耕輔先生及びバス議員連盟に対し、地方バス、バリアフリー対策及び環境対策に資する車両購入費補助の増額等について要望。
21. 3. 31 「燃料費高騰対策及びバス利用促進対策」として、「バス輸送改善推進事業」の一部変更（増額補正）を行い、低燃費車に対する補助の実施、エコドライブ管理システムの車載器に対する助成単価の引き上げ、新たに同システムの事業所用機器を助成対象とした。
- 国土交通省は、事業用自動車の事故について自家用自動車に比べてその減少幅が少ないこと等から「事業用自動車総合安全プラン2009」を策定した。
21. 4. 10 バス産業の課題と今後の向かうべき方向性を検討するため、国土交通省と日本バス協会と共同で開催してきた「バス産業勉強会」の報告書が取りまとめられた。国土交通省において「貸切バス事業者の安全性等評価認定制度検討会」を設置し、利用者が優良な貸切バス事業者を選択できるよう、貸切バス事業者の安全に対する取組状況等について評価・公表する制度を取りまとめられた。
21. 5. 29 貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度の実施主体になる。
21. 6. 10 「新型インフルエンザの影響によるバス事業への支援要望について」を国土交通省自動車交通局長に要望。
21. 6. 16 「土・日祭日の高速道路料金的大幅値下げの施策に関するお願い」を国土交通大臣および東日本高速道路(株)ほか高速道路3社に対して要望。
21. 6. 17 国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」を受け、10年後（平成30年）における交通死者数ゼロ、人身事故件数を1,800件以下、ただちに飲酒運転をゼロとする、を施策の柱とした「バス事業における総合安全プラン2009」を策定した。
21. 8. 4 「都市バス対策に係るバス事業関連予算の拡充について」を都市交通・環境対策合同委員会了承後、国土交通省自動車交通局、道路局及び警察庁に要望。
21. 8. 5 車両火災発生等緊急時における乗客の安全確保に万全を期すため、「車両火災発生等緊急時における統一対応マニュアル」を策定した。
21. 8. 17 「平成22年度政府予算編成に関する要望について」を国土交通大臣、総務大臣に要望。
21. 9. 20 第22回バスの日
- 「バスフェスタ2009 in TOKYO」を丸ビル・マルキューブで開催
21. 10. 19 「高速道路料金施策の見直しに関するお願い」について、国土交通大臣に反対要望。
21. 12. 4 「平成22年度バス関係予算、税制、高速道路料金施策及び経済政策に関する最重点要望事項」について、民主党の阿久津副幹事長に要望。
21. 12. 22 運輸事業振興助成交付金について、「平成22年度税制改正大綱」（平成21年12月22日閣議決定）において、「軽油引取税に係る運輸事業振興助成交付金の仕組みは、従来通り継続することとします。」とされた。
22. 3. 25 会員事業者が運輸安全マネジメントについて円滑な取り組みが出来るよう、主に中小規模事業者を対象とした推進マニュアル「安全マネジメントに取り組みましょう」を作成・配布した。
22. 3. 30 「高速道路料金（統一料金制度及び無料化社会実験）に関する要望」について馬淵国土交通副大臣に反対要望。
22. 4. 1 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）が施行され、軽油引取税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、その税率水準は維持されることとなった。
22. 4. 28 旅客自動車運送事業運輸規則及び関係通達が一部改正され、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化が施行される。
22. 6. 18 前原国土交通大臣に高速道路料金施策について要望。
22. 6. 28 高速道路無料化社会実験を開始。
22. 9. 10 総務省より国土交通省に対し「貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が行われた。
22. 9. 20 第23回バスの日
22. 10. 3 「バスフェスタ2010 in YOKOHAMA」をパシフィコ横浜で開催
22. 10. 12 「安全性確保と地域公共交通の安定確保」を目的として、ツアーバス対策、コミュニティバス対策等の検討のため、運営委員会に「企画小委員会」を設置。
22. 11. 5 「ツアーバスに対する規制の強化」、「ツアーバスを容認する通達の効力停止・見直し」、「旅客の安全を確保する観点から法令遵守の徹底」の3項目を主柱とした「ツアーバスの適正化に関する緊急要望」を国土交通大臣に提出。
22. 11. 24 「自動車関係諸税に関する民主党manifesto実現要請行動」を自動車輸送関連5団体が参加して決起大会とともに街頭行進を実施。
22. 11. 25 東京駅及び新宿駅周辺における高速ツアーバス実態調査を実施。
22. 11. 26 「バス関係事業規制・制度の見直し、平成23年度予算、税制、高速道路料金施策」に関して民主党に対して要望。
22. 12. 7 馬淵国土交通大臣、池口副大臣、政務三役に高速道路料金政策について緊急要望。
22. 12. 16 運輸事業振興助成交付金については、「平成23年度税制改正大綱」（平成22年12月16日閣議決定）において、「引き続き、平成23年度においては、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税について当分の間として措置されている現在の税率水準を維持することとします。」とされ、「軽油引取税の当分の間税率を当面継続するにあたり、これと一体の措置である営業用トラック、バスに対する運輸事業振興助成交付金については、これに関する地方交付税措置を含め、継続します。」とされた。
22. 12. 27 大阪地区における高速ツアーバス実態調査を実施。
23. 2. 9 大島国土交通大臣に高速道路料金施策について要望。
23. 2. 16 「高速道路の当面の新たな料金割引について」を国土交通省が公表（マイカー、平日上限2,000円）。
23. 3. 14 「東日本巨大地震に伴うバス事業関係燃料確保に関する緊急要望について」を政府政策本部、関係省庁（国土交通省・経済産業省・資源エネルギー庁）等に要望。
23. 3. 15 私鉄総連、東北地方太平洋沖地震に関し、11春闘は、組合回答日及び未解決組合統一ストライキについては除外の申し入れ。
23. 3. 16 「東北地方太平洋沖地震を踏まえた高速バスの輸送力確保のための緊急対応について」通達（国自安第167号、国自旅第226号、国自整第136号）。
23. 3. 23 当面の新たな料金割引の実施は当面延期し、現在の料金割引を継続。

## 日本のバス事業略年表

23. 3. 23	民主党・日本バス議員連盟設立される。		
23. 4. 1	貸切バス事業者の安全性評価認定制度の運用が始まる。	24. 5. 11	国土交通省からの要請を受け、長距離夜行便の運転者の実態調査及び二人乗務化の検討など安全対策の推進についての通知を发出。
23. 4. 14	「東日本大震災復旧・復興対策等に関する要望について」を政府与党に要望。	24. 5. 15	厚生労働大臣からの「バス運転者の労働時間管理等の徹底に関する要請書」を堀内会長が直接受け取り、全国の会員事業者に周知徹底。
23. 4. 27	平成23年5月1日から、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化が実施されることに伴い、日本バス協会策定の「飲酒運転防止対策マニュアル」を一部改定。	24. 5. 16	原油価格高騰のため全日本トラック協会、日本バス協会、全国ハイヤー・タクシー協会、労働組合主催による「燃料価格高騰による経営危機全国統一行動・関東ブロック総決起集会」が、日比谷公会堂にて開催された。
23. 5. 9-11	東日本大震災の視察及び被災事業者との意見交換等のため、日本バス協会による被災地視察調査（岩手県、宮城県及び福島県）を実施。	24. 5. 16	国土交通大臣からの「高速ツアーバス等の安全対策強化に関する要請書」を堀内会長が直接受け取り、全国の会員事業者に周知徹底するとともに、夜間長距離高速乗合バスと夜間長距離高速ツアーバスを運行する会員事業者に対し、交替運転者の配置指針等についての実態調査を実施。
23. 5. 16	民主党日本バス議員連盟による、宮城県及び福島県被災状況視察が行われる。	24. 5. 30	国土交通省、「高速バス等の運転時間・乗務距離等に関するアンケート調査」を実施。
23. 5. 27	バス事業規制の見直しの方向性などを中心に、今後のバス事業のあり方について検討を行うため、「バス事業のあり方検討会」中間報告が取りまとめられた。	24. 6. 1	日本バス協会として、事業経営の立場から、高速路線バス及び貸切バス等を運行に従事する運転者の勤務上の規則（労使協定等）を把握するため、労働時間等の実態調査を実施。（調査対象は、高速バス委員会、貸切委員会、安全輸送委員会及び労務委員会の各所属事業者。）
23. 7. 14	ツアーバス問題を解消し、高速乗合バス事業への制度一本化についてを民主党日本バス議員連盟会長等に要望	24. 8. 9	「平成25年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」を国土交通省、総務省および警察庁に提出
23. 8. 19	貸切バス事業者安全性評価認定制度がスタートし、はじめて21社が認定された。その後、順次認定され最終的に224社が認定された。	24. 8. 22	衆議院国土交通委員会において、「交通基本法案」についての参考人意見陳述を高橋会長が行う。
23. 9. 11	「バスフェスタ2011 in TOKYO」を東京・日比谷公園で開催。	24. 9. 20	第25回バスの日
23. 9. 20	第24回バスの日	24. 10. 13	「バスフェスタ2012 in TOKYO」代々木公園ケヤキ並木で開催
23. 9. 30	第177回国会において議員立法により「運輸事業の振興の助成に関する法律（平成23年法律第101号）」が制定され、平成23年8月30日に公布、同年9月30日から施行された。併せて、同法の委任政令・省令である「運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令（平成23年政令第300号）」、「運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成23年総務省、国土交通省令第1号）」の制定に伴い、総務大臣名にて各都道府県知事・各都道府県議会議長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律、同法第三条第一項の事業を定める政令、同法施行規則の施行等について（通知）」及び国土交通省自動車局長名にて各運輸局長あてに「運輸事業の振興の助成に関する法律の施行について」の通達が発せられ、法律に基づく交付金措置が講じられることとなった。	25. 4. 2	国土交通省において「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」発表
23. 10. 31	ツアーバス問題を解消し、路線バス事業への制度一本化についてを樽床幹事長代行、池口企業団体対策委員長に要望。	25. 5. 16	平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を生かし、今後発生が予想される東海地震等の大規模災害に対応するため、「大規模災害基本対応マニュアル」を策定した。
23. 12. 1	被災地支援及び観光復興の観点から、東北地方の高速道路の無料開放を実施。（24. 3. 31まで）	25. 8. 2	新高速乗合バス、貸切バスにおける交替運転者等の配置基準施行
24. 1. 1	首都高速・阪神高速が距離別料金へ移行。	25. 8. 2	「平成26年度政府予算編成（バス対策関係）に関する要望について」及び「平成26年度バス関係税制要望」を国土交通省、総務省および警察庁に提出
24. 2. 24	交通基本法の早期制定について、民主党、国民新党、自民党、公明党の先生方に対し要望。	25. 8. 2	平成19年に策定した「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」に定めた「2010年度におけるCO2排出原単位を1997年度比12%改善する。」との目標を概ね達成したことを受けて、引き続き地球温暖化対策の取組みを強化していくため、「平成32年度（2020年度）におけるCO2排出原単位を平成22年度（2010年度）比6%改善する。」を目標とする「バス事業における低炭素社会実行計画」を策定した。
24. 4. 3	高速乗合バスと高速ツアーバスの新制度による新たな高速乗合バスへの一本化に向けて、さらに貸切バス事業の適正化対策を内容とする「バス事業のあり方検討会」報告まとまる。	25. 9. 20	第26回バスの日
24. 4. 29	午前4時40分頃、群馬県藤岡市の関越自動車道において高速ツアーバスが乗客45名を乗せて走行中、道路の左側壁に衝突し、乗客7名が死亡、乗客38名が重軽傷を負う事故が発生。同日、国土交通省自動車局長より发出された通達を全国の会員に周知。	25. 10. 5	「バスフェスタ2013 in TOKYO」代々木公園ケヤキ並木で開催
24. 5. 8	関越自動車道の高速ツアーバスの事故を受けて、日本	25. 11. 19	自民党バス議員連盟において「バス事業に係る平成26年度予算、税制等に関する要望等について」を要望
		25. 11. 27	交通政策基本法成立

#### 4. 都道府県バス協会名簿

協 会	〒	所 在 地	TEL FAX
(一社)北海道バス協会	060-0001	札幌市中央区北1条西19-2	011-621-4161 011-621-1566
(公社)青森県バス協会	030-0843	青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	017-739-0571 017-739-0573
(公社)岩手県バス協会	020-0871	盛岡市中ノ横通1-9-22 盛岡バスセンター3階	019-651-0680 019-651-0740
(公社)宮城県バス協会	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1-2 猪股ビル3階	022-295-9894 022-295-9896
(公社)福島県バス協会	960-8165	福島市古倉字吉田40 福島県自動車会館	024-546-1478 024-546-1473
(公社)秋田県バス協会	010-0962	秋田市八幡大畑2-12-55 秋田県自動車会館2階	018-863-5349 018-864-4549
(社)山形県バス協会	990-2161	山形市大字漆山字行役1422	023-686-6135 023-686-6168
(一社)茨城県バス協会	310-0844	水戸市住吉町292-5 茨城県自動車会館	029-247-6603 029-248-3620
(一社)栃木県バス協会	321-0169	宇都宮市八千代1-4-12	028-658-2622 028-658-2923
(一社)群馬県バス協会	379-2166	前橋市野中町588	027-261-2072 027-261-5537
(一社)埼玉県バス協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂2-2-15 埼玉県交通会館内	048-824-5539 048-831-5416
(一社)千葉県バス協会	261-0002	千葉市美浜区新港212-2	043-246-8151 043-241-0548
(一社)東京バス協会	151-0061	渋谷区初台1-34-14 初台TNビル1階	03-3379-2441 03-3378-9970
(一社)神奈川県バス協会	222-0033	横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館1階	045-548-3521 045-472-8008
(一社)山梨県バス協会	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館	055-262-1201 055-262-1202
(公社)新潟県バス協会	950-0088	新潟市中央区万代1-6-1 新潟交通㈱本社ビル内	025-247-8131 025-243-9793
(公社)長野県バス協会	380-0936	長野市大字中御所鶴田560-4	026-226-3288 026-226-3654
(公社)富山県バス協会	930-0992	富山市新庄町字馬場24-2 富山県自動車会館	076-424-9317 076-492-3168
(公社)石川県バス協会	921-8011	金沢市入江3-160 石川県自動車会館	076-291-0197 076-292-1624
(公社)福井県バス協会	918-8023	福井市西谷1-1401 福井県自動車会館	0776-34-1730 0776-34-1748
(公社)岐阜県バス協会	501-6133	岐阜市日置江2648-2 岐阜県自動車会館5階	058-279-3700 058-279-3709
(一社)静岡県バス協会	420-0031	静岡市葵区呉服町1-20 呉服町タワー2階	054-255-9281 054-251-5305
(公社)愛知県バス協会	451-0045	名古屋市西区名駅2-21-14 大都名駅ビル1階	052-551-5484 052-551-5488
(公社)三重県バス協会	514-0303	津市雲出長常町1190-1	059-234-1101 059-234-0616
(一社)滋賀県バス協会	524-0104	守山市木浜町2238-4 グリーンルーフ2階	077-585-8333 077-585-8335
(一社)京都府バス協会	612-8418	京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館	075-691-6517 075-681-9499
(一社)大阪バス協会	530-0004	大阪市北区堂島浜2-1-25 中央電気倶楽部	06-6341-8006 06-6348-9500
(公社)兵庫県バス協会	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-8	078-391-0543 078-331-2495
(公社)奈良県バス協会	630-8244	奈良市三條町511-3 奈良交通第2ビル5階	0742-25-2110 0742-23-0208

(公社)和歌山県バス協会	640-8404	和歌山市湊1106	073-422-8090 073-433-4049
(一社)鳥取県バス協会	680-0006	鳥取市丸山町246-10	0857-22-2724 0857-22-2726
(一社)鳥取県旅客自動車協会	690-0024	松江市馬淵町堀り木64-3	0852-37-0334 0852-37-1158
(公社)岡山県バス協会	703-8245	岡山市中区藤原25 岡山県自動車会館2階	086-272-1365 086-273-6308
(公社)広島県バス協会	732-0056	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階	082-261-3238 082-261-1743
(公社)山口県バス協会	753-0821	山口市葵1-5-58	083-922-5031 083-925-8242
(一社)徳島県バス協会	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1-6	088-641-3617 088-641-3627
(一社)香川県バス協会	760-0021	高松市西の丸町1-26 大川バスビル3階	087-851-2320 087-821-6161
(一社)愛媛県バス協会	790-0067	松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル2階	089-931-4094 089-931-5054
(一社)高知県バス協会	781-5103	高知市大津乙1879-9	088-866-0505 088-866-0506
(一社)福岡県バス協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-10-17 陸運会館5階	092-431-9704 092-452-3761
(一社)佐賀県バス・タクシー協会	849-0928	佐賀市若楠2-7-2 佐賀県交通会館	0952-31-2341 0952-31-2342
(一社)長崎県バス協会	850-0032	長崎市興善町4-6 伊野ビル5階	095-822-9018 095-826-6411
(一社)熊本県バス協会	860-0805	熊本市中央区桜町3-10 熊本交通センタービル2階	096-352-9694 096-352-9670
(一社)大分県バス協会	870-0907	大分市大津町3-4-13 大分県交通会館3階	097-558-3946 097-558-0308
(一社)宮崎県バス協会	880-0902	宮崎市大淀4-5-3 南宮崎駅前ビル1号館3階	0985-51-0158 0985-51-0159
(公社)鹿児島県バス協会	890-0064	鹿児島市鳴池新町12-12	099-252-8670 099-252-8674
(一社)沖縄県バス協会	900-0021	那覇市泉崎1-20-1 那覇バスターミナル2階	098-867-2316 098-863-5926



2013年版 日本のバス事業52

平成26年3月発行

編集	公益社団法人	日本バス協会
発行者	〒100-0005	東京都千代田区丸の内3丁目4番1号 (新国際ビル912号)
		TEL 03-3216-4011
		FAX 03-3216-4016
		ホームページ <a href="http://www.bus.or.jp">http://www.bus.or.jp</a>